

神石高原町 こども計画

令和7年度～令和11年度



令和7年3月
神石高原町

～ 目 次 ～

第1章 計画の策定にあたって-----	1
1 計画の背景と趣旨-----	1
2 計画の位置付け-----	2
3 計画の期間-----	3
4 計画の対象-----	4
5 計画の策定方法-----	4
第2章 神石高原町の現状と課題 -----	7
1 こどもと子育て家庭を取り巻く状況-----	7
2 第2期子ども・子育て支援事業計画の実施状況-----	15
3 アンケート調査等からみる課題-----	40
4 こども計画に向けての課題-----	42
第3章 こども施策の推進に関する基本的な方針 -----	50
1 基本理念-----	50
2 基本目標-----	51
3 施策体系-----	53
第4章 こども施策の展開-----	55
基本目標1 こどもまんなかを進める環境の実現-----	55
基本施策（1）こども・若者が意見表明できる機会の充実-----	55
基本施策（2）安心・安全に過ごせる環境の充実-----	55
基本施策（3）多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり-----	57
基本施策（4）こども・若者、子育て家庭にやさしい地域づくり-----	59
基本目標2 安心してこどもを産み育てることができる環境の実現-----	60
基本施策（5）妊娠・出産から子育てまでの切れ目のない支援の充実-----	60
基本施策（6）結婚から子育て、教育等の経済的負担の軽減-----	62
基本施策（7）子育てと仕事を両立するための支援の充実-----	63
基本目標3 こどもの成長・若者の自立、社会参加の実現-----	64
基本施策（8）こどもの成長の保障と遊びの充実-----	64
基本施策（9）こどもが安心して過ごし学ぶことのできる環境の充実等-----	65
基本施策（10）若者のライフデザインを応援する取組-----	66
基本目標4 援助を必要とするこども・若者、子育て家庭を支える環境の実現-----	68
基本施策（11）障害児・医療的ケア児等への支援-----	68
基本施策（12）児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援-----	69
基本施策（13）こども・若者の貧困対策-----	70
基本施策（14）ひとり親家庭への支援-----	71

第5章 施策の指標一覧	72
1 成果指標	72
2 活動指標	72
第6章 量の見込みと確保方策	75
1 提供区域の設定	75
2 教育・保育事業の量の見込みと確保方策	75
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	77
第7章 計画の推進体制	86
1 計画推進のための各主体の役割	86
2 計画の進捗状況の管理及び見直し	86
参考資料	87
1 アンケート調査等により把握した現状	87
2 神石高原町子ども・子育て会議 委員名簿	106
3 神石高原町子ども・子育て会議 審議経過	107

◆ 本計画における「こども」の表記について

本計画における「こども」の表記は、原則としてひらがなで「こども」とします。

ただし、法律や各種計画、事業の名称及び「神石高原町第2期子ども・子育て支援事業計画」に関連する「第2章 神石高原町の現状と課題」の「1 こどもと子育て家庭を取り巻く状況」及び「2 第2期子ども・子育て支援事業計画の実施状況」の記載については、それぞれの計画、事業に準拠して「子供」「子ども」と表記しています。

第1章 計画の策定にあたって

1 計画の背景と趣旨

わが国では、急速な少子化の進行に伴い、令和5（2023）年の合計特殊出生率^{※1}1.20となり、出生数も72万7,277人と過去最少になりました。その要因としては、未婚や共働き世帯の増加、仕事と子育てとの両立に対する負担感や子育てに関する不安感、経済的負担などが指摘されています。

また、近年、こどもや若者を取り巻く環境は急激に変化しており、教育格差、貧困、いじめ、不登校に加え、若者の自殺、児童虐待やヤングケアラー^{※2}等深刻な課題に直面しています。さらに、地域間の人口の偏り、グローバルな社会課題をはじめ、デジタル化への対応等が求められる中、次世代を担うこどもや若者に対する支援は、国の最重要課題の一つとされています。

このような背景を受け、国は令和5（2023）年4月に「こども家庭庁」を設立し、「こども基本法」を施行しました。そして、同年12月には「こども大綱」が策定され、全てのこどもが身体的・精神的・社会的に幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指すことが掲げられています。

地方においては、こどもの健全な成長と自立を支えるための地域社会の役割が一層重要なっています。本町では、令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの「神石高原町第2期子ども・子育て支援事業計画（以下「第2期計画」）」を策定し、「子どものいのちの根っこを育み、健やかでたくましい幹への成長を支える神石高原町」を目指し、妊娠・出産・子育てを通じて、切れ目のない総合的な施策を進めてきました。

この間、本町においても、少子化や若者の流出に伴う人口減少、地域のつながりの希薄化といった課題が顕在化しています。こども大綱の目指す「こどもまんなか社会」の実現につなげていくため、現行の第2期計画に、結婚支援・働き方改革などの「少子化対策」、子どもの生活保障と教育機会の均等化を図る「子どもの貧困対策」及びこどもや若者の育成と支援を全面的に推進するための「こども・若者支援対策」の要素を新たに位置付けた「神石高原町こども計画」を策定します。

本計画は、町民一人一人が「子どもの育ち」を共通の価値として共有し、全てのこども・若者の権利が守られ、健やかに成長、自立できるよう、社会全体で総合的にこども・若者、子育て家庭を支援・応援する環境を整備することを目的に策定するものです。

併せて、計画を推進するにあたっては、本町及び広島県三原市・尾道市・福山市・府中市・竹原市・世羅町と岡山県笠岡市・井原市の7市2町で構成された備後圏域連携協議会において連携を図ることで、広域的な住民サービス向上を進めていきます。

※1 【合計特殊出生率】一人の女性が生涯で産む子どもの数の予測値

※2 【ヤングケアラー】大人になる前、つまり18歳以下のこどもや若者が、家族などの身体的または精神的な問題を抱える人々のケア（介護や看護、サポート）を提供している人

2 計画の位置付け

本計画は、こども基本法第10条に基づく「市町村こども計画」として位置付けます。

また、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」、子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に基づく「市町村計画」、子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に基づく「市町村子ども・若者計画」、及び成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律第5条に基づく「母子保健を含む成育医療等に関する計画」を含めます。

こども基本法

第10条

2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

子ども・子育て支援法

第61条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

次世代育成支援対策推進法

第8条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。 略

子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律

第10条

2 市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村における子どもの貧困の解消に向けた対策についての計画（次項において「市町村計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

子ども・若者育成支援推進法

第9条

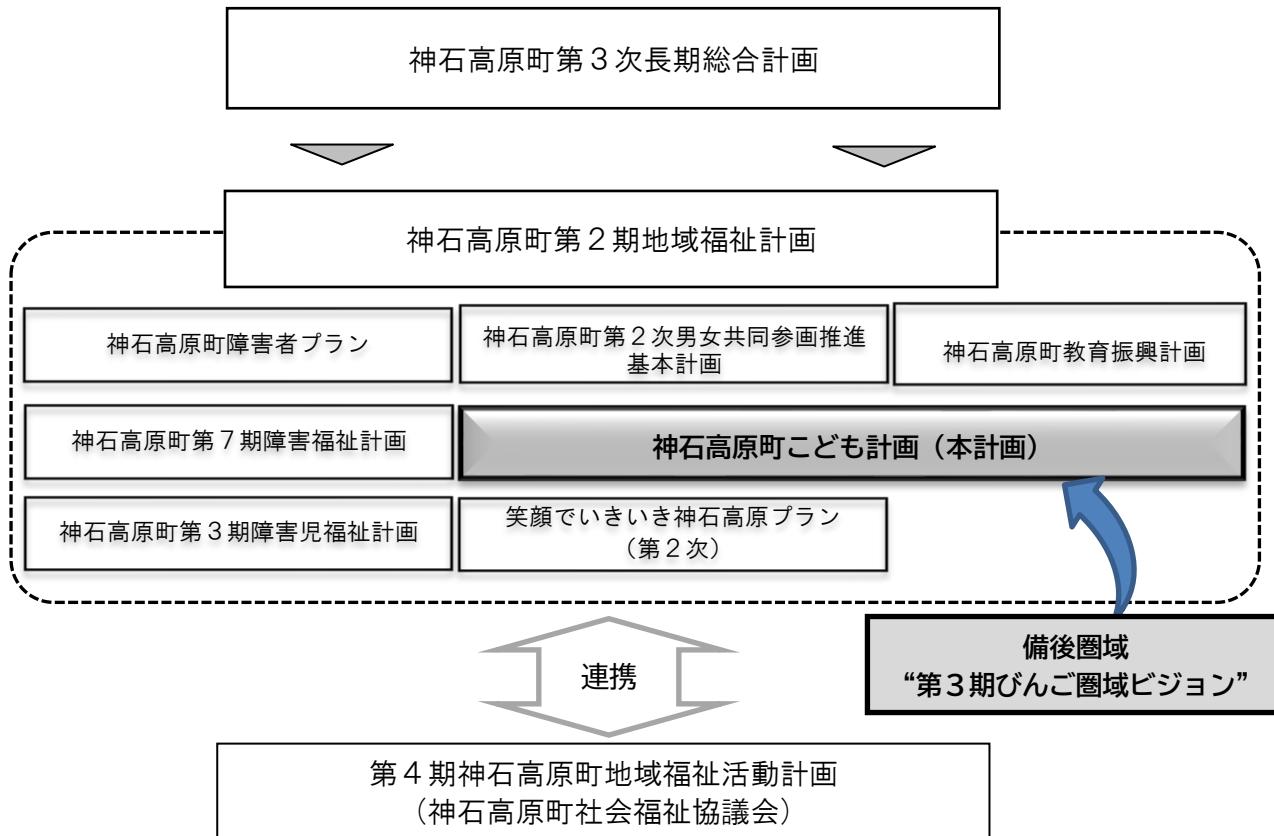
2 市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱（都道府県子ども・若者計画が定められているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画）を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画を定めるよう努めるものとする。

成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、成育医療等の提供に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

本計画は、「神石高原町第3次長期総合計画」を上位計画として位置づけ、「神石高原町第2期地域福祉計画」「笑顔でいきいき神石高原プラン（第2次）」「神石高原町障害者プラン」等、こどもやまちづくりに関する関連計画との整合・連携を図り、施策を総合的に推進していきます。

■本町における計画の位置付け■



3 計画の期間

本計画の期間は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間とします。

なお、社会・経済情勢、こどもを取り巻く環境の変化、本町の状況等に対応し、必要に応じて計画の見直しを行います。

年度	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R 9 (2027)	R 10 (2028)	R 11 (2029)	R 12 (2030)	R 13 (2031)	R 14 (2032)	R 15 (2033)
神石高原町 長期総合計画									
第3次									
神石高原町 地域福祉計画									
第2期					第3期				
神石高原町 こども計画									
第1期					第2期				

4 計画の対象

妊娠期から概ね30歳未満の全てのこども・若者と子育て家庭とします。なお、施策・事業の内容に応じ、地域住民や関係団体、事業者等を対象に加えるとともに、対象年齢も柔軟に対応します。

また、「こども基本法」において、「『こども』とは心身の発達の過程にある者をいう。」とされており、こどもが若者となり、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を指しています。本計画においても、若者の対象年齢については、概ね30歳未満としますが、上記の考え方を踏まえ、施策や事業によっては明確に年齢で区分しないこととします。

5 計画の策定方法

(1) 策定体制

児童福祉関係者、各種団体、組織の関係者及び保護者代表等で構成する「神石高原町子ども・子育て会議」に諮り、計画の原案や重要事項等を審議しました。

(2) 子ども・子育てニーズ調査

「子ども・子育てニーズ調査」は、子育て家庭の実態や意向、課題等を把握し、必要となる施策の検討につなげることを目的に実施しました。

区分	就学前児童保護者調査	小学生児童保護者調査
調査対象者と抽出方法	就学前児童を持つ保護者全員	小学生児童を持つ保護者全員
調査方法	郵送または直接配布・郵送回収 ・保育園での配布・回収 100 ・自宅への郵送・回収 40	直接配布・郵送回収 ・小学校での配布・回収 290
調査期間	令和6（2024）年1月	令和6（2024）年1月
回収状況	配布数 140 回収数 95 回収率 67.9% (前回 57.4% 平成31(2019)年1月)	発送数 290 回収数 175 回収率 60.3% (前回 59.2% 平成31(2019)年1月)

(3) 子ども・若者調査

「子ども・若者調査」は、子ども・若者が抱える悩みや不安、ニーズ等を把握し、気軽に相談できる環境の整備や居場所づくりなどの施策の検討につなげることを目的に実施しました。

調査対象者 と抽出方法	町内在住の高校生～29歳までの住民
調査方法	郵送配布・郵送・WEB回収
調査期間	令和6（2024）年6月26日～7月24日
回収状況	配布数 697 総回答数 194 回収率 27.8%

(4) 広島県子供の生活に関する実態調査

本計画の策定にあたり、子どもとその家庭の生活実態を把握するため、広島県が令和5（2023）年度に小学5年生、中学2年生及びその保護者を対象として実施した「子供の生活に関する実態調査」の神石高原町の結果を、必要となる施策の検討につなげています。

(5) 子ども・子育て支援関連団体及び関連施設等対象調査

子どもや子育て中の保護者等を対象に支援している関係機関や団体を対象に、現在の取り組みや今後の意向などについて把握し、必要となる施策の検討につなげることを目的に実施しました。

対象団体	36団体
調査方法	郵送配布・回収
調査期間	令和6（2024）年7月8日～7月26日
回収状況	回答団体 30団体 内訳 保育・教育サービス施設等 7団体 学校 7団体 病院・歯科医院 4団体 子育て支援施設等 11団体 関連団体 1団体

(6) グループインタビュー

「グループインタビュー」は、アンケート調査ではわからないニーズ等を把握し、必要となる施策の検討につなげることを目的に実施しました。

対象団体	広島県立油木高等学校3年生	神石高原町青年会
参加人数	6名	6名
実施日	令和6(2024)年9月6日(金)	

(7) パブリックコメント

本計画について事前に内容を公表し、町民のみなさんから意見を募集しました。

第2章 神石高原町の現状と課題

1 こどもと子育て家庭を取り巻く状況

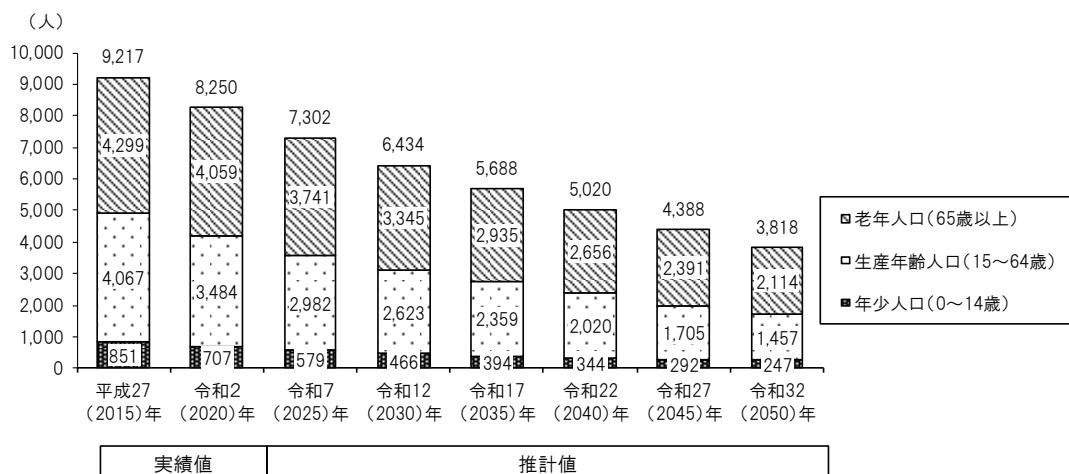
(1) 総人口と年齢区分別人口の推移と予測

本町の総人口は、ほぼ一貫して減少し、令和2（2020）年には8,250人となりました。総人口は、今後も減少が見込まれています。

年齢区分別では、年少人口、生産年齢人口、老人人口の全ての区分で、減少傾向で推移すると見込まれています。

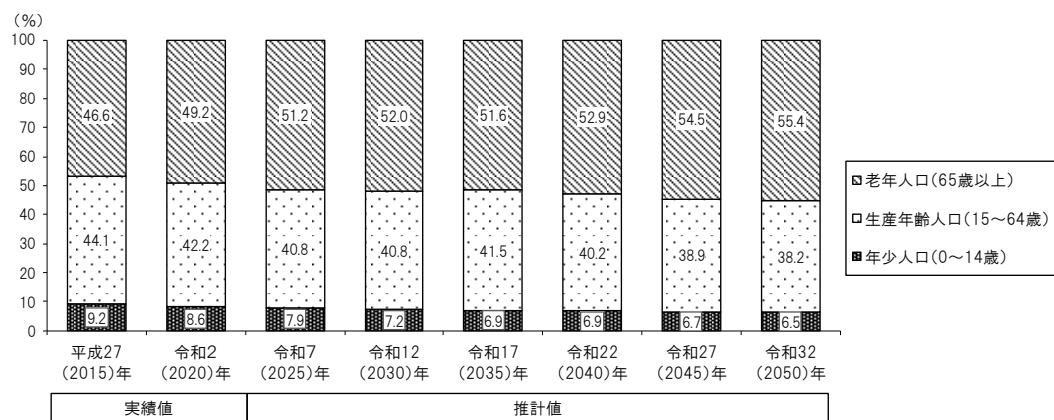
令和32（2050）年には高齢化率が55.4%になると推計されています。

■総人口・年齢区分別人口の推移と予測■



資料：令和2（2020）年までは国勢調査実測値、令和7（2025）年以降は国立社会保障・人口問題研究所推計値

■年齢区分別人口構成比の推移と予測■



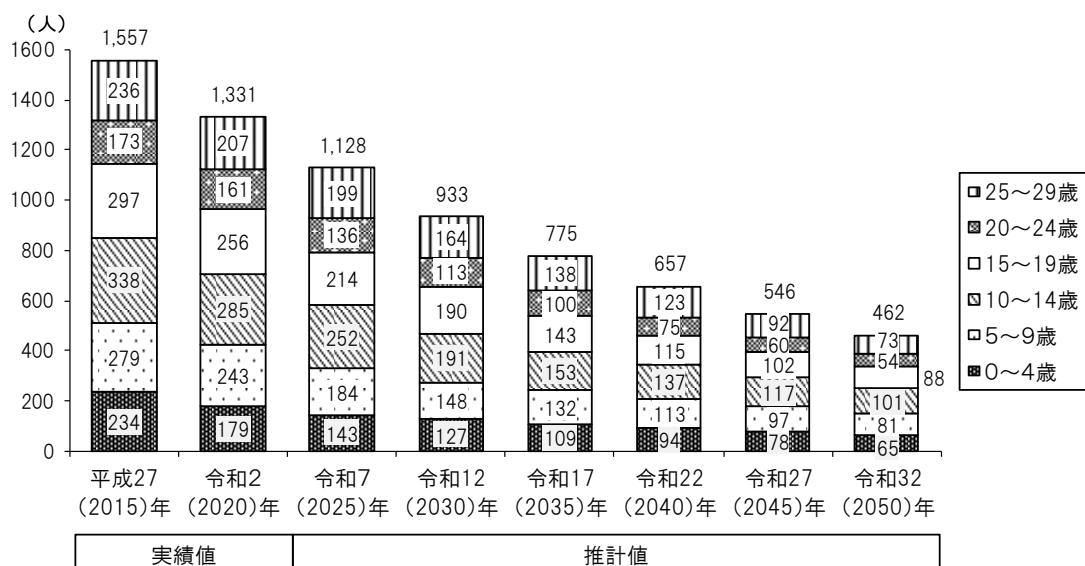
※ 構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはならない。

資料：令和2（2020）年までは国勢調査実測値、令和7（2025）年以降は国立社会保障・人口問題研究所推計値

(2) こども、子育て対象人口の推移と予測

本町の令和2（2020）年の0～4歳人口は179人、5～9歳人口は243人、10～14歳人口は285人、15～19歳は256人、20～24歳は161人、25～29歳は207人となっています。人口は、6つの年代ともに一貫して減少すると推計されています。

■29歳以下区別人口の推移と予測■



資料：令和2（2020）年までは国勢調査実測値、令和7（2025）年以降は国立社会保障・人口問題研究所推計値

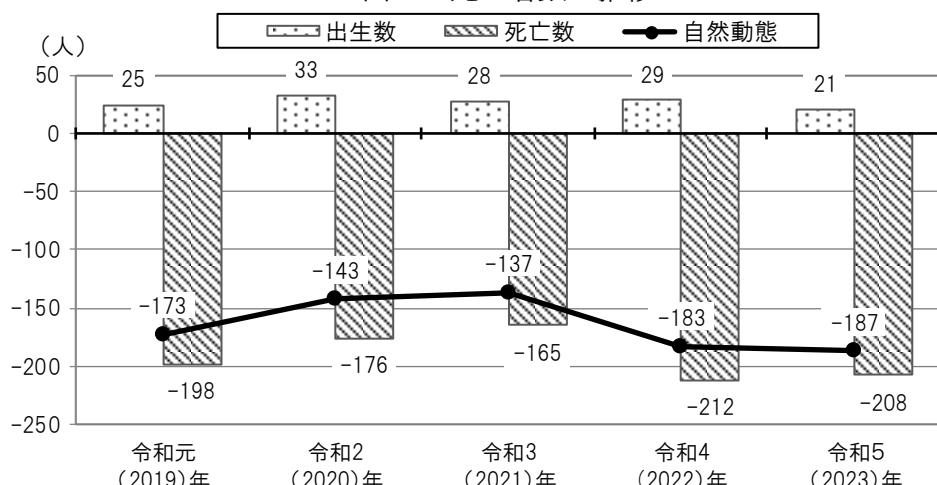
(3) 人口動態（出生・死亡、転入・転出）

【出生・死亡者数の推移】

本町の出生数はほぼ横ばいで推移しており、過去5年間の平均は約27人となっています。令和5（2023）年の出生数は21人となっています。

死亡数は令和3（2021）年には165人でしたが、以後の2年間では200人を超えて推移しています。過去5年間の平均は約192人となっています。令和5（2023）年の死亡数は208人となっています。出生数から死亡数を引いた「自然動態」は、出生数を死亡数が大幅に超過しており、自然減の状態が続いている。

■出生・死亡者数の推移■



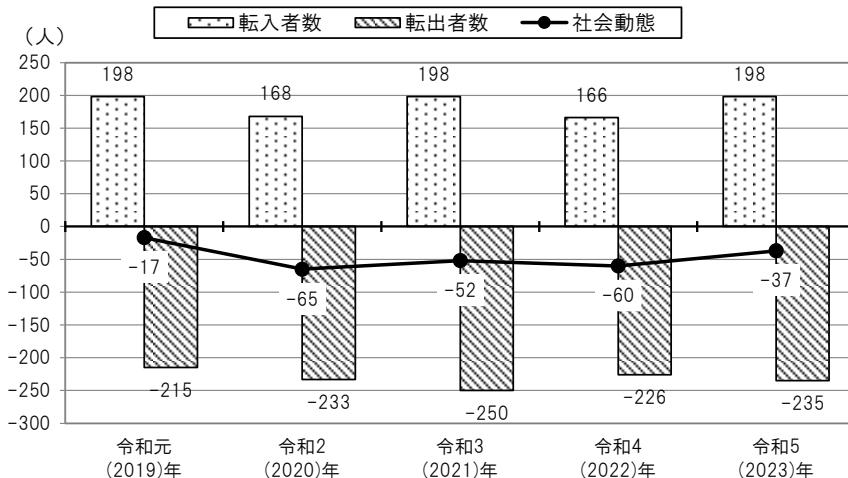
資料：厚生労働省「人口動態調査」

【転入・転出者数の推移】

本町の転入者についてみると、過去5年間平均では約190人程度で推移している一方、転出者数を見てみると過去5年間平均では約230人程度で推移しています。

転出者から転入者を差し引いた、「社会動態」はマイナスで推移していて、社会減の状態であることがわかります。

■転入・転出者数の推移■

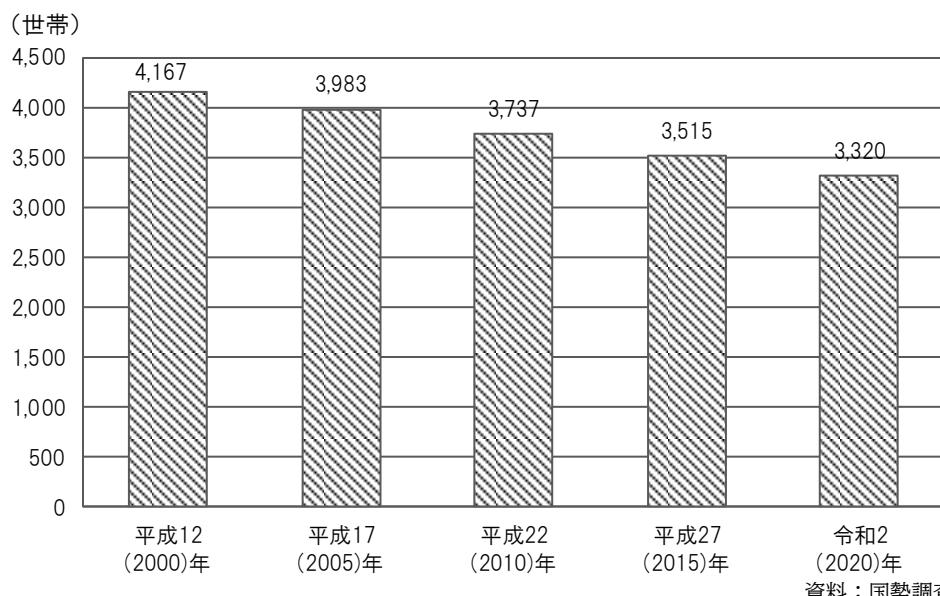


資料：厚生労働省「人口動態調査」

(4) 世帯数の推移

本町の一般世帯数は平成12（2000）年には4,167世帯ありましたが、年々減少傾向にあります。令和2（2020）年には3,320世帯となっており、20年間で847世帯減少しています。

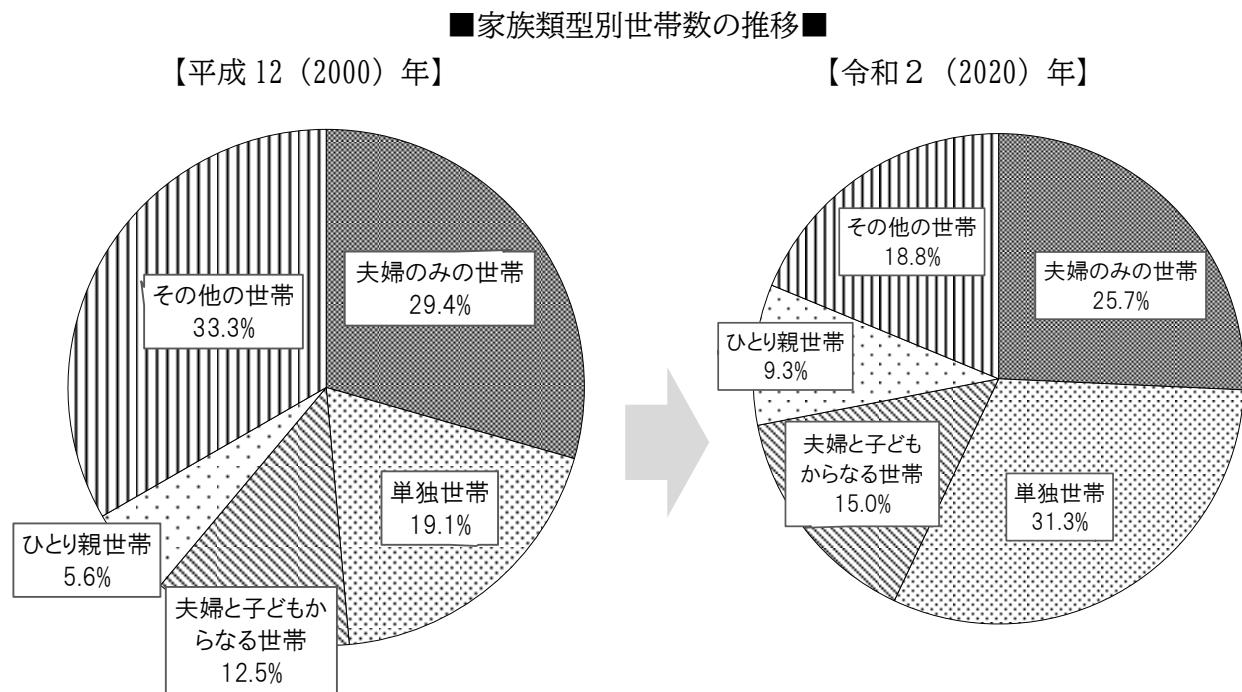
■一般世帯数の推移■



資料：国勢調査

本町の世帯を家族類型別にみると、平成12（2000）年から令和2（2020）年にかけて「夫婦のみの世帯」「その他の世帯」が減少し、それ以外の世帯が増加していることがわかります。特に単独世帯は平成12（2000）年では19.1%でしたが、令和2（2020）年には31.3%と、約1.6倍となっています。

なお、令和2（2020）年国勢調査時点の夫婦ともに働いている世帯は1,143世帯であり、本町全体の一般世帯数3,320世帯の34.4%を占めています。



※1 平成12（2000）年は旧油木町、旧神石町、旧豊松村、旧三和町の合計から算出している。

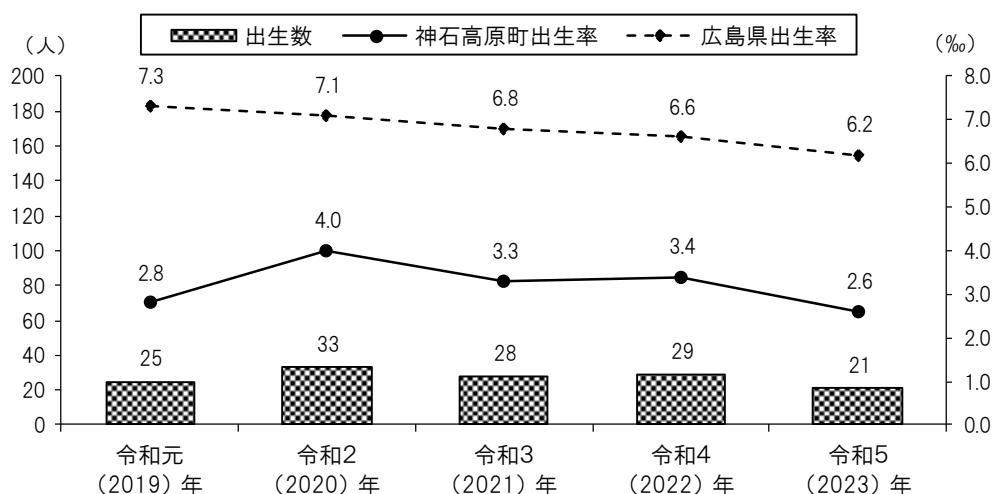
※2 構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはならない。

資料：国勢調査

（5）出生数と出生率

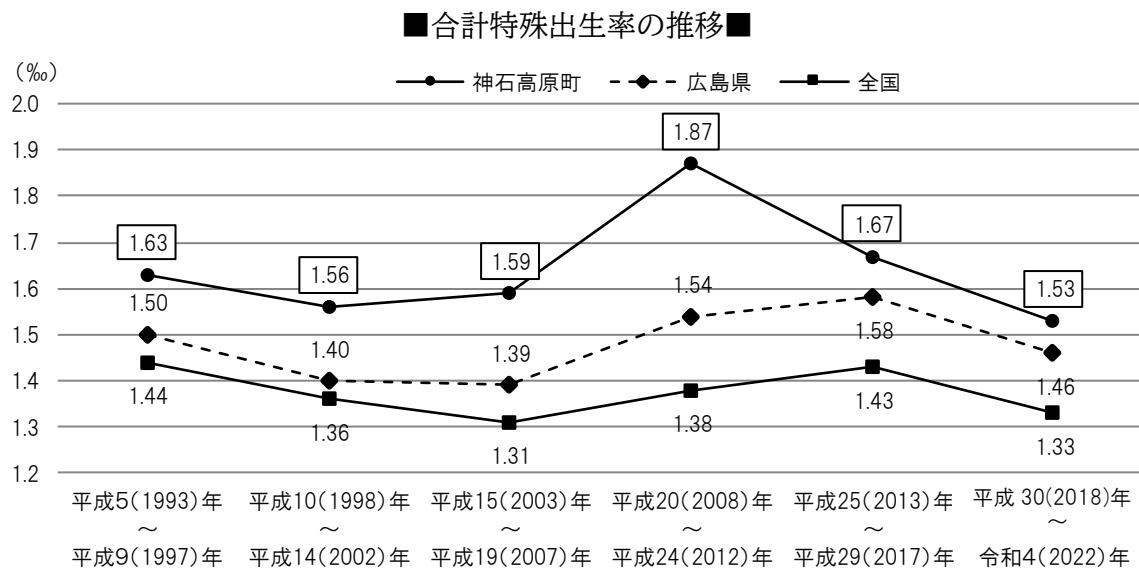
本町の出生数は令和元（2019）年の25人から増減を繰り返しながら、平均27人となっています。人口千人当たり出生率は、平均して3.2%となっていますが、各年ともに広島県に比べると低くなっています。

■出生数の推移■



資料：厚生労働省「人口動態調査」

本町の合計特殊出生率をみると、平成 10（1998）年～平成 14（2002）年以降増加に転じていきましたが、平成 20（2008）年～平成 24（2012）年以降減少しています。しかし、依然として国・県よりも高い水準で推移しています。



※ 小地域間の比較や経年的な動向を合計特殊出生率でみる場合、特に出生数が少ない場合には、数値が大幅に上下し、その地域の出生の動向を把握することが困難です。これは、標本数(出生数)が少ないために、偶然変動の影響を受け、数値が不安定な動きを示すためであり、このような場合、観測データ以外にも対象に関する情報を推定に反映させることができ、「ベイズ推定」が有力な手法となります。

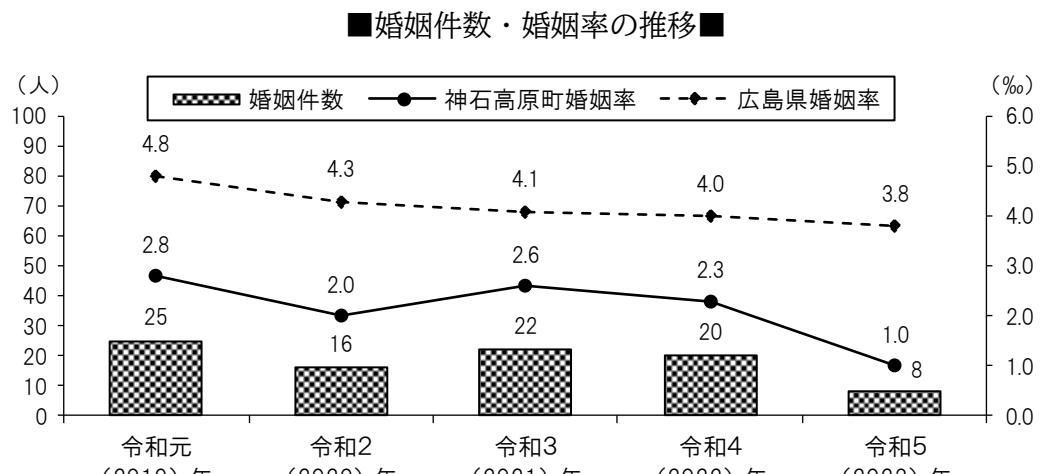
具体的には、当該自治体を含むより広い地域である二次医療圏のグループの出生の状況を情報として活用し、これと各自治体固有の出生数等の観測データとを総合化して当該自治体の合計特殊出生率を推定するものです。

このように「ベイズ推定」の手法を適用することにより、小地域に特有なデータの不安定性を緩和し、安定的な推定を行うことが可能となります。

資料：人口動態保健所・市区町村別統計（人口動態統計特殊報告）

(6) 婚姻件数と婚姻率

本町の婚姻件数は令和元（2019）年の 25 件から増減を繰り返しながら推移しています。人口千人当たり婚姻率は平均して 2.14% となっていますが、各年ともに広島県に比べると低くなっています。

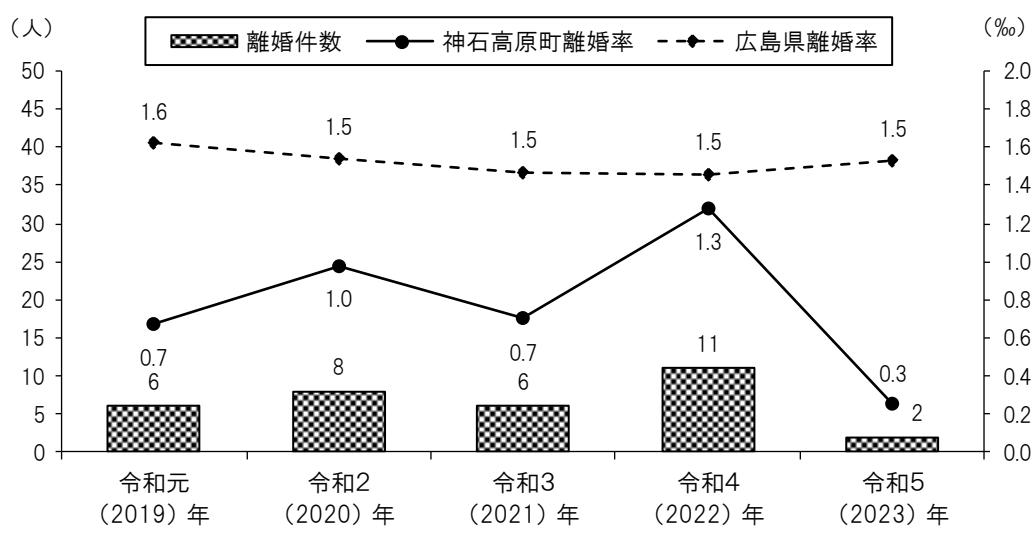


資料：厚生労働省「人口動態調査」

(7) 離婚件数と離婚率

本町の離婚件数は令和元（2019）年の6件から増減を繰り返しながら推移しています。人口千人当たり離婚率は令和元（2019）年の0.7‰から増減を繰り返しながら推移しています。令和元（2019）年以降の離婚率は、広島県と比べて下回っています。

■離婚件数・離婚率の推移■



資料：厚生労働省「人口動態調査」

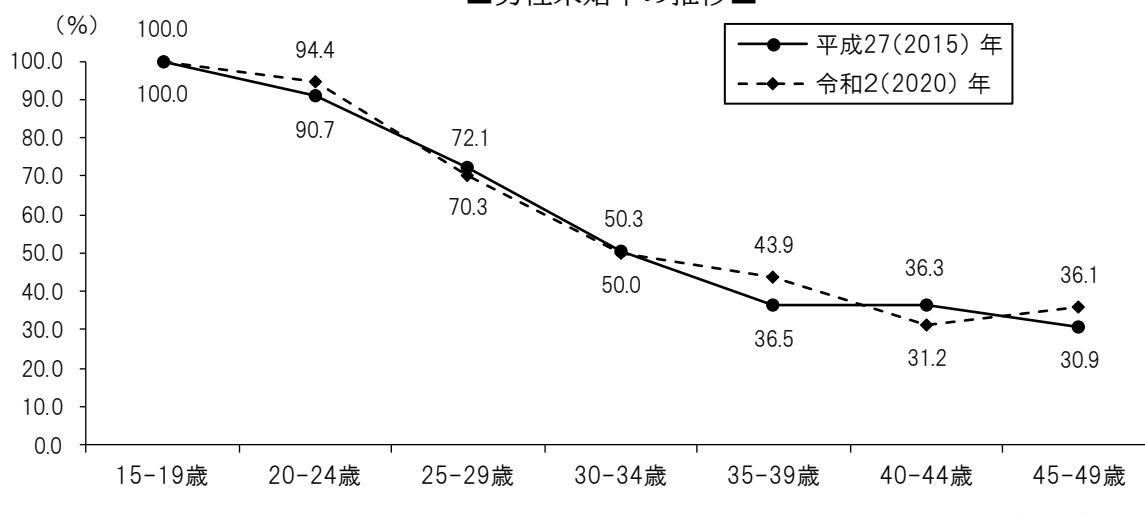
(8) 男性未婚率と女性未婚率

本町の男性未婚率は、平成27（2015）年から令和2（2020）年にかけて、20-24歳、35-39歳、45-49歳は増加しています。また、25-29歳、40-44歳は減少しています。

女性の未婚率は、20-24歳、25-29歳、30-34歳、40-44歳、45-49歳で増加しています。また、35-39歳では減少しています。

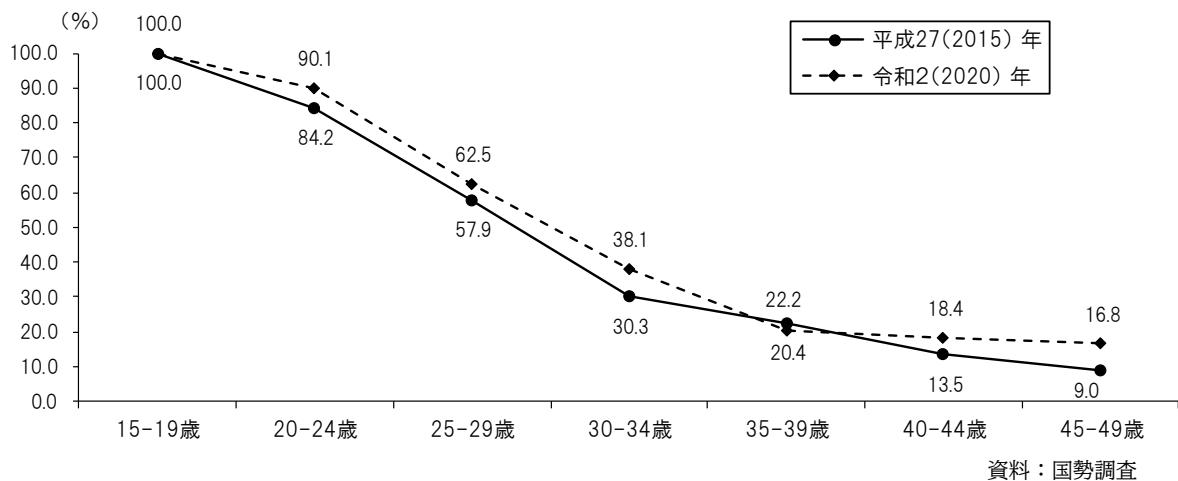
男女の晩婚化、未婚率の増加が進んでいます。

■男性未婚率の推移■



資料：国勢調査

■女性未婚率の推移■



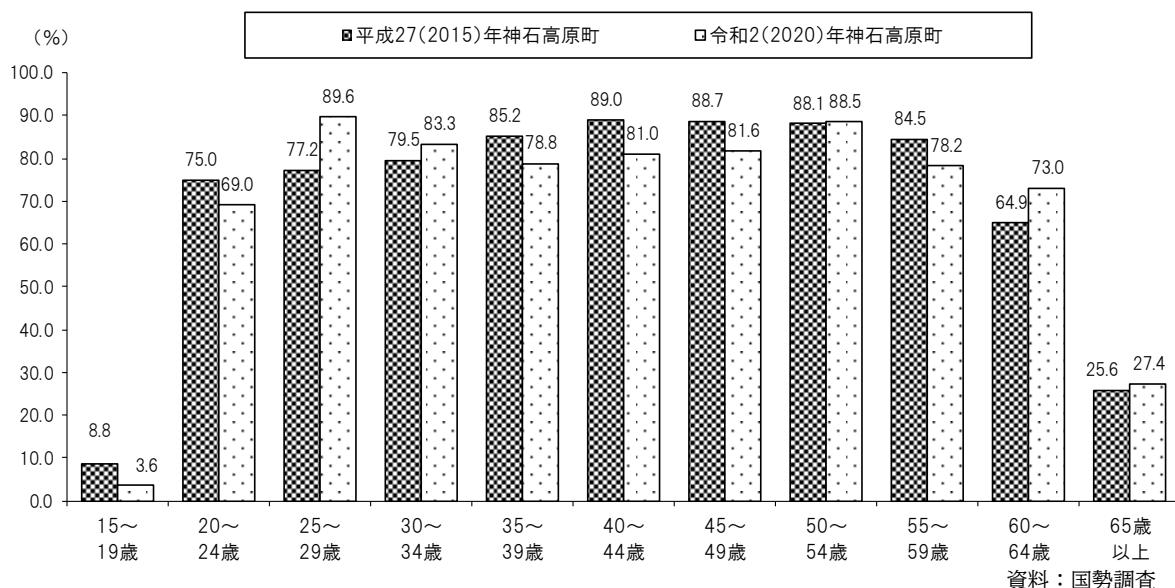
(9) 女性の就業状況

平成 27 (2015) 年から令和 2 (2020) 年にかけての女性の就業率は、25~29 歳、30~34 歳、50~54 歳、60~64 歳、65 歳以上で増加しています。

令和 2 (2020) 年について、全国や広島県と比較すると、20 歳以降全て高めとなっています。

本町の場合、全国や広島県と比較すると、全ての年齢で人口規模が小さく、就業者の増減で就業率は大きく変動しています。

■女性の就業率の推移■



■女性の年齢別就業率の比較■

(単位 : %)

区分	令和2（2020）年 神石高原町	令和2（2020）年 広島県	令和2（2020）年 全国
15～19 歳	3.6	13.7	14.2
20～24 歳	69.0	63.8	59.7
25～29 歳	89.6	72.6	68.9
30～34 歳	83.3	67.6	64.5
35～39 歳	78.8	68.7	64.9
40～44 歳	81.0	73.0	68.5
45～49 歳	81.6	75.0	70.6
50～54 歳	88.5	74.4	70.2
55～59 歳	78.2	70.9	68.0
60～64 歳	73.0	58.8	57.3
65 歳以上	27.4	18.2	18.1

資料：国勢調査

2 第2期子ども・子育て支援事業計画の実施状況

(1) 母親と子どもの健康づくりの状況

1 母親と子どもの健康の確保・増進

【第2期計画 基本方針の考え方】

安心して出産し子育てに臨めるような、妊娠期からの安定した環境づくりのため、母子健康手帳交付時からのきめ細やかな保健指導を充実させるとともに、妊産婦・乳幼児等訪問指導、妊婦・乳児健康診査等の充実に努めます。また、各種教室を開催し、母子保健知識の普及、乳幼児の事故防止に関する意識啓発等を推進します。

さらに、子どもの健康を確保・増進するため、健康診査、予防接種を推進するとともに、健康に対する意識啓発に努めます。

ア 母親の健康の確保・増進

■母親の健康の確保・増進の状況■

事業名	事業概要	令和5（2023）年度 実施状況
母子健康手帳交付	<ul style="list-style-type: none">・妊娠から出産、育児、予防接種、健康診査などを記録する母子健康手帳を保健師と助産師により個別面談をして交付しています。・手帳交付時に子育てガイドを配布し、町で実施している子育て支援策の紹介を行っています。	母子健康手帳交付数 24 件
妊産婦健康診査・妊婦歯科健診	<ul style="list-style-type: none">・母親とおなかの赤ちゃんの健康を守り、妊娠中の健康診査を無料で受けることができる受診券（妊婦健診・妊婦歯科健診）を交付しています。・産後のからだとこころの状態を確認するため、産後2週間、産後1か月など、出産後間もない時期に医療機関や助産所で行われる健診を無料で受けることができます。	妊婦健診 14 回、妊婦歯科健診 1回 妊婦健康診査受診対象者数 37 人 妊婦健康診査受診者数 延べ 256 人 妊婦歯科健診受診者数 4 人 産婦健康診査受診対象者数 21 人 産婦健診受診者数 延べ 27 人
妊産婦訪問相談事業	<ul style="list-style-type: none">・妊娠・出産・育児についての正しい知識の普及や、安心して出産・育児ができるように、保健師・助産師や母子推進員等が家庭訪問しています。	妊婦訪問 延べ 13 人 産婦訪問 延べ 72 人
妊産婦個別相談事業	<ul style="list-style-type: none">・個別相談を実施し、保健師・助産師等と妊産婦の良好な関係づくりを行っています。	個別相談 延べ 136 人
乳児全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	<ul style="list-style-type: none">・保健師、助産師、母子推進員等が乳児のいる全ての家庭を訪問し、親子の孤立化を防ぐために様々な不安や悩みに対応するとともに、必要な子育て情報の提供を行っています。	訪問件数 21 件
乳幼児訪問相談事業	<ul style="list-style-type: none">・乳幼児を持つ親が、授乳や育児等に対する不安や悩みを抱えることなく子育てができるために、きめ細やかな情報提供と育児支援が受けられるよう家庭訪問を実施しています。	新生児・乳児 28 人 (延べ 78 人)
すこやか育児サポート事業	<ul style="list-style-type: none">・妊娠中から乳児期の子育ての不安や疑問に対応するため、産婦人科医、小児科医及び町の保健師が連携して、相談支援を行っています。	利用件数 1 件

事業名	事業概要	令和5（2023）年度 実施状況
養育支援訪問事業	・育児ストレス、産後うつ病、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、子育て経験者等による育児・家事の援助または保健師・助産師等による具体的な養育に関する指導助言等を訪問により行っています。	利用者なし
産後ケア事業	・産後手助けが必要な母親と赤ちゃんのケアを医療機関や助産所などで受けることができます。	利用者 3人 (宿泊延べ3日、訪問延べ4日) 利用できる医療機関・助産所 3か所

資料：子育て応援課

イ 母子保健知識の普及

■母子保健知識の普及の状況■

事業名	事業概要	令和5（2023）年度 実施状況
マタニティ教室 (家族の育児レッスン)	・基本的な妊娠出産に関する情報を伝える場、知ってもらう場として、育児技術(沐浴、おむつ替え、抱っこ)の実施体験の場として、また、夫婦間の考え方の違いを知り共通の知識を持たせる場として開催しています。	参加者 5組 (延べ9人母5人、父3人、小学生1人) 先輩親子 3組
産前産後の骨盤底(ペリネ)ケア	・妊婦には出産に向けた身体の準備と、産後は自身の身体をケアするために、骨盤底筋エクササイズを実施しています。	産前 実人数 16人 産後 実人数 21人 (延べ24人)
育児相談 (にじいろ育児相談)	・参加者同士の交流を行うとともに、育児についての不安、乳児とのかかわり方、離乳食についてなど、様々な悩みや不安などについて、保健師・助産師等が指導や助言を行っています。	実施回数 12回 利用者延べ 78人

資料：子育て応援課

ウ 子どもの健康の確保・増進

■子どもの健康の確保・増進の状況■

事業名	事業概要	令和5（2023）年度 実施状況
乳幼児健康診査	・乳児健康診査(4か月・6か月・9か月・12か月)(年6回)、1歳6か月児健康診査(年4回)、3歳児健康診査(年4回)を行っています。	乳児健診 実施回数 6回 4か月児健診 受診者数 24人 6か月児健診 受診者数 20人 9か月児健診 受診者数 25人 12か月健診 受診者数 29人 1歳6か月児健診 実施回数 4回 受診者数 27人 3歳児健診 実施回数 4回 受診者数 32人
歯科健診及び歯科指導	・1歳6か月児及び3歳児健診において、歯科健診及び歯科指導を行っています。	1歳6か月児健診 実施回数 4回 受診者数 27人 3歳児健診 実施回数 4回 受診者数 3人

事業名	事業概要	令和5（2023）年度 実施状況
フッ素塗布事業	・2歳以上小学生までを対象に、無料で年1回、町内の歯科医院で歯科健診・フッ素塗布・ブラッシング指導を実施しています。	2歳～就学前 對象者数 151人 受診者数 55人 小学生 對象者数 293人 受診者数 75人
5歳児にじいろ相談	・3歳児健診までには見えなかった社会性の発達などを見つけ、5歳児なりの成長を確認し、必要な支援につなげています。	対象者数 29人 (欠席 2人) うち所見なし 15人 所見あり 14人 就学前相談勧奨 8人 こども発達支援センター受診 3人 親子教室勧奨 4人 幼稚園・保育所でフォロー 7人
定期予防接種事業	・乳幼児の健康づくりを支援するため、町内外の医療機関で、定期予防接種を無料で受けることができます。	町内医療機関で接種 延べ 135人 町外医療機関で接種 延べ 571人
妊婦及び乳幼児・児童等インフルエンザ予防接種費助成事業	・生後6か月から 18 歳以下の者及び妊婦を対象に、インフルエンザ予防接種の費用を、申請により助成しています(任意接種)。 満1歳～小学生 2回接種 7,000 円限度 中学生～18 歳以下 1回接種 4,000 円限度 妊婦 1回接種 4,000 円限度	生後6か月～小学生 對象者 485人 (申請者 67人) 中学生～18 歳以下 對象者 339人 (申請者 36人) 妊婦 對象者 37人 (申請者 0人)
おたふくかぜワクチン接種費助成事業	・乳児の感染症予防及び保護者の身体的・経済的な負担軽減を図るため、おたふくかぜワクチン接種の費用を、申請により助成しています(任意接種)。	対象者 189人 (申請者 14人)

資料：子育て応援課

2 食育の推進

【第2期計画 基本方針の考え方】

楽しい食事は健康な身体をつくるだけでなく、人間性の形成と家族関係づくりの基本となるものです。そのために、「神石高原町第3次食育推進計画」に基づいて、子どもから大人になるまでの成長の段階に応じた食や食品ロスに関する学習の機会や情報の提供、料理教室の開催等を行い、食育活動を推進します。

ア 保護者への食育の推進

■保護者への食育の推進の状況■

令和6（2024）年度 事業概要
<p>(子育て応援課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所において、毎月の「給食だより」や、行事、取組等を定期的に保護者にお知らせしています。 ・母子推進員の訪問によるレシピ配布は継続しています。 ・もぐもぐキッチンは 1～2 か月に 1 度実施できています。乳児健診やにじいろサロンで参加を呼びかけ、参加者の人数も安定してきています。 <p>(教育課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「給食だより」や「保健だより」などを通じて学校給食での取組を伝え、食について家庭での意識啓発を図っています。

イ 子どもへの食育の推進

■子どもへの食育の推進の状況■

令和6（2024）年度 事業概要	
(子育て応援課)	
・各保育所で食育計画を立て、実施しています。	
・食事マナー、虫歯予防、旬の食べ物、行事食等を学び、また給食の時間以外の日常生活の中でも、食や健康について学ぶ取組を行っています。	
(教育課)	
・担任や養護教諭等による食育指導・食事のマナー等、食の指導を行っています。	

ウ 子どもへの食・農体験の推進

■子どもへの食・農体験の推進の状況■

令和6（2024）年度 事業概要	
(子育て応援課)	
・保育所の畑の野菜の栽培や収穫、地域に出て梅や芋の収穫、米づくり体験、自分たちで行うクッキング等、季節に応じた体験を各保育所で行っています。	
(教育課)	
・学級園で農作物を育て調理したり、地元産野菜についてのクイズを行うなど、工夫しながら食への意欲や関心を深め、残さず食べることで作ってくれる人への感謝や食品ロスについて学ぶ授業を行っています。	

3 思春期保健対策の推進

【第2期計画 基本方針の考え方】

思春期における心と体の健康づくりを推進するため、町、小中高等学校、地域等が連携して、性に関する正しい知識の普及と健全な意識の醸成、喫煙や薬物の有害性、パソコン、携帯、スマートフォン等の危険性等についての基礎知識の普及を図ります。

また、問題・危険行動に陥りやすい子どもに対する相談体制の充実と保護者に対する意識啓発を推進します。

ア 子どもへの思春期保健対策の推進

■子どもへの思春期保健対策の推進の状況■

令和6（2024）年度 事業概要	
(子育て応援課)	
・必要に応じて関係機関と連携を取りながら相談支援を行っています。	
(教育課)	
・各小中学校において、正しい知識の普及啓発のための授業を行っています。また、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーをはじめ、児童育成支援拠点事業 アイ♡アイやこども家庭センターも学校と連携し、児童・生徒に対する相談指導を行っています。	

イ 保護者への意識啓発の推進

■保護者への意識啓発の推進の状況■

令和6（2024）年度 事業概要
(教育課) ・学校が配布する「学校だより」などを通して、意識啓発を図っています。また、学校と連携し、スクールソーシャルワーカーが家庭訪問を行い保護者の相談も行っています。

4 母子医療の充実

【第2期計画 基本方針の考え方】

母子の心身の健康を守るために、広域的な専門医療体制や町内医療体制の充実に努め、保護者に基本的な医療知識の普及を図るほか、子どもに係る医療費負担を軽減するために乳幼児・こども医療費の助成を行います。

また、子どもを産みたい家庭を支援するために、高額の医療費が掛かる不妊治療等に対して、国や県とともに本町も支援します。

ア 母子医療の充実

■母子医療の充実の状況■

令和6（2024）年度 事業概要
(健康衛生課) ・広域的な周産期医療体制、小児救急医療体制の PR、福山市内の4医療機関(病院)の小児二次救急輪番制による小児医療体制を確保しています。 ・福山市民病院への総合周産期母子医療センター開設に向け、医師の確保のため備後圏域が連携して県への要望活動、また、広島県と福山市が主体となり、岡山大学に寄付講座の設置を行っています。

イ 医療知識の普及

■医療知識の普及の状況■

令和6（2024）年度 事業概要
(子育て応援課) ・保護者に対して、乳幼児健診(年 14 回)の際に、対象にあわせたパンフレットを配布し健康管理知識の普及を行っています。 ・関係機関、地域住民を対象に、乳幼児の健康管理について、小児科医による講演会を開催しました。 ・母子推進員を対象に研修会を開催し、乳幼児の健康管理や予防接種等の資料を提供しています。

ウ 医療費助成の充実

■医療費助成の充実の状況■

事業名	令和5（2023）年度 実施状況
乳幼児等医療費助成事業 こども医療費助成事業	<ul style="list-style-type: none">・乳幼児の医療費の一部をその保護者に支給することにより、その疾病的早期発見と治療を促進し、乳幼児の保健の向上と福祉の増進を図っています。・町独自で高校3年生まで対象を拡充し助成しています。 <p>【利用者負担額】</p> <p>1 医療機関につき 1 日 500 円</p> <p>ただし、同一医療機関においては、入院の場合、月 14 日まで(通院の場合、月4日まで)</p> <p>※令和6年度より利用者負担額は無料</p>
ひとり親家庭等医療費助成事業	<ul style="list-style-type: none">・母子家庭の母及び児童、父子家庭の父及び児童並びに父母のいない児童の医療費の一部を公費で負担し、心身の健康の向上と福祉の向上を図っています。 <p>※令和6(2024)年度より利用者負担額は無料</p>
重度心身障害者医療費助成事業	<ul style="list-style-type: none">・重度障害者またはその保護者に医療費の一部を助成することにより、重度障害者の保健及び福祉の向上を図っています。

資料：福祉課

事業名	令和5（2023）年度 実施状況
不妊治療費等助成事業	<ul style="list-style-type: none">・不妊検査及び不妊治療に掛かった費用を保険適用の有無にかかわらず、県からの助成額を除いた費用(上限 30 万円まで)を助成しています。
不育症治療費助成事業	<ul style="list-style-type: none">・妊娠はするけれども、流産、死産、もしくは生後1週間以内に死亡する新生児死亡などを繰り返す「不育症」に係る検査及び治療に掛かった費用のうち、県の助成額を除いた金額(上限 30 万円まで)を助成しています。(1年度につき1回)

資料：子育て応援課

（2）子どもと子育てを支える環境づくりの状況

1 子育てに係る意識啓発の推進

【第2期計画 基本方針の考え方】

核家族化や地域のつながりの希薄化等により、家庭での子育て力の低下が指摘されています。親が自己肯定感を向上させ、子育てに喜びや楽しみを感じることのできる家庭づくりを行うために、子育てにおける家庭の重要性や男女共同参画に関する講座や父親の子育て参加を促すための子育て講座の開催、親子でのふれあいを深めることができる場の設定等を通じて子育てに係る意識啓発や親としての自覚の醸成に努めます。

ア 家庭の重要性に係る意識啓発の推進

■家庭の重要性に係る意識啓発の推進の状況■

事業名	令和5（2023）年度 実施状況
子育てガイドの配布	<ul style="list-style-type: none">・母子健康手帳交付時に、子育てガイド他、子育てに関するちらしを配布しました。
「親の力」を学び合う学習プログラム講座	<ul style="list-style-type: none">・「親の力」を学びあう学習プログラムでは、今年度 11 人が主要メンバーとして活躍しました。年間3回の親プロ講座を開催し、延べ 20 人程度の参加がありました。また町内のイベントにも積極的に参加をして、イベント参加者向けに講座を実施しました。

資料：子育て応援課、未来創造課

イ 男女共同参画による子育ての推進

■男女共同参画による子育ての推進の状況■

事業名	令和5（2023）年度 実施状況
男女共同参画推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画推進事業実行委員会では、11月に研修会を実施し「男性の育休」について、実際に育休を取得された男性の実体験と、その時に感じたことなどを講演しました。9名中8名の委員の参加がありました。 ・油木高等学校で実施したヒューマンフェスタにおいて、男女共同参画パネル展示を行い若い世代への意識啓発に取り組みました。

資料：未来創造課

ウ 親子のふれあいの推進

■親子のふれあいの推進の状況■

令和6（2024）年度 事業概要
<p>(子育て応援課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・おひさま広場^{※1}において、ヨガやリズムあそびなど、親子でふれあえるイベントを開催しています。 <p>【イベント内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ママストレッチ＆抱っこレッスン、児童安全法講習会、交通安全教室、火災予防教室、親子ヨガ、ドレミひろば、ピラティス＆お楽しみ会(季節に合わせた内容を実施)、オンラインおしゃべり広場^{※2}

※1 【おひさま広場】妊娠から就学前の親子まで、子育ての輪を広げ気軽に立ち寄れる交流の場のこと。

※2 【オンラインおしゃべり広場】子育て親子のための自宅等からオンラインで参加できる場のこと。

2 相談支援の充実

【第2期計画 基本方針の考え方】

子育てに関する相談は多様化、複雑化しています。子育てに関する保護者の悩みや不安を軽減し、楽しみながら子育てができるように、関係機関との連携の強化を図り、子育て世代包括支援センターや地域子育て支援センターの相談支援体制や障害のある子どもと保護者に対する相談支援体制及び子育てに関する情報提供の一層の充実を図ります。また、小中学校におけるスクールカウンセラーの充実を図ります。

ア 子どもと子育てに係る相談支援等の充実

■子どもと子育てに係る相談支援等の充実の状況■

事業名	令和5（2023）年度 実施状況
子育て世代包括支援センター「にじいろ」 (令和6年度からこども家庭センター [※])	<ul style="list-style-type: none"> ・安心して妊娠・出産・子育てができるよう、妊娠前のこと、出産・産後の身体のこと、心のこと、育児のことなど、気になることがあれば気軽に相談できるワンストップ相談窓口を子育て応援課に設置しています。 <p>来所相談 延べ 292件、電話相談 延べ 207件、訪問 延べ 171件</p>
教育相談 アイ♡アイ (令和5年度末まで)	<ul style="list-style-type: none"> ・学校生活、家庭生活、不登校などの教育相談を実施しています。 <p>【日時】火～金 10時～17時 【場所】シルトピアカレッジ図書館 【相談員】教育子育て相談員 【相談件数】来所相談 延べ 25件、電話相談 延べ 53件</p>
心理士によるカウンセリング (令和5年度末まで)	<p>【日時】月2回 10時～16時(予約制) 【場所】シルトピアカレッジ図書館 【相談件数】 延べ 24件</p>
子育て相談	<p>【日時】月1回 13時～16時(予約制) 【場所】保健福祉センター 【相談件数】 延べ 6件</p>

資料：教育課、子育て応援課

※【こども家庭センター】子どもや子育て世帯、妊産婦を対象に医療・福祉・保育・教育などの多方面から継続して一体的な支援を行なう施設のこと。

イ 関係機関の連携の強化

■関係機関の連携の強化の状況■

令和6（2024）年度 事業概要
<p>(子育て応援課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児健診実施後フォローについては、対象児のカンファレンスに医師等も参加して実施した後、各事業へつなぎます。また専門職での対応が必要な場合は、その都度連携し引き継ぎを行っています。 ・教育相談 アイ♡アイの機能と心理士や発達相談員による子育て相談の窓口を一元化して連携強化を図っています。 <p>(教育課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別の案件に応じて、学校と関係機関と協力し課題解決に努めています。

3 保護者の交流の機会と学習の場の充実

【第2期計画 基本方針の考え方】

妊娠中や子育て中の親子が気軽に集まり、相談や情報交換、交流ができる場所や機会を提供し、母親が育児疲れを解消し、楽しみながら子育てができるよう支援します。
また、自主的な子育てサークルの活動を支援します。

ア おひさま広場の充実

■おひさま広場の充実の状況■

事業名	令和5（2023）年度 実施状況
おひさま広場	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹場所を新庁舎保健福祉センターとし、原則毎週月・火・金曜は基幹場所、毎週木曜日は町内各所で開催しています。 延回数：190回、延参加者：大人 559人 こども 738人 ・各種イベントを開催しました。 【イベント内容】 ・おしゃべり助産師さん、幼児安全法講習会、交通安全教室、火災予防教室、親子ヨガ、工作、クリスマス会、ドレミひろば、お楽しみ会 延回数：41回、延参加者：大人 158人 こども 191人 ・オンラインでのおしゃべり広場も準備はしていましたが、利用はありませんでした。

資料：子育て応援課

イ 自主的な子育てサークル活動の推進

■自主的な子育てサークル活動の推進の状況■

事業名	令和5（2023）年度 実施状況
自主的な子育てサークルの周知・支援	<ul style="list-style-type: none"> ・情報誌アイ♡アイの紙面に「おひさまカレンダー」を掲載し、その中で、「カンガルークラブ※」の開催日を掲載して、周知に努めました。 ・カンガルークラブは自主サークルのため、おひさま広場の職員は、カンガルークラブのサポート役となって活動しました。

資料：子育て応援課

※【カンガルークラブ】町内外を問わず子育て中の保護者が集まる自主的な子育てサークルのこと。

4 仕事と子育ての両立の推進

【第2期計画 基本方針の考え方】

人々の生き方・働き方の多様化に伴い、仕事と子育てや家庭生活・地域生活が両立できる環境整備が求められています。

このため、男女共同参画意識に基づく社会全体の子育てに対する理解や男性の子育て参加への意識高揚を図るとともに、事業所に対してワーク・ライフ・バランスの実現に向けた職場環境づくりを働きかけるとともに、産前産後休業制度・育児休業制度の利用促進を働きかけます。さらに、仕事と子育ての両立支援に取り組んでいる事業所に対して、必要に応じて支援を行います。

ア 事業所、職場における子育て中の職員に対する理解の促進

■事業所、職場における子育て中の職員に対する理解の促進の状況■

令和6（2024）年度 事業概要

(未来創造課)

・男女共同参画に関する意識啓発を図るため、男女共同参画推進事業実行委員会での研修会を開催しました。

資料：子育て応援課

イ 産前産後休業、育児休業制度等の普及

■産前産後休業、育児休業制度等の普及の状況■

令和6（2024）年度 事業概要

(産業課)

・町内事業所に対し、産前産後休業や育児休業制度等の普及・啓発や、制度の利用促進を図るため、PR パンフレットの配布や講演会の開催など、商工会との協議が必要な状況です。

5 子育て世代に対する経済的支援

【第2期計画 基本方針の考え方】

従来、子育てにおける問題点として、経済的負担、母親の負担感や孤立感が指摘されてきました。近年は子ども貧困率の上昇もみられ、子育て世代への経済的支援の重要性が高まっています。

このため、子育て世代の負担軽減を図るため、国、県と連携して各種手当・助成制度の充実を図るとともに、町内の子育て世代の支援及び町外からの子育て世代の定住を促進するために、子育て世代に対する定住促進事業の実施を推進します。

子どもの貧困問題は、多様化、複雑化していることから、より専門的な支援を行うための人材の確保・育成について検討します。

ア 各種手当・助成制度等の充実

■各種手当の支給等の状況■

事業名	令和5（2023）年度 実施状況
児童手当の支給	・家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、児童を養育している保護者等に手当を支給しています。
児童扶養手当の支給	・児童扶養手当法に基づき父(母)と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を支給し、もって児童の福祉の増進を図っています。
特別児童扶養手当	・精神または身体が障害の状態にある 20 歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図ることを目的として手当を支給しています。
障害児福祉手当	・精神または身体に重度の障がいがあるため日常生活において、常時介護を必要とする児童に対して、障害児福祉手当を支給しています。
重度心身障害者介護手当	・5～20 歳未満の者で、常時介護を必要とすると町長が認めた者の保護者に支給しています。

資料：福祉課、子育て応援課

■就学援助事業等の状況■

事業名	令和5（2023）年度 実施状況
小中学校児童生徒就学援助事業	・経済的理由により就学困難な児童生徒に対し、学校給食費、学用品費、修学旅行費、医療費等必要な援助を行っています。
特別支援教育就学援助費補助事業	・特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、学用品費、給食費等の一部を支給しています。
通学用自転車ヘルメット補助金	・遠隔地から町立学校へ通学する児童生徒とその保護者に対して安全な通学を確保するために、通学用自転車とヘルメットの購入費の補助を行っています。

資料：教育課

■生活困窮世帯等への支援の状況■

事業名	令和5（2023）年度 実施状況						
相談事業	<p>・就労・心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に生活に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのあるものを対象とし、相談支援員が相談を受けて、自立に向けた支援を行っています。また、神石高原町社会福祉協議会へ一部委託しています。</p> <p>相談件数(新規)</p> <table> <tr> <td>社会福祉協議会受付分</td> <td>7 件</td> </tr> <tr> <td>福祉課受付分</td> <td>5 件</td> </tr> </table>	社会福祉協議会受付分	7 件	福祉課受付分	5 件		
社会福祉協議会受付分	7 件						
福祉課受付分	5 件						
フードバンク	<p>・児童扶養手当受給者(ひとり親世帯等)や生活相談等で食料品を必要とする困窮世帯等を対象とし、余剰となる食料品を必要とする世帯へ提供し、生活の自立に向けた支援を行っています。</p> <p>利用世帯数 実 27 世帯、延べ 678 世帯</p>						
生理用品配布	<p>・家庭の問題等により、経済的に支障が出ている町内の方を対象に、生理用品の無償配布を行っています。</p> <p>配布対象者</p> <table> <tr> <td>就学援助費支給対象女子児童生徒</td> <td>配布数 70 セット (小学校3年生以上)</td> </tr> <tr> <td>児童扶養手当受給対象世帯</td> <td>配布数 33 セット</td> </tr> <tr> <td>油木高等学校</td> <td>配布数 10 セット</td> </tr> </table>	就学援助費支給対象女子児童生徒	配布数 70 セット (小学校3年生以上)	児童扶養手当受給対象世帯	配布数 33 セット	油木高等学校	配布数 10 セット
就学援助費支給対象女子児童生徒	配布数 70 セット (小学校3年生以上)						
児童扶養手当受給対象世帯	配布数 33 セット						
油木高等学校	配布数 10 セット						

資料：福祉課

■公営住宅への入居支援の状況■

事業名	令和5（2023）年度 実施状況
公営住宅入居要件緩和	・就学児童がいる場合は、入居資格の緩和を行っています。（本来の入居資格は世帯の月額所得 158,000 円以下のところ、未就学児童がいる場合は 214,000 円以下に緩和）

資料：建設課

イ 子育て世代の定住促進

■子育て世代の定住促進の状況■

令和6（2024）年度 事業概要			
(未来創造課)(令和5(2023)年度実績)	(子育て応援課)		
子育て応援住宅等取得支援事業	12 件	1歳の誕生日祝い金	【現金 20 万円】
空き家及び住宅改修補助金	5 件	小学校入学祝い金	【現金 10 万円】
住宅取得促進奨励金	30 件	中学校入学祝い金	【現金 10 万円】
結婚定住祝い金	5 件	高等学校等入学祝い金	【現金 10 万円】
結婚仲人報奨金	4 件	高等学校等卒業祝い金	【現金 5 万円】
情報通信基盤整備事業(CATV)	2 件		
空き家活用促進事業	4 件		
空き家家財撤去処分事業	3 件		

（3）子どもの保育・教育環境づくりの状況

1 保育環境の充実

【第2期計画 基本方針の考え方】

就労形態の多様化など、様々な社会的変化に伴い、保育サービスに対する保護者のニーズが増加し、また多様化しています。これらに対応するため、保育年齢の変更、時間外保育事業及び一時預かり事業の拡充を行うとともに、保育内容の質の向上、安全な保育所づくりのための施設整備を推進します。

そのほか、私立幼稚園の運営を支援するとともに、未就園児の保護者及び子どもの交流の促進と安全で安心な遊び場を提供するため、保育所・幼稚園の開放を行います。

ア 託児所の充実

■託児所の状況■

区分	施設数 (か所)	定員数 (人)	入所児童数（人）						合計 (人)	
			年齢別							
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳		
令和元 (2019)年度	1	20	0	10	0	0	0	0	10	
令和2 (2020)年度	1	20	0	10	0	0	0	0	10	
令和3 (2021)年度	1	20	4	7	0	0	0	0	11	
令和4 (2022)年度	1	20	1	11	1	0	0	0	13	
令和5 (2023)年度	1	20	1	6	1	0	0	0	8	

資料：子育て応援課

令和6（2024）年度 事業概要

（子育て応援課）

・令和6（2024）年3月末をもって託児所は閉所しました。同年4月からは、こばたけ保育所で0歳児からの受け入れを行っています。

イ 保育所の充実 及び ウ 保育施設の整備の推進

■保育所の状況■

区分	施設数 (か所)	定員数 (人)	入所児童数（人）						合計 (人)	
			年齢別							
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳		
令和元 (2019)年度	5	270	4	17	25	39	33	37	155	
令和2 (2020)年度	5	270	6	18	27	31	38	33	153	
令和3 (2021)年度	5	270	6	20	22	32	33	38	151	
令和4 (2022)年度	5	270	4	18	25	23	30	33	133	
令和5 (2023)年度	5	270	5	14	25	25	23	31	123	

資料：子育て応援課

■保育所等の各種事業の状況■

事業名	概要	令和5（2023）年度 実施状況
一時預かり事業	・保護者の労働形態の多様化や傷病等により、児童の保育に欠ける時、その児童を一時的に保育することにより児童の福祉の増進を図ることを目的として実施しています。	町内の保育所 延べ利用人数 292人 託児所たんぽぽ 延べ利用者数 58人
病後児保育事業 (令和6(2024)年度～実施)	・保護者が就労などにより、病気の回復期にある児童を家庭で保育できない場合に一時的に保育を実施しています。	こばたけ保育所で実施 利用者数 1人
第3子以降保育料半額 (令和5(2023)年度末まで)	・神石高原町内に在住する第3子以降の児童の保育所保育料を半額にしています。	対象児童数 8人
第2子以降保育料無償化 (令和5(2023)年度末まで)	・神石高原町内に在住する第2子以降の児童の保護者に対し保育料を補助しています。	対象児童数 40人
保育料無料化 (令和6(2024)年度～実施)	・保育所及び認定こども園の保育料を無料化しています。	
給食費無料化	・保育所及び認定こども園の給食費を無料化しています。	
本物体験事業	・通常保育の中では経験できないことを体験させることにより、保育内容の充実を図っています。	
英語教育推進事業	・身近で気軽に英語に触れる機会をつくり、世界を身近に感じる子どもの育成を目指しています。	

資料：子育て応援課

■備後圏域連携協議会市町との連携事業の状況■

令和6（2024）年度 事業概要

（子育て応援課）

・備後圏域連携協議会 7市2町の連携により、病児・病後児保育、休日保育を実施し、広域的な住民サービスの向上を進めています。

工 私立幼稚園の充実

■幼稚園の状況■

区分	施設数 (か所)	定員数 (人)	入所児童数(人)						合計 (人)	
			年齢別							
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳		
令和元 (2019)年度	1	70	-	-	-	9	6	14	29	
令和2 (2020)年度	1	70	-	-	-	9	11	6	26	
令和3 (2021)年度	1	70	-	-	-	9	10	12	31	
令和4 (2022)年度	1	70	-	-	-	9	9	10	28	
令和5 (2023)年度			認定こども園に移行							

資料：子育て応援課

■認定こども園の状況■

区分	施設数 (か所)	定員数 (人)	入所児童数(人)						合計 (人)	
			年齢別							
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳		
令和5 (2023)年度	1	55	0	3	4	8	9	9	33	

資料：子育て応援課

才 保育所及び幼稚園の開放の推進

■保育所及び認定こども園の開放の推進の状況■

令和6（2024）年度 事業概要							
(子育て応援課)							
・令和6（2024）年度から、午前中は保育所で一緒に遊べ、ふれあいの場となる「保育所広場」、午後は、地域の子育て支援機関として、18歳までの子どもをもつ保護者の「子育て相談」を実施しています。							
・認定こども園においても、こども園開放日として、子育て親子がこども園で一緒に遊べるよう実施しています。							

2 教育環境の充実

【第2期計画 基本方針の考え方】

次代の担い手である子どもが豊かな人間性を育み「生きる力」を高めていくために、確かな学力の育成、豊かな心の育成を推進するとともに、いじめがなく、子どもが元気に登校できる学校づくりを推進します。

また、必要に応じて改修工事や校内設備の整備等に努めます。

ア 確かな学力の育成の推進

■小中学校の状況（公立）■

区分		令和元 (2019) 年	令和2 (2020) 年	令和3 (2021) 年	令和4 (2022) 年	令和5 (2023) 年
小学校	学校数(校)	5	5	5	5	5
	児童数(人)	327	317	304	295	288
中学校	学校数(校)	2	2	2	2	2
	児童数(人)	170	168	163	166	160

資料：教育課資料 各年5月1日現在

■国際化・国際交流の状況■

事業名	令和5（2023）年度 実施状況
外国語指導助手派遣事業	・小中学校に外国語指導助手(ALT)を配置し、小学校は外国語活動、外国語及びその他の科目で、中学校は英語科で活用し、外国語の音声や基本的な表現方法や異文化に慣れ親しみ、コミュニケーション能力の育成、「伝わる」英語学力の向上等を図っています。
イングリッシュデイキャンプ	・英語に慣れ親しむことができる機会を設けるため、神石高原町立小中学校児童生徒及び油木高等学校の生徒に対し、一日英語体験を実施しています。
中高生海外交流事業	・異文化理解を深める機会を提供するとともに、国際性豊かな人づくりの育成を推進するため、神石高原町立中学校及び広島県立油木高等学校に在籍する生徒をオーストラリアバンダバーグ等に派遣しています。
各種検定料の無料化	・英語検定について合格した生徒の保護者に対し検定料を無料としています。 ・令和6(2024)年度からは、英語検定の受験費用を全額支援しています。

資料：教育課

イ 豊かな心の育成の推進

■豊かな心の育成の推進の状況■

事業名	令和5（2023）年度 実施状況
ブックスタート事業	・生後6～7か月の赤ちゃんと保護者を対象に、乳児健診の際に、絵本を開く楽しい体験と心ふれあうひとときを持つきっかけをつくる活動として読み聞かせをし、絵本を手渡しています。
読書感想文コンクール	・読書感想文コンクールを実施しています。読書週間の定着が図られ、幅広い世代が参加しています。
キャリア教育の実施	・中学生の職場体験等のキャリア教育は、町内事業所と連携して実施しました。

資料：未来創造課、子育て応援課、教育課

ウ いじめ・不登校対策の推進

■いじめ・不登校の状況■

区分	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
学級数(クラス)	47	45	46	43	42
児童・生徒数(人)	497	485	467	461	448
いじめの発生件数(件)	10	10	8	8	17
不登校児童生徒数(件)	12	11	12	13	16
暴力行為発生件数(件)	14	10	6	13	16

資料：教育課

■いじめ・不登校対策の推進の状況■

事業名	令和5（2023）年度 実施状況
スクールカウンセラー派遣事業	・町立小中学校にSCとして、臨床心理士を配置し、児童生徒、保護者、教職員のカウンセリングを行い、不登校やいじめ等の生活指導上の諸問題の解決を図っています。
スクールソーシャルワーカー活用事業	・生徒指導上の諸問題の解決に向け、専門的な知識や技術を持つSSWを活用し、児童生徒、保護者及び教職員に対する支援・相談・情報提供を行う他、関係機関を連携し、問題を抱える児童生徒が置かれた環境の改善等、効果的な支援を行っています。

資料：教育課

工 学校施設の整備の推進

■学校施設の整備の推進の状況■

令和6（2024）年度 事業概要
(教育課) ・老朽化による来見小学校職員室改修工事を行い、三和小中学校通学路法面改修工事の設計や油木小学校校舎改修工事の設計を行うとともに、校務パソコンの更新を行いました。

3 保幼小中高等学校等の連携の推進

【第2期計画 基本方針の考え方】

保育所・幼稚園から小学校、小学校から中学校、中学校から高等学校へと、子どもが地域で一貫して見守られながら成長できるように、教職員相互の連携や子ども相互の交流を推進します。

また、人とふれあう機会が少なくなってきた今の子どもたちが、地域の人たちとの関わりの中から多くのことを学び、また地域行事や地域の活動を通じて地域への愛着を深めていくように、教育機関だけでなく、家庭・地域の関わりによって子どもの生きる力を育むため、子どもの発達段階に応じた家庭・地域教育に関する学習会や地域と連携した体験活動を行います。

ア 教職員相互の連携の充実

■教職員相互の連携の充実の状況■

令和6（2024）年度 事業概要	
(子育て応援課)	
・保育所の保育計画が、小学校での学習にどのように連携していくことができるかについて、意見交換を行い、令和6（2024）年度もカリキュラムの検討を行いました。	
(教育課)	
・小中高合同の研修は、集合で開催しました。小中高の指導者間の連携を継続して図ることができました。	

イ 子どもの交流事業の推進

■確かな学力の育成の推進の状況■

令和6（2024）年度 事業概要	
(子育て応援課・教育課)	
・保育所・幼稚園の年長児と小学校1年生の交流を行いました。	

ウ 幼児・児童・生徒の生きる力を育む教育力の向上

■幼児・児童・生徒の生きる力を育む教育力の向上の状況■

事業名	事業概要	令和5（2023）年度 実施状況	
放課後子供教室*	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の子どもたちに郷土の歴史や魅力を伝える活動を実施しました。 ・ゆきキッズクラブではこんにゃく作り教室やしめ縄作り、化石教室、昆虫教室などを実施しました。 ・神石とらいやる21では、お花教室や料理教室などを実施しました。 ・豊松キッズわくわく広場では、マナー教室などを実施しました。 ・三和子ども元気くらぶでは、習字教室や茶道教室などを実施しました。 	実施回数	420回
		参加人数	4,817人

資料：未来創造課

* 【放課後子供教室】児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動ができるよう、地域住民等の参加を得て、放課後等に全ての児童を対象として、学習や体験・交流活動などを行う事業のこと。

（4）地域を挙げて子どもを守り、育てる体制づくり

1 地域における子育て支援の体制づくり

【第2期計画 基本方針の考え方】

就労保護者が増加する中、地域全体で子どもを育てる取組が必要です。このため、既に子育て支援を行っている神石さわやかネットや神石高原町シルバー人材センターのサービスの周知をします。

また、多様な人との交流を通じて子どもの社会性が育まれることから、地域で子育て家庭を支援する仕組みづくりを行うとともに、身近な地域の民生委員児童委員や母子推進員等の活動を支援し充実を図ります。

ア 既存の子育て支援サービスの周知

■既存の子育て支援サービスの周知の状況■

令和6（2024）年度 事業概要	
(子育て応援課)	
・シルバー人材センターで実施する子どもの預かりなどについて、町作成の子育て応援ガイド及び町ホームページに掲載し、周知を図っています。	

イ 地域で子育て家庭を支援する仕組みづくり

■地域で子育て家庭を支援する仕組みづくりの状況■

令和6（2024）年度 事業概要	
(未来創造課)	
・自治振興会や協働支援センターでは、各地域の盆踊り・運動会・秋祭り・ふるさとイベント・クリスマスイルミネーションなど各地域で暮らす子どもから大人まで、住民相互が交流できる様々な事業を実施しています。	
(子育て応援課)	
・地域で子育てを応援する機運を高めるため、商工会の協力により、妊娠・出産を祝うギフトを妊婦及び産婦へ贈っています。引き続き、新規の協力事業所を開拓しています。	
・地域における子育ての相互援助活動を行うファミリー・サポート・センター事業を実施しています。会員拡大と必要な方へファミリー・サポート・センター事業をつなげられるよう周知を図っています。	

ウ 民生委員・児童委員活動の充実

■民生委員・児童委員活動の充実の状況■

令和6（2024）年度 事業概要	
(福祉課)	
・乳幼児等の家庭へ訪問し、家庭とのつながりに努めています。 ・各支部において、保育所、学校等へ訪問等を行い連携を図っています。	

エ 母子推進員活動の充実

■母子推進員活動の充実の状況■

事業名	事業概要	令和5（2023）年度 実施状況
母子推進員活動	・母子の健康状態、家庭の状況等を把握し、関係機関と連携をとりながら、子どもの虐待の早期発見に努めるとともに、母子の健康づくり並びに育児不安の軽減等の子育て支援を行っています。	母子推進員 7人 訪問件数 妊産婦 112件 乳幼児 362件

資料：子育て応援課

オ 子育てを支援する人材育成の推進

■子育てを支援する人材育成の推進の状況■

事業名	事業概要	令和5（2023）年度 実施状況
子育てボランティアの育成	・子育て支援者研修会受講生を対象に、自分たちでできる子育て支援について意見交換し、支援者の会を立ち上げました。今後は、自主活動組織となるよう支援していきます。	支援者の会「神石っ子応援団 フレフレ」の立ち上げ 参加メンバー 5人 座談会4回開催 参加者延べ 14人 地域の保健室 (神石地域2回。イベント会場で開催) 長期休業中の小学生のお弁当作りの提案(三和協働支援センターと三和地域の放課後児童健全育成事業(学童保育)※とのコラボにより開催 1回) 子ども服交換会の開催計画

資料：子育て応援課

※【放課後児童健全育成事業（学童保育）】保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に公共施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業のこと。

2 子どもの人権を守る体制づくり

【第2期計画 基本方針の考え方】

子どもは人格を持つ一人の人間として、大人と同じように人格が守られなければなりません。特に子どもの「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」は、確実に保障されなければなりません。

子どもの人権を守るために、子どもの権利に関する意識啓発の推進とともに、神石高原町子育て支援ネットワークを核とした子どもに対する虐待防止の意識啓発や虐待の早期発見・早期対応及び支援の強化に努めます。

また、民生委員児童委員や母子推進員と連携して、身近な地域での見守り体制の充実を図るとともに、これら人材の資質の向上に努めます。

ア 子どもの権利に関する意識啓発の推進

■子どもの権利に関する意識啓発の推進の状況■

令和6（2024）年度 事業概要
(子育て応援課) ・町HPへの子どもの相談先窓口の掲載を行っています。

イ 子どもの虐待防止対策の推進

■児童虐待の状況■

区分	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
相談件数(件)	4	2	11	10	7

資料：子育て応援課

■虐待防止ネットワークの設置と活動の状況■

事業名	令和5（2023）年度 実施状況
子育て支援及び DV 防止 ネットワーク	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの虐待防止の意識啓発を行うために、虐待防止に関するちらしの配布、講演会の開催及びオレンジリボンキャンペーンの参加等を行っています。 いじめ問題については、子どもの権利擁護の観点から情報管理に配慮しつつ、家庭環境や生活環境等を踏まえた総合的な取組を行っています。 虐待、いじめ等の問題を早期に発見するため、関係機関と連携して要支援家庭や要保護児童の把握に努めるとともに、適切な保護、支援を行っています。 <p>設置年度 平成18(2006)年10月 構成機関・団体 26機関・団体 代表者会議 開催回数 1回 出席者 26名 実務者会議(全体会議) 開催回数 1回 出席者 52名 臨時会議(個別ケース検討会議) 開催回数 5回</p>
活動状況	<p>(子育て応援課)</p> <ul style="list-style-type: none"> 子どもの虐待防止推進、ヤングケアラー普及啓発について、ちらしやリーフレットなどを配布しました。 子育て支援及びDV防止ネットワークの実務者研修として広島県東部地区里親連合会に依頼し、里親座談会を開催しました。 町内の保育所、認定こども園を、安芸戦士メープルカイザーが訪問し、啓発活動を行っていただきました。 <p>(教育課)</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校等からの速やかな報告を徹底することで、スクールソーシャルワーカーを中心に関係機関が連携を図り、虐待ケースに早期に対応することができました。

資料：子育て応援課

ウ 民生委員・児童委員活動、母子推進員活動の充実

■民生委員・児童委員活動、母子推進員活動の充実の状況■

令和6（2024）年度 事業概要
<p>(福祉課)</p> <ul style="list-style-type: none"> 民生委員・児童委員が、乳幼児等の家庭へ訪問し、家庭とのつながりに努めています。 <p>(子育て応援課)</p> <ul style="list-style-type: none"> 保育所・託児所等に入所していない乳幼児を対象に、母子推進員が月1回の家庭訪問を実施し、母との関係づくりに努めています。訪問時に気が付いたことがあれば、子育て応援課と連携しています。

3 子どもと子育て家庭に安全安心な環境づくり

【第2期計画 基本方針の考え方】

妊婦や子どもを連れた親、また子ども自身が生活するうえで、親子が利用しやすい施設・設備の整備や歩行者にやさしい道路整備を図り、子育てにやさしいまちづくりを進めます。

また、子どもを交通事故や犯罪から守るために、地域の協力のもと交通安全対策及び犯罪防止対策を推進します。

ア 子どもの利用に配慮した公共施設の整備

■子どもの利用に配慮した公共施設の整備の状況■

令和6（2024）年度 事業概要	
(総務課 ほか)	
・公共施設について、親子が利用しやすい施設とするため、授乳室、プレイスペースの設置や子どもの利用に配慮した便器、手洗い器の設置、おむつ替えスペースの設置など、必要な整備を行っています。	

イ 外出環境の整備

■外出環境の整備の状況■

令和6（2024）年度 事業概要	
(未来創造課)	
・神石協働支援センターでは引き続き、子どもの遊び場づくりとしてふれあい公園整備を実施しています。	
(産業課)	
・令和6(2024)年度は新たに、ティアガルテンへの町内小学生以下の入場料を無料とする取組を始めました。	

ウ 子どもの交通安全対策の推進

■子どもの交通安全対策の推進の状況■

事業名	対象施設	令和5（2023）年度 実施状況
交通安全指導	保育所・幼稚園・小学校	・毎年、4月～5月頃、保育所・幼稚園・小学校で交通安全教育活動を実施しています。 【福山北交通安全協会 各学区交通安全自治会】
登下校時の交通安全指導	小学校	・定例日等に通学路や小学校前で通学児童に対して、登下校時に交通安全指導を行っています。 【福山北交通安全協会 各学区交通安全自治会】

資料：総務課

エ 子どもへの犯罪防止対策の推進

■「子ども 110 番の家」等緊急避難場所の設置状況の実施状況■

事業名	令和5（2023）年度 実施状況
子ども 110 番の家	・青少年育成神石高原町民会議の中の地区委員会事業で実施しています。 (事務局は各協働支援センターが担っています。)

資料：未来創造課

■子どもや親に対する防犯指導等の実施状況■

事業名	令和5（2023）年度 実施状況
防犯パトロール	・青色防犯パトロール車による巡回を実施しています。【福山北警察署管内防犯連合会】
ランドセルカバーの配付	・小学校の新入生全員にランドセルカバーを配付しています。 【福山北警察署管内防犯連合会】
防犯ブザー・熊避け鈴の配付	・小学校の新入生全員に防犯ブザー・熊避け鈴を配付しています。 【青少年育成神石高原町民会議】
防犯・安全グッズの配布	・「通学路注意」の反射電柱幕・サイン等を作成しています。 【青少年育成神石高原町民会議】
あいさつ運動	・学校校門等で児童へのあいさつ運動を推進しています。 【青少年育成神石高原町民会議】
巡回パトロール	・巡回パトロールを実施しています。【福山北警察署管内防犯連合会】

資料：総務課、未来創造課

4 地域を挙げての児童の健全育成

【第2期計画 基本方針の考え方】

次世代を担う子どもを育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、住民ニーズを踏まえつつ、親の就労形態に合わせて多角的な対応を行っています。

今後も引き続き、仕事を持つ保護者の子育てを支援する「放課後児童健全育成事業（学童保育）」と全児童を対象とする「放課後子供教室事業」が連携して一体的に取り組めるよう、児童の健全育成に努めます。

また、子どもが自ら学び、自ら考え、問題を解決していくたくましさを培うために小中学校での環境学習や協働支援センター活動を通じて、多様な体験の提供を行います。さらに、子どもを取り巻く有害環境対策や子どもの健全育成に関する保護者や地域住民への意識啓発を推進します。

ア 新・放課後子ども総合プランの推進

■放課後児童健全育成事業（学童保育）の状況■

対象児童	小学校児童(1年生～6年生)
実施時間	平日：授業終了後～18時 土曜日・長期休暇：8時～18時
障害児受入れ状況	障害のある子もいますが、障害児枠として分けて受け入れを行っていません。

(単位：人)

放課後児童健全育成事業 (学童保育)	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
やまびこ油木館(登録人数)	28	30	22	28	31
やまびこ油木館(延べ利用者数)	2,755	1,972	1,966	1,920	2,281
やまびこ神石館(登録人数)	46	41	31	23	27
やまびこ神石館(延べ利用者数)	2,640	1,568	1,611	1,775	1,976
やまびこ豊松館(登録人数)	15	12	13	14	16
やまびこ豊松館(延べ利用者数)	1,318	840	1,180	1,570	2,060
やまびこ三和館(登録人数)	107	96	84	87	55
やまびこ三和館(延べ利用者数)	6,976	3,795	4,225	4,025	3,737
やまびこ来見館(登録人数)	-	-	-	34	43
やまびこ来見館(延べ利用者数)	-	-	-	436	3,203
登録数(合計)	196	179	150	186	129
合計延べ利用者数	13,689	8,175	8,982	9,726	10,054

資料：子育て応援課

イ 子どもの多様な体験の推進

■子どもの多様な体験の推進の状況■

令和6（2024）年度 事業概要

(未来創造課)

- ・今年度も 4 地区の協働支援センターを拠点として、地域の子どもたちに郷土の歴史や魅力を伝える活動を実施しています。
- ・ゆきキッズクラブではこんにゃく作り教室やしめ縄作り、化石教室、昆虫教室などを実施しています。
- ・神石とらいやる 21 では、お花教室や料理教室などを実施しています。
- ・豊松キッズわくわく広場では、マナー教室などを実施しています。
- ・三和子ども元気くらぶでは、習字教室や茶道教室などを実施しています。

(健康衛生課)

- ・小学校児童の環境学習の受け入れを実施しています。

(クリーンセンターじんせき・グリーンセンター陽光の見学)

ウ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

■子どもを取り巻く有害環境対策の推進の状況■

令和6（2024）年度 事業概要

(未来創造課)

- ・広島県青少年健全育成条例に基づき、町内の図書類取扱店の立入調査を実施し、有害図書類の陳列に関する巡回指導を行っています。

エ 子育てに関する保護者への意識啓発の推進

■子育てに関する保護者への意識啓発の推進の状況■

令和6（2024）年度 事業概要

(未来創造課)

- ・令和 6(2024)年 7 月に青少年育成神石高原町民会議で講演会を実施し「子どもや青年の心の問題と保護者のかかわりかた」について、地域や周りの大人のあり方等の研修を行いました。

（5）配慮が必要な子ども・家庭への支援

1 子どもの障害の早期発見と支援

【第2期計画 基本方針の考え方】

障害や発達の気になる子どもの健全な成長を支援し、身近な地域で子育てができる、一貫した教育を受ける生活を送るために、乳幼児期から成人に達するまでの、一人一人の多様なニーズに応じた切れ目のない相談、支援体制が求められています。

障害のある子どもと保護者に対する相談支援の充実を図るため、役場保健福祉部門、専門機関及び関係機関の連携を強化します。

また、保育及び教育に特別な支援が必要となるニーズに適切に対応できる環境づくりに努めるため、乳幼児健診から幼児教育、保育、就学等それぞれの成長年齢に応じて、横断的に子育てを支援する体制を構築するとともに、障害のある子どもと保護者が地域で安心して暮らせるように障害児福祉サービスの充実を図ります。

ア 障害のある子どもと保護者に対する相談支援の充実

■障害のある子どもと保護者に対する相談支援の充実の状況■

事業名	令和5（2023）年度 実施状況
児童健康診査	・1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査では、発達相談員を配置し、発達面で支援の必要な親子へ相談対応を行っています。
こども発達支援センターにおける医療的支援	・こども発達支援センター（神石高原町を含む 7 市 2 町の共同運営）において、就学前の子どもを対象に、発達の心配、子育ての不安に関する医師の診察、指導、助言や専門スタッフによる支援を行っています
発達相談・発達検査	・乳幼児健診等の結果、要観察となった子どもに対して、保護者からの相談に応じ、必要に応じて発達相談・検査を行い、今後の支援につなげています。
発達を支援する教室	・発達に支援が必要な子どもとその保護者が定期的に集まる場として、わくわくランド・るんるん教室を開催しています。 ・親子が一緒に遊び、関わることを通して、子どもの育つ力を引き出していくよう支援しています。 ・わくわくランドについては、一般の自由参加枠も設けています。 【わくわくランド】2歳から3歳児の子どもと保護者 【るんるん教室】3歳から6歳の子どもと保護者
個別の支援計画	・発達に支援が必要な子どもや家族に対して、関係機関が連携し、乳幼児期から学齢期・就労期までの長期的な視点に立って内容を共有し、ライフステージ毎の取組の内容を引き継ぎ、切れ目のない一貫した支援を行っています。
神石高原サロン連絡協議会や家族会の周知	・手帳交付時に、神石高原サロン連絡協議会や家族会についてのちらしの配布を行っています。

資料：子育て応援課、福祉課

■障害児数（手帳所持者）の状況■

（単位：人）

	総数	肢体不自由	視覚障害	聴覚・平衡機能	音声・言語・咀嚼	内部障害	療育	精神
令和元(2019)年度	15	2	-	-	-	-	12	1
令和2(2020)年度	13	1	-	-	-	-	12	0
令和3(2021)年度	13	1	-	-	-	-	11	1
令和4(2022)年度	12	1	-	-	-	-	8	3
令和5(2023)年度	15	1	-	-	-	-	10	4

資料：福祉課

イ 配慮が必要な子ども・家庭への適切な対応の推進

■配慮が必要な子ども・家庭への支援の状況■

事業名	令和5（2023）年度 実施状況
発達支援システム	・健診で発達に支援が必要な子どもに対し、保護者同意のもと個別の支援計画を作成し切れ目のない一貫した支援を行っています。
子どもの居場所支援	・養育環境等の課題を抱える主に学齢期の子どもの居場所（学校や家庭以外の居場所）となる拠点を開設し、子どもに生活の場を与えるとともに、子どもやその保護者への相談等を行っています。
つながりの場づくり（子ども食堂）	・多様かつ複合的な困難を抱える子どもやその家族が社会的孤立等に陥らないよう、子どもや子育て世帯へ「支援」を結びつける「つながりの場」として子ども食堂を実施しています。子ども食堂は、経済的困窮をはじめ様々な困難を抱える子どもとその家族に、居場所と食の提供を行っています。
子どもの学習・生活支援	・子どもの家庭環境等に課題があり、町が支援を必要とする児童・生徒について、学習支援とともにその保護者を含めた生活習慣等の支援を行っています。

資料：福祉課、子育て応援課

■つながりの場づくり（子ども食堂）の利用の状況■

令和5（2023）年度

施設名	回数	形式	対象世帯	利用世帯
油木協働支援センター	月1回	食堂形式	16世帯	実3世帯 延べ 20食
神石協働支援センター	月1回	配食形式	10世帯	実5世帯 延べ 133食
豊松協働支援センター	月1回	配食形式	3世帯	実3世帯 延べ 36食
三和協働支援センター	月1回	配食形式	17世帯	実4世帯 延べ 32食

資料：子育て応援課

ウ 障害のある子どもへの保育・教育の充実

■障害のある子どもへの保育・教育の充実の状況■

令和6（2024）年度 事業概要
(子育て応援課)
・保育の指導計画と親子教室対象児の個別の支援計画を照らし合わせ、保護者とも共有しながら、個々のニーズをとらえて保育を実施しています。
(教育課)
・小学校へ入学する前の段階で、専門の相談員による就学相談を実施しています。 ・各校において、特別支援教育コーディネーターと連携し、対象となる児童・生徒の「個別指導計画」及び「個別教育支援計画」を作成し、中・長期的な視点で一貫した支援を行っています。また、必要に応じて特別支援学級を設置しています。

エ 障害のある子どもへの福祉サービスの充実

■障害のある子どもへの保育・教育の充実の状況■

令和6（2024）年度 事業概要
(福祉課) ・町内に放課後等デイサービス提供事業所が開設されました。事業所と連携し、サービスの充実に努めています。

オ 経済的支援の充実

■経済的支援の充実の状況■

令和6（2024）年度 事業概要
(子育て応援課)
・障害のある20歳未満の児童を監護する養育者に対し、特別児童扶養手当の支給を行っています。
(福祉課)
・満18歳到達後最初の3月31日までの子どもに対しこども医療費受給者証を交付し、自己負担額は無料としています。
・重度心身障害者の医療費の自己負担額は1日200円ですが、子どもの医療費の自己負担額は無料としています。
・日常生活において常時の介護を必要とする程度の障害の状態にある20歳未満の者に対し、障害児福祉手当の支給を行っています。
・5～20歳未満で常時介護を必要とする者の保護者に対し、重度心身障害者介護手当の支給を行っています。

2 ひとり親家庭等への支援の推進

【第2期計画 基本方針の考え方】

昨今、増加傾向にあるひとり親家庭、特に母子家庭の置かれている生活状況は、子育てと生計を一人で担うことが多く、日常生活で様々な問題に直面しています。

ひとり親家庭の自立した生活と子どもの健やかな成長を図るため、経済的支援を行うとともに、特に母子家庭に向けての就業促進のための支援や子育てサービスの情報提供、相談体制の充実を図ります。

ア 相談支援の充実

■相談支援の充実の状況■

令和6（2024）年度 事業概要
(子育て応援課)
・こども家庭センター、関係機関と連携を行いながら、相談・支援を行っています。

イ 経済的支援の充実

■経済的支援の充実の状況■

令和6（2024）年度 事業概要
(子育て応援課)
・児童扶養手当の支給を行っています。
(福祉課)
・ひとり親家庭等医療費を無料としています。

ウ 自立支援の充実

■自立支援の充実の状況■

令和6（2024）年度 事業概要
(子育て応援課)
・手当受給の申請等時を活用し、支援の案内をすることで周知・相談を行っています。

3 アンケート調査等からみる課題

(1) 「子どもの誕生前から学童期までの子どもの成長」関連

【子ども・子育てニーズ調査】

「子育てや教育のことでの不安や悩み」については、就学前、小学生とも、子どもの病気・障害または、発育・発達に関するここと、習い事や食費・被服費等の子どもに係る費用が上位を占めており、特に、赤ちゃんからの発育や健康への不安のほか、母親本人の健康面、精神面への不安も踏まえた丁寧な対応が求められています。

また、「子どもを産むための必要な支援」においても、「お産から子育て、教育にかかる経済的負担を軽減するための支援」が圧倒的に多いことから、経済的支援の充実も重要な課題となっています。

(2) 「地域のニーズに応じた様々な子育て支援」関連

【子ども・子育てニーズ調査】

「将来の教育・保育ニーズ」としては、今後の利用意向では、「認可保育所」「認定こども園」の2つのサービスが大半を占めています。利用する施設を選ぶ際に重視することでは「職員（教諭、保育士等）の対応のよさ」が最も多くなっています。

「就学前児童の利用希望」は、学童保育5割以上、病児・病後児保育事業4割以上、放課後子供教室3割以上となっています。

(3) 「悩みや不安」関連

【子ども・若者調査】

「現在の悩みや不安」については、高校生を中心とした思春期では進学、18歳以上の青年期では仕事や職場、就職、収入や生活費等が上位を占めており、将来の悩みや不安については、思春期では就職、進学、青年期では仕事や職場、就職、収入や生活費等が上位を占めており、現在も将来も、同様な悩みや不安となっています。

【グループインタビュー】

「現在の悩みや不安」については、高校生では学校で自分らしく過ごせない、自分のやりたいことができない、青年期では子どもの進学先や学費、ライフスタイルにあった就労機会がない等が挙げられています。

「将来の不安」では、高校生では進路や将来の夢が曖昧で漠然とした不安、青年期では地域での役割や行事等が増え、将来、仕事と地域のこととの両立への不安等が挙げられています。

（4）「居場所づくり」関連

【子ども・子育てニーズ調査】

学童期の「放課後の過ごし方」では、「自宅」が最も多いものの、「学童保育」も全体の4分の1の保護者が回答しています。

「学童保育」に対して重視する点としては、「利用できる曜日や時間」「子どもへの接し方・指導内容」が最も多くなっています。

【子ども・若者調査】

「居場所になる条件」としては、思春期は、「いつでも行きたいときに行ける」「ありのままでいられたり本音を出せたりする」「好きなことをして自由に過ごせる」となっています。青年期は、「いつでも行きたいときに行ける」「長い時間いられる」「好きなことをして自由に過ごせる」となっています。

【グループインタビュー】

「これから過ごしたい（あったらいいなと思う）場所」としては、思春期は、「友だちと集まって勉強できる」「地域の人、友だちと気軽に集まれる」場所となっています。

青年期は、「一人になれる」「仲間や相談できる人がいる」場所となっています。

（5）「必要となる知識に関する情報の提供」関連

【子ども・若者調査】

「情報の入手方法」では、思春期、青年期に、家族や友人、職場、地域の人との会話による入手のほか、多様なタイプのSNSでの情報の入手を求めています。

また、「意見を伝えやすくするための工夫やルール」では、WEBアンケートやメール等の手段が多く、匿名性、伝えた意見の扱われ方の明確化、出された意見の共有化等が挙げられています。

また、「町への要望」としては、自分たちが自主的に活動できる環境、就労等を含む気軽に相談できる環境等が挙げられています。

【グループインタビュー】

青年期のみに質問した「町へ意見を伝える方法や伝えやすくするための工夫」では、携帯電話を活用した動画配信やSNSによる情報発信を通じた双方向による意見集約、アンケートの実施とフィードバック、若者、子育て世代に配慮した会議形式等が挙げられています。

4 こども計画に向けての課題

■ 基本方針1 母親と子どもの健康づくり

■ 基本施策1 母親と子どもの健康の確保・増進

ア 母親の健康の確保・増進

妊娠初期に保健師と助産師との面談を行うことで、関係づくりの第1歩となっています。中でも、産後ケア事業では、産後支援や産後の不安が強いと、宿泊型の需要が高まります。今後は、受託医療機関等の拡充が必要です。

イ 母子保健知識の普及

「家族の育児レッスン」は夫婦で参加することで考え方の違いを知ったり、共通の知識を持たせたりする場となっています。また、少し先輩の母子の協力により、出産や育児に関する具体的なイメージにつながり、交流の場となっています。「産前産後の骨盤底（ペリネ）ケア」は令和5（2023）年度からの新規事業であり、産前と産後に実施しています。参加者は、身体の変化や注意事項の再確認ができます。

ウ 子どもの健康の確保・増進

「乳幼児の健診事業」「保育所・幼稚園・小中学校の健診事業」「歯科検診事業」「予防接種事業」「幼児・児童等インフルエンザ予防接種費補助事業」等に取り組んでおり、いずれも継続していくことが必要です。

■ 基本施策2 食育の推進

ア 保護者への食育の推進

生涯にわたって「食べる力」＝「生きる力」を育むために、今後も継続が必要です。特に、「母子推進員のレシピ配布」は、保護者との会話にもつながるため、今後も継続した実施が必要です。また、「もぐもぐキッチン」は、子どものからだとお口の成長に合った離乳食を知り、子どもの食への意欲を高めるために、継続して取り組む必要があります。

イ 子どもへの食育の推進

保育所、小中学校の食に関する指導計画に基づいて、給食を通じた食育の推進、指導を行うとともに、認定こども園においても食育に関する取組が行われるように働きかけていきます。小中学校では、各教科や総合的な学習の時間などにおいて、計画的・体系的に関連付けた指導を行っていますが、今後も、地元産の食材を使った給食の供給体制づくりが必要です。また、生涯にわたって「食べる力」＝「生きる力」を育むためには、継続した実施が必要です。

ウ 子どもの食・農体験の推進

「育てる」「つくる」をもっと身近にするためには、保育や教育の中で体験活動を計画して行うことが必要です。また、体験を通して「意識」に変化ができると、何とも思わなかった日常の食事や通学路の風景が違って見えることがあります。「意識」の変化については、継続して取り組むことが必要です。

基本施策3 思春期保健対策の推進

ア 子どもへの思春期保健対策の推進

小中学校等において、性・喫煙・薬物等に関する健全な意識の育成や正しい知識の普及、またインターネット等による有害情報、ネットいじめ、スマホ依存等に対応できるように情報モラル教育を行っています。また、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーをはじめ、児童育成支援拠点 アイ・アイやこども家庭センターが連携して、子どもに対する相談指導を行っており、今後も引き続き取り組むことが必要です。

イ 保護者への意識啓発の推進

学校だよりなどを通じて意識啓発を図っています。また、スクールソーシャルワーカーが家庭訪問を行い、保護者の相談に対応しています。今後も継続した取組が必要です。

基本施策4 母子医療の充実

ア 母子医療の充実

備後圏域の中でも、産婦人科や小児科の数は減少傾向にあります。10万人当たり施設数は全国平均を下回っており、周産期医療の充実が課題です。町内には、産婦人科・小児科の医療機関が無く、町単独での新たな取組は困難な状況です。圏域単位での周産期医療の充実に対する継続した取組が必要です。また、小児科の医療機関が無いことに対応して、夜間・休日小児オンライン診療を始めており、夜間・休日の子どもの急な体調不良への不安解消のため、継続した実施が必要です。

イ 医療知識の普及

保護者に対し様々な機会を通じて健康管理のための知識の普及に対する継続した取組が必要です。

ウ 医療費助成の充実

0～18歳までの子どもの医療費の助成を行い、自己負担は無料にしており、継続した取組が必要です。

また、不妊症及び不育症治療費についても、引き続き助成が必要です。

基本方針2 子どもと子育てを支える環境づくり

基本施策1 子育てに係る意識啓発の推進

ア 家庭の重要性に係る意識啓発の推進

「親の力」を学び合う学習プログラムの講座の開設や、町広報等を通じて家庭の重要性に関して意識啓発を行っており、今後も継続した取組が必要です。

イ 男女共同参画による子育ての推進

子育て支援サービスや男女共同参画のための各種講座・研修会を開催することで、若い世代から子育て世代にわたるまで意識啓発を行いました。今後も継続した取組が必要です。

ウ 親子のふれあいの推進

おひさま広場において親子で触れ合えるイベントを開催しており、今後も継続した取組が必要です。

基本施策2 相談支援の充実

ア 子どもと子育てに係る相談支援の充実

乳幼児を持つ親が、子育てに対する不安や悩みを払拭できるよう必要な支援につなげていくことができているほか、集団の育児相談「子育てサロン にじいろ」では、参加者同士の交流の場にもなっており、今後も継続した取組が必要です。

イ 関係機関の連携の強化

こども家庭センターや児童育成支援拠点事業 アイ♡アイ等との連携体制の強化等を図っており、今後も継続した取組が必要です。

基本施策3 保護者の交流の機会と学習の場の充実

ア おひさま広場の充実

保健福祉センターを基幹場所とし、週5日開催しています。定例のイベントや季節に合わせた内容、興味のある内容を取り入れながら、参加しやすい、居やすい場となるよう取り組んでいます。参加者は、交流の機会が増え、子育てをする上での色々な情報を得ることができます。引き続き、参加したくなる、居やすい場となるよう取り組んでいきます。また、参加親子の様子について個別記録を丁寧にとり、支援の必要な親子について、効果的な介入のタイミングなどを考えることができるようになっており、継続した取組が必要です。また、オンラインおしゃべり広場については、参加者がいないことから利用につながる工夫や周知が必要です。各地域においては、保育所5か所を地域の子育て相談機関と位置付け、「保育所広場」として保育所開放を実施しており、子育て相談に応じる体制として継続していくことが必要です。

イ 自主的な子育てサークル活動の推進

自主的な子育てサークルとして「カンガルークラブ」が活動しています。毎月発行の「おひさま通信」に「カンガルークラブ」の活動を掲載することで周知を図るとともに、「カンガルークラブ」の意見を聞きながら、サポート内容を検討する必要があります。

基本施策4 仕事と子育ての両立の推進

ア 事業所、職場における子育て中の職員に対する理解の促進

男女共同参画推進事業実行委員会で、「男性の育休」について講演会を開催しました。職場における子育て中の職員に対する理解の促進のためには、継続して意識啓発に取り組むことが必要です。

イ 産前産後休業、育児休業制度等の普及

事業所に対する産前産後休業、育児休業制度等の普及・啓発や職員の制度利用の促進を図るためのPRは、商工会を通じた早期の働きかけが必要です。

基本施策5 子育て世代に対する経済的支援

ア 各種手当・助成制度等の充実

小中学生の保護者のうち対象者に対して、就学援助費支給のほか各種補助を行っており、継続して取り組むことが必要です。

社会福祉協議会には生活困窮世帯に対する生活福祉資金の貸し付け制度があり、連携しています。

また、就学援助費支給対象児童生徒や児童扶養手当受給世帯等に生理用品の配布や、各協働支援センターとの連携によりフードバンク事業を実施しています。利用者は、食材などを地域で受け取ることができ、負担が軽くなっていますが、生活などの不安感、困り感などの把握は、担当課で直接行うことができにくくなっていることから、顔の見える関係性の構築が必要です。フードバンク事業を継続するための仕組みづくりが必要です。

公営住宅へ入居する子育て世帯に対する家賃の低廉化に継続して取り組むことが必要です。

イ 子育て世代の定住促進

子育て世代の定住促進については、さらにPRが必要です。

令和6（2024）年度より新たに高等学校等入学祝い金、卒業祝い金を支給しており、引き続き、子育て世代への定住促進を図る取組が必要です。

■ 基本方針3 子どもの保育・教育環境づくり

基本施策1 保育環境の充実

ア 託児所の充実

令和6（2024）年度からこばたけ保育所で0歳児保育を開始したことにより、託児所は令和5（2023）年度末で廃止となりました。

イ 保育所の充実

令和6（2024）年度から全ての保育所で0歳児保育を実施しています。開所時間延長についての要望があり、職員配置体制を勘案しながら、検討を進めていく必要があります。また、令和6（2024）年度から保護者とのスムーズな連絡や保育業務改善に伴う保育士の負担軽減と保育の質の向上のため、保育ICTシステムを導入しています。運用等について課題整理と改善検討が必要です。さらに、各保育所で「チーム保育」研修を実施しています。それによってチーム力を強化し、保育の質の向上につなげていきます。

ウ 保育施設の整備の推進

保育所の老朽化により、施設改修が必要です。

エ 私立幼稚園の充実

令和5（2023）年度から認定こども園となったため、入園手続きの連携や施設型給付費の支払いを行っています。運営の継続を図るため、引き続き、連携した取組が必要です。

オ 保育所及び幼稚園の開放の推進

保育所において毎月1回「保育所広場」を開き、午前中は子育て親子が遊べる場として、午後からは子育て相談を実施しています。認定こども園でも、園の開放を行っています。引き続き、「保育所広場」として事業の継続が必要です。

基本施策2 教育環境の充実

ア 確かな学力の育成の推進

小中学校における年間指導計画の改善、充実、教職員研修の充実、外国語指導助手の活用等については、今後も継続した取組が必要です。

イ 豊かな心の育成の推進

乳幼児に対する「読み聞かせ」やブックスタート事業及び小中学校での朝読書等による

読書習慣の定着、読書感想文コンクール等のイベントや意識啓発、さらに職業体験等のキャリア教育の実施等を通して、乳幼児期からの豊かな心の育成に取り組んでおり、今後も継続した取組が必要です。

ウ いじめ・不登校対策の推進

保護者、小中学校及びスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、児童育成支援拠点事業 アイ♡アイ等の専門機関が連携した相談指導体制の強化を図っており、今後も継続した取組が必要です。

エ 学校施設の整備の推進

小中学校の老朽化施設の改修、設備の整備及び備品の充実を図っており、今後も必要に応じた取組が必要です。

■ 基本施策3 保幼小中高等学校等の連携の推進

ア 教職員相互の連携の充実

小中高12年間の一貫した教育カリキュラムの検討を行っており、継続した意見交換や検討が必要です。また、小中高の指導者間の連携には、継続して研修を続けることが必要です。

イ 子どもの交流事業の推進

保育所・幼稚園の年長児が小学校になじめるように、年長児と小学校1年生等の交流を行っており、継続した取組が必要です。

ウ 幼児・児童・生徒の生きる力を育む教育力の向上

各協働支援センターを拠点に、地域の子どもたちに郷土の歴史や魅力を伝える活動を実施しています。引き続き取り組んでいくことが必要です。

■ 基本方針4 地域を挙げて子どもを守り、育てる体制づくり

■ 基本施策1 地域における子育て支援の体制づくり

ア 既存の子育て支援サービスの充実

シルバー人材センターで実施する子どもの預かりなどについて、町作成の子育て応援ガイド及び町ホームページに掲載しており、継続した周知が必要です。

イ 地域で子育て家庭を支援する仕組みづくり

自治振興会や協働支援センター等において、地域行事やイベント等を開催する中で、地域で暮らす子どもから大人まで参加できる状況があり、住民相互が交流する場となっています。また、地域で子育てを応援する気運を高めるために、町で贈る出産前・出産後のギフトについては、町内の各商店や事業所からお祝いの品が提供されています。さらに、地域における子育ての相互援助活動（ファミリー・サポート・センター）を開設し、提供会員による依頼会員の支援を行っています。今後も引き続き、地域で子育て家庭を支援・応援する気運の醸成と仕組みづくりを検討していきます。

ウ 民生委員・児童委員活動の充実

乳幼児等の家庭を訪問し、家庭とのつながりに努めています。また、保育所や学校訪問等により連携が図れていることから、継続した活動が必要です。

エ 母子推進員活動の充実

保育所等に入所していない乳幼児のいる家庭を訪問し、母親との関係づくりに努めています。母子の健康状態や家庭の状況等を把握し、必要に応じて関係課と連携し、育児不安の軽減等につなげています。子育て支援活動の充実のため、継続した取組が必要です。

オ 子育てを支援する人材育成の推進

民生委員・児童委員や母子推進員等の資質の向上につながる研修等を継続していく必要があります。また、住民主体の子育てボランティア団体が継続的に活動できるよう検討が必要です。

基本施策2 子どもの人権を守る体制づくり

ア 子どもの権利に関する意識啓発の推進

町のホームページで「子どもの相談先窓口」の掲載を行っていますが、情報の掲載以外にも、多様な媒体での意識啓発を推進する必要があります。

イ 子どもの虐待防止対策の推進

子育て支援及びDV防止ネットワークにおいて、意識啓発を進めるためにちらし等の配布を行っています。ネットワーク構成員の知識向上・関係機関との連携を深めるための研修会も引き続き実施します。また、虐待、いじめ等の問題を早期に発見するため、学校等からの速やかな報告のもと、スクールソーシャルワーカーを中心に関係機関と連携して早期に対応することができており、継続した取組が必要です。

ウ 民生委員・児童委員活動、母子推進員活動の充実

乳幼児等の家庭を訪問することにより、家庭とのつながりに努めています。つながりを維持するため、今後も継続した取組が必要です。

基本施策3 子どもと子育て家庭に安全安心な環境づくり

ア 子どもの利用に配慮した公共施設の整備

親子が利用しやすいよう、状況に応じた対応が必要です。

イ 外出環境の整備

子育て家庭や子どもが利用しやすいよう公園等の整備を行いました。

ウ 子どもの交通安全対策の推進

自治振興会・PTAと連携し、見守り活動やあいさつ運動等を行いました。交通安全対策の推進のため、継続した取組が必要です。また、町交通安全協会の協力により、新一年生にランドセルカバーを配布しています。交通事故を防止する目的で、保護者と子どもに対する交通安全意識の醸成を図るため、今後も継続した取組が必要です。

エ 子どもへの犯罪防止対策の推進

青少年育成神石高原町民会議を中心とした関係団体等との連携により、子どもへの犯罪防止対策に取り組んでおり、今後も継続した取組が必要です。

オ 子育て家庭への防災意識の醸成

神石高原町地域防災計画に基づき家庭の防災意識を高めるため、乳幼児健診等において防災に関するパンフレットの配布や防災グッズの紹介など、引き続き取り組むことが必要です。

基本施策4 地域を挙げての児童の健全育成

ア 新・放課後子ども総合プランの推進

新・放課後子ども総合プランは令和5（2023）年度末で終了しましたが、放課後児童対策の一層の強化を図るため、令和5（2023）～6（2024）年度に「放課後児童対策パッケージ」として取りまとめられました。これは、放課後児童健全育成事業（学童保育）の待機児童解消と全ての子どもが放課後を安全・安心に過ごすための強化策の取組としてまとめられたものです。その中では、全ての子どもが安全・安心に過ごす場として、放課後児童健全育成事業（学童保育）と放課後子供教室の連携が求められています。長期休業中のイベント等での連携に引き続き取り組む必要があります。また、放課後児童健全育成事業（学童保育）については、希望が多い長期休業中の開始時間また日々の終了時間の延長（前後30分程度）について検討が必要です。

イ 子どもの多様な体験の推進

クリーンセンターじんせきの見学等の環境学習の場や協働支援センターでの体験学習、また地域での自然体験、農業体験、歴史文化体験等の子どもの多様な体験は、継続した取組が必要です。

ウ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

有害図書類の陳列に関して定期的な巡回指導が重要であり、今後も継続した取組が必要です。

エ 子育てに関する保護者への意識啓発の推進

青少年育成神石高原町民会議において継続的に研修会を開催し、子育て世代のほか地域住民に対して、年代を問わず子どもの健全育成に関する意識啓発に一定の成果をあげています。引き続き、講演会等により子育てや子どもの健やかな育ちのための意識啓発に取り組むことが必要です。

基本方針5 配慮が必要な子ども・家庭への支援

基本施策1 子どもの障害の早期発見と支援

ア 障害のある子どもと保護者に対する相談支援の充実

相談窓口の設置により、障害のある子どもと保護者に対する支援は一定の成果をあげており、今後も継続した取組が必要です。

障害者手帳交付時に、神石高原サロン連絡協議会や家族会などの紹介ちらしにより広報は行っていますが、家族会への加入にはつながっていない状況です。今後は、家族会などとのつなぎの方法を検討することが必要です。

イ 配慮が必要な子ども・家庭への適切な対応の推進

配慮が必要な子どもや家庭へは継続的な支援が不可欠です。発達支援システムにより、ライフステージ毎に支援の内容を確実に引き継ぐよう進めています。今後も引き続き、その取組を続ける必要があります。

ウ 障害のある子どもへの保育・教育の充実

保育所では、障害や発達面で支援が必要な子どもたち一人一人に応じた保育を行い、関係機関や保護者と連携して支援し、今後もより良い支援方法を検討します。

学校生活や勉強に不安がある小学校入学予定の子どもの保護者を対象に、専門の相談員

により就学相談を実施し、入学後も特別支援教育コーディネーターと連携して個別の支援計画を作成し、必要に応じて特別支援学級を設置するなど、一貫した支援を行います。

エ 障害のある子どもへの福祉サービスの充実

町内に放課後等デイサービス提供事業所が開設されたことにより、より多くの支援が必要な子どもに対してサービス提供が行えるようになりました。今後も事業所と連携し、サービスの充実に努めることが必要です。

オ 経済的支援の充実

特別児童扶養手当の支給とともに医療受給者証を交付しています。こども医療受給者証の交付により、自己負担額は無料となっているため、負担軽減につながっています。引き続き継続実施が必要です。

基本施策2 ひとり親家庭等への支援の推進

ア 相談支援の充実

町、民生委員・児童委員等関係機関が連携し、相談・支援を実施しています。今後とも継続した取組が必要です。

イ 経済的支援の充実

ひとり親家庭等の子どもと保護者への医療費助成や児童扶養手当を支給しており、今後も必要な支援であり、継続した取組が必要です。

ウ 自立支援の充実

母子世帯の就労自立の支援や教育訓練経費の一部支給は、今後も必要な支援であり、継続した取組が必要です。

基本施策3 配慮が必要な子ども・家庭への支援

ア 子どもの居場所支援

主に学齢期の子どものための居場所を提供する「児童育成支援拠点事業アイ♥アイ」を令和6（2024）年度に開設しました。不登校など様々な課題を抱える子どもに安心して過ごせる場所を提供し、個別の支援計画を保護者や学校と共有してサポートしており、今後も継続が必要です。

イ つながりの場づくり

多様な困難を抱える子どもとその家族が孤立しないように、町内4地区の協働支援センターに委託して、ひとり親家庭やフードバンクを利用する子育て世帯を対象に、居場所と食事を提供する子ども食堂を実施しています。直接的な会話やアンケートを通じて利用者の声を聞き、必要に応じて子育て応援課と連携して支援しており、今後も継続が必要です。

ウ 子育て世帯訪問支援事業

町内の事業所と連携して実施しています。今後、育児・養育支援の実施に向けた研修会を開催し、子育て世帯訪問支援事業の充実が必要です。

エ 子どもの学習・生活支援事業

福祉課や子育て応援課、教育課と連携して、配慮が必要な子どもの情報を共有し、子どもの学習・生活支援事業につなげています。支援の必要な子どもの状態にあった人材の確保が必要です。

第3章 こども施策の推進に関する基本的な方針

1 基本理念

神石高原町第2期子ども・子育て支援事業計画では、「子どものいのちの根っこを育み、健やかでたくましい幹への成長を支える神石高原町」を計画のテーマとして、妊娠・出産・子育てを通じて、切れ目のない総合的な施策を推進してきました。

このテーマは、子どもが生まれ育つ過程を木の成長に例え、その過程を家族や地域、行政がより良くサポートする姿勢を表しています。第2期計画の評価では、多くの事業が今後も続けて取り組むべき課題となっています。

また、本計画の上位計画である「神石高原町第3次長期総合計画」では、子ども・若者に関連する基本施策として、「子育てしやすく、若者が定住し続けているまち」としています。

そのうえで、本町の新たな「こども計画」の「基本理念」を、第2期計画のテーマを引き継ぎつつ、子ども大綱の目指す「こどもまんなか社会」の実現に向け次のように設定します。

◆基本理念◆

“こどもまんなか”
いのちの根っこを育み、
健やかでたくましい幹への成長を支える
神石高原町

2 基本目標

本町では、基本理念の実現のため、「こども大綱」のこども施策に関する基本的な6つの視点を踏まえ、4つの基本目標を設定し施策を推進します。

- 観点1：こども・若者の権利と個性を尊重し、最善の利益を図る
- 観点2：当事者の意見を尊重し、対話しながらともに推進する
- 観点3：ライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- 観点4：貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できる
- 観点5：結婚や子育てに対する希望が実現できるように支援する
- 観点6：施策の総合性の確保と関係機関等との連携を重視する

■ 基本目標1 こどもまんなかを進める環境の実現

こども・若者、保護者、支援者、地域が、こども・若者の権利や人権に関する理解を深めるための啓発を行うとともに、こども・若者が意見を表明しやすい環境づくりを推進します。

また、こども・若者や子育て親子が安心・安全に、のびのびと活動できるよう、地域の生活環境や道路環境の整備を推進するとともに、事故や犯罪、災害等から守るために環境づくりを推進します。

そのうえで、こども・若者が自主的に活動できる、多様な遊び空間や体験、そして活躍できる場を通して、家族や、ふるさとである本町に対する思いを深め、社会を生き抜く力を育みます。

親の子育て力の向上を図るため、学ぶ場や支援の充実を図るとともに、地域が一体となってこどもの成長を見守り、子育て家庭を支援する体制づくりを推進します。

■ 基本目標2 安心してこどもを産み育てることができる環境の実現

本町の子育て世代の不安や悩みは、子どもの病気・障害並びに発育・発達に関するここと、習い事や食費・被服等子どもに係る費用のことが上位を占めるほか、母親本人の健康面、精神面への不安も大きなものがあります。

そのため、妊娠期から子育て期を通じた切れ目のない保健・医療の提供のほか、相談体制の充実や、子どもの成長や発達、健康に対する正しい知識の普及啓発を図ります。

併せて、結婚から子育て、教育期の世代に向けた結婚支援、定住支援等、経済的な負担軽減の取組を推進します。

また、子育てと仕事を両立するために、保育所や認定こども園の教育・保育サービスや多様な働き方に対応した保育事業及び放課後児童健全育成事業（学童保育）の充実を図るとともに、ワーク・ライフ・バランスの意義や働き方の見直しについての啓発を推進します。

■ 基本目標3 こどもの成長・若者の自立、社会参加の実現

こどもの成長、若者の自立、社会参加の人生の各段階に応じ、乳幼児期における幼児教育・保育の質の向上をはじめ、学童期・思春期における安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の充実とともに、こども・若者の居場所づくり、いじめ防止対策、不登校のこどもへの支援等、個々のこども・若者に対応した取組に努めます。

また、青年期においては、就労支援、結婚支援、相談支援等、それぞれのライフスタイルに応じた取組に努めます。

これらの中で、学童期から青年期にかけての自主的に自信を発揮できる居場所づくりは、「こども計画」においては大きなウェイトを占めます。

具体的には、いつでも行ける場所、友だちと集まって過ごせる等ありのままの自分がだせる場所の環境づくりを検討します。

■ 基本目標4 援助を必要とするこども・若者、子育て家庭を支える環境の実現

障害児・医療的ケア児、児童虐待防止や社会的養護の対象者となる、支援が必要なこども・若者に対しては、差別されることのない人権を尊重します。生きづらさを感じることのない環境や、将来の自立や社会参加が可能となるような多様な支援を提供することに努めます。

また、地域社会への参加・包容（インクルージョン）できる地域づくりや学びのできる環境づくりに努めます。

児童虐待防止や社会的養護の対象となるこども・若者については、本町のこども家庭センターを中心に地域の関係機関・団体や専門家による各種支援に努めるとともに、児童虐待の未然防止のための家庭支援事業を実施します。

こども・若者の貧困は、経済的な面だけではなく、心身の健康や衣食住、進学機会や学習意欲、前向きに生きる気持ちを含め、こどもの権利利益を侵害するとともに、社会的孤立にもつながる深刻な課題です。

本町では、「確かな学力」を身につける教育、生活安定のための生活支援、そして子育てと仕事の両立を図るための就労支援など、多角的な支援に努めます。

ひとり親家庭に対しては、自立支援や親子交流の確保を含む多方面での支援に努めます。

3 施策体系

◆基本理念◆

“こどもまんなか”

いのちの根っこを育み、

健やかでたくましい幹への成長を支える

神石高原町

基本目標	基本施策	施策の方針
1 こどもまんなかを進める環境の実現	(1) こども・若者が意見表明できる機会の充実 (2) 安心・安全に過ごせる環境の充実 (3) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり (4) こども・若者、子育て家庭にやさしい地域づくり	ア こども・若者が権利の主体であることの普及・啓発の推進 イ こども・若者が意見を表明できる環境づくりの推進 ア こどもや子育てに配慮したまちづくり イ こども・若者を守る環境づくり ア 遊びや体験活動の推進 イ 生活習慣の形成・定着、食育の推進 ウ 町の文化・国の文化・異文化理解、国際交流等の推進 エ 在留外国人のこども・若者や海外から帰国したこども・若者への支援 オ 持続可能な開発のための教育（E S D）※の推進 カ こども・若者の可能性を広げていくためのジェンダーギャップの解消 ア 子育てを地域全体で支える体制づくり イ 地域子育て支援・家庭教育支援 ウ 地域での人材の育成・支援
2 安心してこどもを産み育てることができる環境の実現	(5) 妊娠・出産から子育てまでの切れ目のない支援の充実 (6) 結婚から子育て、教育等の経済的負担の軽減 (7) 子育てと仕事を両立するための支援の充実	ア 安心して出産・子育てができる切れ目のない保健・医療の提供、体制の整備 イ 妊娠・出産から子育てまでの切れ目のない相談体制の充実 ウ こどもの成長や発達に関する正しい知識の普及啓発の促進 エ 母子保健でのデジタル化の推進 オ 小児医療体制、心身の健康等についての情報提供や心のケアの充実 ア 結婚から子育て、教育、定住等に関する経済的負担の軽減 ア 教育・保育等サービスの充実 イ 保育人材の育成・確保・処遇改善 ウ 特別な配慮を必要とすることへの支援 エ 持続可能な保育等環境の整備 オ 職場や地域における子育て支援の環境整備の促進
3 こどもの成長・若者の自立、社会参加の実現	(8) こどもの成長の保障と遊びの充実	ア 地域の身近な場を通じた支援の充実 イ 幼児教育・保育の質の向上 ウ 幼児期から学童期への円滑な接続の推進

基本目標	基本施策	施策の方針
	(9) こどもが安心して過ごし学ぶことのできる環境の充実等	ア こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の充実等 イ こども・若者の居場所づくり ウ 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報の提供や教育 エ いじめ防止対策 オ 不登校のこどもへの支援
	(10) 若者のライフデザインを応援する取組	ア 高等教育費の負担軽減 イ 就労支援 ウ 結婚を希望する方への支援・結婚に伴う新生活への支援 エ 相談支援体制の充実
4 援助を必要とするこども・若者、子育て家庭を支える環境の実現	(11) 障害児・医療的ケア児等への支援	ア 障害の有無にかかわらず安心して共に暮らすことができる地域づくり イ 障害のあるこども・若者の学びの充実
	(12) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援	ア こども家庭センターの充実 イ 家庭支援事業の推進
	(13) こども・若者の貧困対策	ア 教育の支援 イ 生活の安定に資するための支援 ウ 保護者の就労支援、経済的支援
	(14) ひとり親家庭への支援	ア ひとり親家庭が抱える様々な課題への支援 イ 親子交流・養育費の確保

※【E S D】(Education for Sustainable Development) 持続可能な開発を実現するために発想し行動できる人材を育成する教育のこと。

第4章 こども施策の展開

基本目標1 こどもまんなかを進める環境の実現

基本施策（1）こども・若者が意見表明できる機会の充実

「こども基本法」や「児童の権利に関する条約」の理念等を踏まえ、地域社会全体で共有できるよう、こども・若者が権利の主体であるという理解を深めるための意識啓発や周知に努めます。

さらに、こども・若者がまちづくりについて考え、意見を表明し、主体的な参画ができるよう環境づくりを推進します。

施策の方針	担当課	取組内容
ア こども・若者が権利の主体であることの普及・啓発の推進	子育て応援課 未来創造課 教育課	○町のホームページ、SNS等、多様な媒体を通したこども・若者の権利に関する意識啓発の推進及び相談窓口の設置 ○人権啓発活動の実施 ○保護者や教職員等、こども・若者の教育に関わる人、子育て当事者の支援に携わる人への情報提供や研修等の推進 ○学校教育における人権教育の推進
イ こども・若者が意見を表明できる環境づくりの推進	子育て応援課 教育課	○中高生がまちづくりについて意見を述べるチャンスを次世代議会を通じて提供 ○様々な状況にあって声を出しにくいこども・若者からの意見聴取の手法の検討 ○こども・若者が表明した意見に対するフィードバック方法の検討 ○関係各課の職員がこども・若者の社会参画・意見反映について理解し、施策等に効果的に取り組むことができるよう周知の徹底

基本施策（2）安心・安全に過ごせる環境の充実

こども・若者や子育て親子が安心・安全に、のびのびと活動できるよう、当事者の視点にたった道路や公園、公共施設等の整備を推進します。

また、こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備に取り組むとともに、事故や犯罪、災害等に巻き込まれないように啓発活動や相談支援等の取組を推進します。

こども・若者の犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える取組「更生保護」について理解を深め、犯罪や非行のない地域づくりにつなげるとともに、相談できる環境整備を検討します。

施策の方針	担当課	取組内容
ア こどもや子育てに配慮したまちづくり	子育て応援課 未来創造課 教育課 産業課 建設課	<ul style="list-style-type: none"> ○公共施設及び公共交通機関等のバリアフリー化やこどもや子育て世代が安心して利用できる施設づくり ○こどもや子育て当事者の目線に立ったこどもの遊び場の確保や親同士・地域住民の交流機会の創出に資する公園等の整備 ○子育て世帯等に対する住宅支援の強化 ○通学路等の安全の確保
イ こども・若者を守る環境づくり	子育て応援課 未来創造課 教育課 福祉課 総務課	<ul style="list-style-type: none"> ○こどもがインターネットを利用できる能力や情報リテラシーの習得支援、こどもや保護者等に対する啓発 ○SNS等での有害情報、ネットいじめ、スマホ依存等に対応できる情報モラル教育の実施及び講演会等を通じた意識啓発 ○こども・若者への加害の防止、相談・被害申告をしやすくする取組、被害当事者への支援、継続的な啓発活動の実施等、総合的な支援 ○有害図書の陳列の自粛、廃棄の促進のための広島県青少年健全育成条例に基づく立入調査の実施、有害図書類の陳列に関する定期的な巡回指導等の実施 ○こどもを性暴力・性犯罪の加害者、被害者、傍観者にさせないための保育所、認定こども園、学校における生命の安全教育の実施 ○犯罪被害、事故、災害からこどもを守る環境整備 ○小中学校等における性・喫煙・薬物等に関する健全な意識の育成や正しい知識の普及 ○青少年育成神石高原町民会議での小学新1年生に対する防犯ブザーと熊避け鈴の配布 ○青少年育成神石高原町民会議、自治振興会、PTA等と連携した小学校区単位の見守り活動やあいさつ運動 ○福山北警察署管内防犯連合会による防犯パトロール車での巡回実施 ○こどもへの犯罪を未然に防ぐ「子ども110番の家」の住民や事業所等の協力の輪の拡大、こどもへの周知徹底 ○シルバー人材センターによる通学児童の見守り活動 ○こどもに対する交通安全教育、交通安全協会と連携した地域での交通安全活動、町と県、警察が連携した交通安全対策等、交通事故防止対策の推進 ○保護者とこどもに対する交通安全意識の醸成を図るために「小学校に入学する1年生への交通安全ランド

		<p>セルカバーの配布」活動の継続実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「神石高原町地域防災計画」に基づく子育て家庭の防災意識を高めるための啓発 ○子ども・若者の犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える取組「更生保護」について理解を深めるため、「社会を明るくする運動」の周知・啓発 ○非行や犯罪に関して相談できる環境整備の検討
--	--	--

■ 基本施策（3）多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

地域の関係機関の連携のもと、全ての子どもが身近な地域で安全に遊び、学び、活躍できる場づくりや、地域の人とともに様々な体験活動を行うことができる機会づくりを推進します。

施策の方針	担当課	取組内容
ア 遊びや体験活動の推進	子育て応援課 未来創造課 教育課 産業課 健康衛生課	<ul style="list-style-type: none"> ○自然体験等の機会の確保・充実に向けた取組の推進 ○森林づくり、木育の推進 ○農山漁村における農林漁業体験・宿泊体験の推進 ○豊かな心の育成のため、乳幼児に対する「読み聞かせ」やブックスタート事業の充実 ○小中学校での朝読書等による読書習慣の定着 ○読書推進と関連イベント・啓発活動の実施 ○おひさま広場での親子で触れ合えるイベント等を通じた遊びの充実 ○保育所・認定こども園や小中学校での本物体験事業の実施 ○保育所・認定こども園での英語教育推進事業 ○小中学生に対する環境学習の場や協働支援センターでの体験学習、地域での自然体験、農業体験、歴史文化体験等、多様な体験の場の提供 ○中学生に対する町内の事業所等と連携した職業体験等のキャリア教育の実施
イ 生活習慣の形成・定着、食育の推進	子育て応援課 教育課 健康衛生課 産業課	<ul style="list-style-type: none"> ○「早寝早起き朝ごはん」国民運動の推進 ○保護者に対する「給食だより」の配布や食育講演会等の開催を通じた食育の重要性、家庭での実践等、食育についての意識啓発 ○小中学校の給食で、地元の产品及び食材を使った「神石高原ランチ」を毎月1回提供等、食育の推進・食育指導 ○給食、調理、地域の協力による「育てる」「つくる」農業体験を通じた「食」に対する意識の醸成 ○保育所での食育計画に基づく日常生活における食や

		<p>健康について学ぶ機会の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「情報誌アイ♡アイ」「もぐもぐキッチン」「母子推進員によるレシピ配布」を通した「食べる力」＝「生きる力」を育むための食育の重要性についての意識啓発 ○小中学校における担任や栄養教諭による食育指導・食事のマナーの指導 ○小中学校における各教科や総合的な学習時間等での計画的・体系的に関連付けた指導の推進及び「食べる力」＝「生きる力」を育むための意識啓発
ウ 町の文化・国の文化・異文化理解、国際交流等の推進	子育て応援課 未来創造課 教育課	<ul style="list-style-type: none"> ○こどもたちへの文化芸術体験機会の提供・充実 ○国際理解教育の推進 ○保育所・認定こども園や小中学校での本物体験事業 ○地域と連携し、体験を通じて、こどもたちへの郷土の魅力伝達、郷土愛の醸成、生きる力の育成 ○学校における外国語によるコミュニケーション能力を育成する教育の推進 ○留学生交流・教育の国際化の推進
エ 在留外国人のこども・若者や海外から帰国したことのあるこども・若者への支援	子育て応援課 教育課 福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ○日本語や日本の生活に不慣れな外国籍や外国にルーツのあるこどもや保護者等に対し、理解の程度に応じた学習支援、生活援助の実施 ○出入国在留管理庁作成の「生活・就労ガイドブック」等の活用
オ 持続可能な開発のための教育（E S D）の推進	教育課	<ul style="list-style-type: none"> ○第4期教育振興計画及び学習指導要領に基づき、持続可能な開発のための教育の推進
カ こども・若者の可能性を広げていくためのジェンダーギャップの解消	子育て応援課 未来創造課 教育課	<ul style="list-style-type: none"> ○こどもたちへの文化芸術体験機会の提供・充実 ○小中学校における男女の尊重や自分を大事にするとの理解を深める教育の推進 ○多様性に対する理解、自他の人権の尊重等を育む取組の推進

基本施策（4）こども・若者、子育て家庭にやさしい地域づくり

親の子育て力の向上を図るための学ぶ場や支援の充実を図るとともに、地域が一体となって子どもの成長を見守り、子育て家庭を支援する体制づくりを推進します。

施策の方針	担当課	取組内容
ア 子育てを地域全体で支える体制づくり	子育て応援課 未来創造課	<ul style="list-style-type: none"> ○自治振興会や子ども会活動等と連携した地域で子育て家庭を支援する体制づくり ○神石高原商工会と連携し、町内の商店や事業所の協力による妊産婦に対する出産前・出産後のギフト贈呈の継続実施 ○「こどもまんなかアクション」の趣旨に賛同する事業所・団体・個人等に「こどもまんなか応援ソーター」の宣言と、「家族の日」「家族の週間」の協力を踏まえこどもや子育て家庭を社会全体で支える機運の醸成 ○社会福祉協議会による子育て家庭と地域をつなげ、子育ての支援者を増やす取組
イ 地域子育て支援・家庭教育支援	子育て応援課 未来創造課 政策企画課	<ul style="list-style-type: none"> ○子育て家庭に対するファミリー・サポート・センター事業の充実 ○神石高原町シルバー人材センターの子育て支援事業の周知 ○子育てガイドや、「親の力」を学び合う学習プログラム講座の実施、町広報等を通じた家庭の重要性を含めた子育てに対する意識啓発 ○従来の広報、パンフレット、ホームページ、SNSの活用等、保護者が必要なときに必要な情報を入手できる多様な子育てに関する情報の発信方法の検討 ○子どもの健全育成に関する意識を高めるための青少年育成神石高原町民会議、保育所、学校等における男女共同参画の視点を踏まえた子育て講演会等の開催
ウ 地域での人材の育成・支援	子育て応援課 福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ○民生委員・児童委員や母子推進員等の相談支援を行う人材の確保及び研修会等を通した資質の向上 ○子育て支援団体が継続的に活動できるよう、持続可能な仕組みを取り入れた人材の育成と支援

基本目標2 安心して子どもを産み育てることができる環境の実現

基本施策（5）妊娠・出産から子育てまでの切れ目のない支援の充実

不妊症や不育症、出生前検査等、妊娠や出産についての正しい知識の普及、また、出産前から幼児期までの期間、助産師や保健師が母親に寄り添い、様々な支援や相談に応じる体制の強化を図ります。

成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針（成育医療等基本方針）に基づく国民運動である「健やか親子21」の取組により、子どもの成長や発達に関して正しい知識を持つことや町民の理解を深めるための普及啓発に努めます。

併せて、母子保健でのデジタル化を推進します。

また、周産期医療体制や小児・産科医療体制の確保検討や、心身の健康に対する支援、子ども・若者の自殺対策における相談体制の整備等に努めます。

施策の方針	担当課	取組内容
ア 安心して出産・子育てができる切れ目のない保健・医療の提供、体制の整備	子育て応援課	<ul style="list-style-type: none">○不妊症・不育症・出生前検査に関する正しい知識の普及や相談体制の強化○産後ケア事業の充実のための受託医療機関等の拡充○里帰り出産を行う妊娠婦への支援及び医療と母子保健との連携の推進○「乳幼児の健診事業」「保育所・認定こども園・小中学校の健診事業」「歯科検診事業」「予防接種事業」「幼児・児童等インフルエンザ予防接種費補助事業」等を通して子どもの健康の確保・増進のための取組の継続
イ 妊娠・出産から子育てまでの切れ目のない相談体制の充実	子育て応援課	<ul style="list-style-type: none">○妊娠の早期届出についてのPRや「母子健康手帳の交付、妊娠・乳児健康診査受診券の交付」「妊娠婦・乳幼児訪問相談事業」「こんにちは赤ちゃん事業」「すこやか育児サポート事業」「養育支援訪問事業」「産後ケア事業」等の事業による妊娠初期の保健師と助産師との面談を通した関係づくりによる母親の健康の確保及び増進等、母親に寄り添った支援○産後ケア事業の充実○夫婦参加による知識の共有及び交流の場になっている「家族の育児レッスン」の充実○「産前産後骨盤底（ペリネ）ケア※」の個別や小集団での開催○母子推進員による虐待の早期発見、さらには母子の健康づくり、育児不安の軽減等、子育て支援の充実○子育て世帯訪問支援事業による子育て家庭や妊娠婦、ヤングケアラー等、家庭の悩みの傾聴及び家事・育児支援の充実

		<ul style="list-style-type: none"> ○1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査時での発達相談員による発達面に重点をおいた健診を通した支援の必要な親子への対応 ○3歳までのこどもに対する「わくわくランド」、3～5歳のこどもに対する「るんるん教室」の開催を通して、保健師や保育士等の専門スタッフによる子どもの発達支援と保護者へのサポート ○発達支援システムにおける個別の支援計画による切れ目のない支援 ○5歳児にじいろ相談を通して5歳児としての成長の確認、支援 ○「こども発達支援センター」における就学前の子どもを対象にした発達の心配、子育ての不安に関する医師の診察、指導、助言や専門スタッフによる支援
ウ　子どもの成長や発達に関する正しい知識の普及啓発の促進	子育て応援課	<ul style="list-style-type: none"> ○乳幼児健診や各種教室、講演会の開催等を通した保護者に対する健康管理のための医療知識の普及 ○子ども自身による健康づくりや保護者に対する健康講座開催等、親子への健康に対する意識啓発 ○各種教室の開催を通した母子保健知識の普及やチャイルドシートの着用等乳幼児の事故防止を図るための意識啓発 ○母子推進員に対する研修会等による知識の普及促進
エ　母子保健でのデジタル化の推進	子育て応援課	<ul style="list-style-type: none"> ○妊婦健診・乳幼児健診、予防接種等の健康情報等の電子化及び標準化 ○妊娠届、乳幼児健診問診票、妊婦のための支援給付等について、デジタル技術の活用による住民の利便性向上及び業務効率化の推進 ○電子母子手帳の導入検討
オ　小児医療体制、心身の健康等についての情報提供や心のケアの充実	子育て応援課 教育課 健康衛生課	<ul style="list-style-type: none"> ○医師会等との連携を図り小児医療及び産科医療の確保検討 ○福山市内の医療機関（病院）の小児二次救急輪番制による小児医療体制の確保及び圏域単位での周産期医療の充実 ○広域的な周産期医療体制、小児救急医療体制のPRの実施 ○夜間・休日における小児オンライン診療の実施 ○子ども家庭センター、役場関係部署、関係機関等の連携体制の強化による、子どもの成長に応じた継続的な相談・支援の充実 ○小中学校にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置し、児童生徒のカウンセリングや、保護者、教職員と連携した課題解決への取組

		○こども・若者の自殺対策としての自殺の要因分析、S O Sの出し方や受け止め方に関する教育を含む自殺 予防教育、1人1台端末の活用による自殺リスクの早 期発見、電話・S N S等を活用した相談体制の整備等 の検討
--	--	--

※【産前産後骨盤底（ペリネ）ケア】産前・産後の妊産婦が参加し、自身の身体の変化や注意事項への再確認ができる事業のこと。

■ 基本施策（6）結婚から子育て、教育等の経済的負担の軽減

結婚から子育て・教育等に関して経済的負担の軽減を実施するとともに、子育て世帯の定住促進のための各種助成を実施します。

具体的な取組	担当課	取組内容
ア 結婚から子育て、教育、定住等に関する経済的負担の軽減	子育て応援課 未来創造課 教育課 福祉課 産業課 建設課	<ul style="list-style-type: none"> ○若者の結婚を支援するための婚活イベントの開催費用の補助 ○新婚定住者に祝い金の支給、新生活応援補助 ○不妊治療費・不育症治療費の助成 ○子育て世帯に対する各種助成等事業 <ul style="list-style-type: none"> ・1歳の誕生日祝い金の支給 ・小中高校入学祝い金、高校等卒業祝い金の支給 ・住宅取得・建築費用・改修費補助 ・児童手当の支給 ・育児用品レンタル支援事業 ・保育所及び認定こども園の保育料の無料化 ・一時預かり利用料・病後児保育利用料の無料化 ・保育所及び認定こども園給食費の無料化 ・保育所及び認定こども園で使用するおむつ提供 ・就学援助費助成 ・妊娠・乳幼児・児童等インフルエンザ予防接種費用の助成 ・おたふくかぜ予防接種費用の助成 ・妊娠に対するRSウイルスワクチン接種費用の補助 ・児童扶養手当の支給 ○医療費の自己負担額無料化 <ul style="list-style-type: none"> ・高校生以下のこども医療費 ・ひとり親家庭等医療費 ○各種検定料の無料化 ○ティアガルテンにおける町内こども入場料無料の取組 ○子育て世代向け定住団地の整備 ○町営住宅の子育て世帯向け入居要件の緩和

基本施策（7）子育てと仕事を両立するための支援の充実

子育てと仕事を両立するために、保育所や認定こども園の教育・保育サービスや多様な働き方に対応した保育事業及び放課後児童健全育成事業（学童保育）の充実を図るとともに、就労環境における女性に一方的に負担が偏る状況を解消し、女性と男性がともにキャリアアップと子育てを両立でき、柔軟な働き方が可能になるよう、関係機関との連携により、事業者向けの啓発等を推進します。

具体的な取組	担当課	取組内容
ア 教育・保育等サービスの充実	子育て応援課	<ul style="list-style-type: none"> ○需要を的確に把握し、保育所・認定こども園の教育・保育事業の提供量の確保と質の向上 ○一時保育の実施 ○病後児保育の実施 ○保育所の開所時間の延長及び休日保育の検討 ○乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施 ○広域連携による病児・病後児保育、休日保育の実施 ○放課後児童健全育成事業（学童保育）の機能の充実（開始時間・終了時間の延長の検討等）と質の向上
イ 保育人材の育成・確保・処遇改善	子育て応援課	<ul style="list-style-type: none"> ○職員研修計画による所内研修の実施 ○保育ソーシャルワーカーによる巡回相談実施 ○保育士人材バンク（県）への登録 ○指定管理対象保育所における処遇改善の推進
ウ 特別な配慮を必要とするこどもへの支援	子育て応援課	<ul style="list-style-type: none"> ○保育所等での医療的ケア児の受け入れ対応の検討 ○家庭環境に対する配慮等必要に応じた支援
エ 持続可能な保育等環境の整備	子育て応援課	<ul style="list-style-type: none"> ○油木保育所及びとよまつ保育所の老朽化等に伴う施設改修 ○保育機能強化等に伴う施設整備 ○今後の入所児童数に応じた定員の検討 ○町全体の保育所配置計画の検討
オ 職場や地域における子育て支援の環境整備の促進	子育て応援課 未来創造課 産業課	<ul style="list-style-type: none"> ○事業所に対する産前産後休業、育児休業制度等の普及・啓発や職員の制度利用の促進を図るためのPRパンフレットの配布や商工会と連携した講演会の開催 ○講演会等を通じた事業所に対する男女ともに育児休業や看護休暇が取りやすい職場づくりについての商工会と連携した働きかけ ○男女共同参画のための各種講座・研修会を通じた男性の家事・育児への参加に向けた意識啓発 ○子育てを支援するための講座内容の充実

基本目標3 こどもの成長・若者の自立、社会参加の実現

基本施策（8）こどもの成長の保障と遊びの充実

こどもの心身の状況や、保護者・養育者の就労・養育状況を含むこどもの置かれた環境等に十分に配慮した、子育て世代が安心して集える多様な場所の周知、活動内容の充実に努めます。

また、持続可能な環境づくりや特別な配慮を要するこどもへの支援も含め幼児教育や保育の質の向上を図るとともに、保育所・認定こども園と小学校への円滑な接続が可能な連携体制の充実を図ります。

具体的な取組	担当課	取組内容
ア 地域の身近な場を通じた支援の充実	子育て応援課	<ul style="list-style-type: none">○「おひさま広場」における子育てに関する講演会、各種イベントの開催、子育てに関する相談等の実施○「オンラインおしゃべり広場」の利用活性化のため工夫や周知啓発の徹底○「カンガルークラブ」の周知啓発及び活動の場の確保、職員の派遣及び情報提供等の支援○「こども家庭センター」における子育てについての相談・情報提供及び同センターのPR、活動内容の充実、相談員の資質の向上○乳幼児を持つ親が、子育てに対する不安や悩みを払拭できる参加者同士の交流の場でもある育児相談（育児サロンにじいろ）の継続実施○妊娠婦、子育て世帯、こどもが気軽に相談できる身近な相談機関である「地域子育て支援拠点おひさま広場」の「こども家庭センター」と連携した相談対応の充実○乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施○乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認の実施○病後児保育事業の実施
イ 幼児教育・保育の質の向上	子育て応援課	<ul style="list-style-type: none">○保育所での生活や行事等を工夫した入所児童と保護者に寄り添う支援の実施○保育ICTシステム導入による保育所と保護者のスマートな連携及び保育士の業務効率化の推進○保育の質向上のための各種研修の実施○未就園の親子の交流の場、情報交換の場、安全で安心な遊び場を提供するための保育所広場の開設と認定こども園の園庭の開放○食育の推進、保育所給食の充実

ウ 幼児期から学童期への円滑な接続の推進	子育て応援課 教育課	○保育所、認定こども園及び小学校相互の連携及び保育所、認定こども園の年長児と小学校1年生の交流の実施
----------------------	---------------	--

■ 基本施策（9）こどもが安心して過ごし学ぶことのできる環境の充実等

学校はこどもにとって大切な居場所の一つであり、こどもの最善の利益の実現を図る観点等から、学校生活を更に充実したものとします。

また、学童期・思春期のこどもにとっての最善の居場所である「放課後児童健全育成事業（学童保育）」「放課後子供教室」「児童育成支援拠点事業」「子ども食堂」等については、事業内容の充実に努めます。さらに、学校における将来の思いやりの心や社会を生き抜く力を育む教育の充実に努めます。

学校等でのいじめの積極的な認知と早期の組織的対応、相談先の確保、関係機関等との連携の推進等、いじめ防止対策を検討します。

不登校のこどもの意見も聞きながら、不登校傾向を含めた不登校のこどもへの支援について検討します。

具体的な取組	担当課	取組内容
ア こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の充実等	子育て応援課 未来創造課 教育課	<ul style="list-style-type: none"> ○小中学校における働き方改革や、指導・運営体制の充実 ○小中学校における年間指導計画の改善、充実及び教職員研修の充実、外国語指導助手の活用等を通した確かな学力の育成 ○保育所・認定こども園・小中高それぞれの保育士、教職員間の研修を通じた意見交換や検討の場の充実等による連携の深化 ○保育所・認定こども園の年長児と小学校1年生等の交流の促進 ○コミュニティ・スクールの推進 ○地域のスポーツ・文化芸術環境の整備 ○道徳教育、学校や地域におけるこどもの体力の向上のための取組及び学校保健の推進 ○食育の推進 ○学校給食の充実と給食費の無料化検討 ○体罰や不適切な指導の根絶 ○小中学校の老朽化施設の改修、設備の整備及び備品の充実
イ こども・若者の居場所づくり	子育て応援課 未来創造課 産業課	<ul style="list-style-type: none"> ○「放課後児童健全育成事業（学童保育）」の充実と老朽化等による施設整備 ○「放課後子供教室」における文化・芸術・伝統芸能活動・スポーツ活動等、多様な体験学習の継続実施 ○「児童育成支援拠点事業 アイ♡アイ」等のこどもの居

		場所（学校や家庭以外の居場所）となる拠点の開設 ○思春期及び青年期のこども・若者が自由に気軽に集える場、地域交流・多世代交流ができる場などの確保
ウ 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報の提供や教育	教育課	○社会の中で自立し、これから社会を生き抜く力や地域の課題解決を主体的に担うことができる主権者教育の推進 ○消費者教育、金融経済教育の推進 ○ライフデザインに関する意識啓発 ○キャリア教育の推進
エ いじめ防止対策	子育て応援課 教育課	○インターネット等による有害情報、ネットいじめ、スマート依存等に対して対応できる情報モラル教育の検討 ○いじめへの適切な対応のための保護者、小中学校及びスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、児童育成支援拠点事業 アイ♡アイ等の専門機関が連携した教育相談体制の充実
オ 不登校のこどもへの支援	子育て応援課 教育課	○不登校のこどもへの適切な対応のための保護者、小中学校及びスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、児童育成支援拠点事業 アイ♡アイ等の専門機関が連携した相談体制の充実 ○「児童育成支援拠点事業 アイ♡アイ」こどもの居場所（学校や家庭以外の居場所）となる拠点の開設

■ 基本施策（10）若者のライフデザインを応援する取組 ■

青年期の若者が、自らの適性等を理解したうえで、進学や就労、結婚等に関わる選択を行うことができ、その決定が尊重されるような取組や若者に対する相談支援に努めます。

具体的な取組	担当課	取組内容
ア 高等教育費の負担軽減	健康衛生課 政策企画課	○若者が家庭の経済状況に関わらず、大学等の高等教育機関に進学するチャンスを確保できるための高等教育費の負担軽減の実施 ・医療従事者育成奨学金貸付事業 ・奨学金返還支援事業補助金の支給
イ 就労支援	子育て応援課 健康衛生課	○就職活動段階における町外から本町に関心を示す青年層を対象にした事業者、ハローワーク等との連携による就労環境等のPR ○新規学卒就職者等がその後のキャリア形成のための基盤となる職業能力の醸成への支援

ウ 結婚を希望する方への支援・結婚に伴う新生活への支援	未来創造課	○出会いの機会・場の創出のための支援及び結婚に伴う新生活のスタートアップへの支援の検討 (祝い金、新生活応援補助 等)
エ 相談支援体制の充実	子育て応援課 健康衛生課 福祉課 産業課	○若者やその家族が直面する教育、就職、精神的・身体的な問題、家庭環境や人間関係の課題など、様々な悩みや不安に対する信頼できる相談窓口を設置することで、安心して相談できる体制の整備 ○SNS等による相談手段の検討

基本目標4 援助を必要とすることも・若者、子育て家庭を支える環境の実現

基本施策（11）障害児・医療的ケア児等への支援

障害や発達に特性のある子ども・若者の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進し、その発達や将来の自立、社会参加を支援し、障害の有無にかかわらず、安心して共に暮らすことができる地域づくりを進めます。そのため、保護者へ寄り添うピアカウンセリングにつながる環境づくり、ニーズに応じた障害児サービスのほか、医療的ケア児等、専門的支援が必要な子どもや若者とその家族への対応のための地域における連携体制を強化します。

特別支援教育については、安全・安心に過ごすための環境整備と、一人一人の個性を伸ばす学びの場の整備・充実を両輪とした取組を進めます。

具体的な取組	担当課	取組内容
ア 障害の有無にかかわらず安心して共に暮らすことができる地域づくり	子育て応援課 教育課 福祉課 健康衛生課	<ul style="list-style-type: none">○保護者からの相談に対する保健師、専門機関、保育所、認定こども園、学校等が連携した支援○発達支援システムにおける、切れ目のない一貫した支援の実施○保護者同士の子育てに関する悩みや不安を軽減するためのピアカウンセリングを実施するため、障害者本人と家族の集いの場である「高原サロン」、障害のある人の家族会、身体障害者相談員並びに知的障害者相談員等をつなげる方法の検討とピアカウンセリングを行うための環境整備○「放課後等デイサービス」等サービス提供事業所と連携した、ニーズに合わせたサービスの充実○児童発達支援事業所の今後の設置の検討○医療的ケア児等の専門的支援が必要な子どもへの、支援に対するコーディネーターを中心とした相談支援の提供や関係機関の連携等、地域の支援体制の整備と充実
イ 障害のある子ども・若者の学びの充実	子育て応援課 教育課 福祉課	<ul style="list-style-type: none">○障害のある子どもや発達面において支援の必要な子ども※に対する発達に応じた一人一人の個性を伸ばす保育の実施○小学校への入学時、学校生活や勉強について不安や心配のある子どもの保護者の相談に対する専門相談員の対応の充実○小中学校における障害のある子どもに対しての「個別指導計画」及び「個別教育支援計画」に基づく特別支援教育コーディネーターと連携した中・長期的な視点での一貫した支援の実施○特別な配慮を必要とする児童・生徒に対する充実した教育の実施

※【発達面において支援の必要な子ども】学習障害（LD）、注意欠陥／多動性障害（ADHD）、高機能自閉症等の児童・生徒のこと。

基本施策（12）児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

虐待等により家庭から孤立した状態のこども・若者がそのニーズに合わせて必要な支援を受けられるような取組が必要です。そのため、町のこども家庭センターを核に要保護児童対策地域協議会等関係団体の連携による子育て支援及びDV防止ネットワークの充実を図ります。

また、社会的養護を必要とする全てのこどもが適切に保護され、心身ともに健やかに養育されることや社会的養護経験者が地域社会とのつながりがもてる自立のための支援を実施します。

ヤングケアラーの問題については、学校をはじめ、地域の関係機関・団体、専門家の連携による状況把握、必要な福祉サービス利用等への支援に努めます。

具体的な取組	担当課	取組内容
ア こども家庭センターの充実	子育て応援課	<ul style="list-style-type: none"> ○こども家庭センターの子育て支援及びDV防止ネットワークを通した要保護児童対策地域協議会としての要保護児童・要支援対策、虐待予防の取組の実施 ○子育て支援DV防止ネットワークにおける連携と資質向上のための定期的な構成機関・団体での研修の実施 ○虐待、いじめ等の問題の早期発見のための民生委員・児童委員、母子推進員等の関係機関と連携した要支援家庭や要保護児童の把握及び適切な保護、支援の継続実施 ○ヤングケアラーに対する小中学校の教職員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、地域の民生委員・児童委員等と連携した対象家庭の状況把握や見守り、助言等及び家事援助等既存の福祉サービスの利用等への支援 ○社会的養護経験者等に対する多職種・関係機関の連携による自立や地域社会とのつながりが持てるような支援の実施 ○こども家庭センターの人材確保、育成支援
イ 家庭支援事業の推進	子育て応援課	<ul style="list-style-type: none"> ○子育て負担の軽減、子育て世帯やこどもの孤立の防止、児童虐待の未然防止につながる家庭支援事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・すこやか育児サポート事業 ・産婦健康診査による産科医療機関との連携 ・産後ケア事業 ・子育て世帯訪問支援事業 ・児童育成支援拠点事業 ・子育て短期支援事業

		<ul style="list-style-type: none"> ・親子関係形成支援事業 ・里親事業 ・養育支援事業 ・こんにちは赤ちゃん事業 ・家庭から孤立したこども・若者の居場所の整備
--	--	---

基本施策（13）こども・若者の貧困対策

全てのこども・若者が、家庭の経済状況にかかわらず、多様な機会に対応した「確かな学力」を身につけた質の高い教育を受け、能力や可能性を最大限に伸ばして、それぞれの夢に挑戦できるようにします。

生活福祉資金の貸し付け制度、フードバンク事業、子ども食堂事業、幼児教育・保育料の無料化、義務教育段階の就学援助、子どもの学習・生活支援事業、さらには就労支援等、生活安定に資する多様な支援に努めます。

具体的な取組	担当課	取組内容
ア 教育の支援	子育て応援課 教育課 福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ○多様な機会に対応した「確かな学力」を身につける学習への支援 <ul style="list-style-type: none"> ・幼児教育・保育料の無料化 ・生活困窮者自立支援制度 ・子どもの進路選択支援事業 ・ひとり親世帯及び低所得子育て世帯の子どもの学習支援 ・義務教育段階の就学援助の実施 ・高校生等への修学支援による経済的負担の軽減 ・高等教育費の負担軽減 ・進学・就職準備給付金 ・大学進学の際に住宅扶助を減額しない措置
イ 生活の安定に資するための支援	子育て応援課 福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ○経済的に支障が出ている町民を対象にした生理用品の無料配布等、社会福祉協議会の生活福祉資金の貸し付け制度等の活用 ○フードバンク事業により、町内4か所（各協働支援センター）で必要な世帯に食料品等を配布し、生活の自立に向けた支援の実施 ○町内4か所の子ども食堂を通じて、相談ができる関係を作り、支援が必要な家庭への適切な支援やこどもたちの生活の安定を促進 ○こどもの成長段階で貧困が次の世代に引き継がれないよう、子どもの学習支援とともに、その保護者を含めた生活習慣の改善などを支援する「子どもの学習・生活支援事業」の実施

		<ul style="list-style-type: none"> ○支援を必要とすることの早期発見及び行政の適切な支援につなげる地域の支援体制の仕組みづくり ○被保護者に対する就労支援 ○生活保護受給者等就労自立促進事業
ウ 保護者の就労支援、経済的支援	福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ○生活困窮の状況にある子育て家庭の子育てと仕事の両立、安定した生活に向けた、就業に必要な技能等の向上、生活設計の形成への支援、各種制度による経済的な支援等の実施

■ 基本施策（14）ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに対応するため、医療費助成や児童扶養手当等による経済的支援、ひとり親家庭の就労等、自立に関わる支援のほか、親子の交流機会や養育に関する専門的な相談・支援に努めます。

具体的な取組	担当課	取組内容
ア ひとり親家庭が抱える様々な課題への支援	子育て応援課 福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ○こども家庭センター、民生委員・児童委員等の連携によるひとり親家庭への相談支援の充実 ○ひとり親家庭等医療費助成及び児童扶養手当の支給 ○教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金、高等学校卒業程度認定試験合格支援等、ひとり親家庭の自立支援 ○町内4か所の子ども食堂を通じて、相談ができる関係を作り、支援が必要な家庭への適切な支援やこどもたちの生活の安定を促進
イ 親子交流・養育費の確保	子育て応援課	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもの最善の利益の実現のため、親の責務等を果たす重要性の啓発と、相談や伴走支援による養育費や面会交流の確実な履行

第5章 施策の指標一覧

1 成果指標

(1) こども・若者に関する目標

1 こども・若者調査（高校生～29歳）（令和6（2024）年度実施）からみた成果指標

No.	成果指標	基準値	目標値
		令和6 (2024)年度	令和11 (2029)年度
1	「自分には自分らしさというものがある」と思うこども・若者の割合	62.8%	70%
2	「今の自分が好きだ」と思うこども・若者の割合（自己肯定感の高さ）	65.4%	70%
3	「自分の考えを相手に伝えることができる」と思うこども・若者の割合	61.9%	70%
4	「自分自身に満足している」と思うこども・若者の割合	48.5%	60%
5	暮らしや生活への満足度（10段階方式）	6.32点	7.5点
6	神石高原町が「好き」と回答したこども・若者の割合	65.4%	70%
7	神石高原町に「住み続けたい」と思うこども・若者の割合	55.2%	70%
8	「20年後、神石高原町で暮らしたい」と思うこども・若者の割合	59.8%	70%
9	将来に不安を感じているこども・若者の割合	74.2%	60%
10	「最近6か月間の家族以外の人とのかかわり方」の「いつもつながりを感じている」と思うこども・若者の割合	77.9%	90%

【根拠】

- 1 No.1～4、No.8、No.10は「そう思う」「だいたいそう思う」の合計
- 2 No.6は「好き」「どちらかというと好き」の合計
- 3 No.7は「住み続けたい」「どちらかというと住み続けたい」の合計
- 4 No.9は「感じている」「なんとなく感じている」の合計

(2) 子育て家庭に関する目標

2 乳幼児健診アンケートからみた成果指標

No.	成果指標	基準値	目標値
		令和5 (2023)年度	令和11 (2029)年度
1	この地域で、今後も子育てをしていきたいと感じる子育て家庭の割合	94.2%	100%
2	こども家庭センターなどのサポートによって、安心して妊娠・出産・子育てができると思っていると思う子育て家庭の割合	92.5%	100%

2 活動指標

No.	基本目標	基本施策	活動指標	担当課	基準値	目標値	出典
					令和5 (2023)年度	令和11 (2029)年度	
1	1 こどもまんなかを進める環境の実現	(1) こども・若者が意見表明できる機会の充実	人権セミナー・講演会等の開催回数	未来創造課	年間1回	年間1回	5
2			次世代議会の開催回数	教育課	年間1回	年間1回	5
3		(2) 安心・安全に過ごせる環境の充実	交通安全教室等年間実施回数（学齢期）	教育課	各校1回	各校1回	5

No.	基本目標	基本施策	活動指標	担当課	基準値	目標値	出典	
					令和5 (2023)年度	令和11 (2029)年度		
4	1 こどもまんなかを進める環境の実現	(3) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり	親と子の居場所(おひさま広場)延べ利用者数	子育て応援課	1,297人	1,400人	2	
5			シルトピアカレッジ図書館利用者数	未来創造課	4,654人	5,000人	2	
6			食育講演会等の開催回数	健康衛生課	年間1回	年間1回	5	
7			朝食を食べない人の減少(朝食の欠食率)	健康衛生課	7.7% (R4)	4%以下	1	
8					23.8% (R4)	15%以下	1	
9					45.3% (R4)	40%以下	1	
10					31.1% (R4)	25%以下	1	
11			こどもが家族などと一緒に朝食をとる割合	健康衛生課	90.8% (R4)	95%以上	1	
12					72.4% (R4)	80%以上	1	
13			子育て応援ギフト協力事業所数	子育て応援課	18事業所	25事業所	5	
14			ファミリー・サポート・センター事業会員登録者数	子育て応援課	17人	27人	5	
15					12人	22人	5	
16			移住・定住促進サイトアクティブユーザー数	子育て応援課 未来創造課	7,900人	10,000人	2	
17	2 安心してこどもを産み育てることができる環境の実現	(5) 妊娠・出産から子育てまでの切れ目のない支援の充実	産後ケア実施施設の受託医療機関等数	子育て応援課	3施設	5施設	5	
18			応援プラン作成率	子育て応援課	100%	100%	5	
19			新生児・乳児家庭全戸訪問率	子育て応援課	100%	100%	5	
20			乳児健康診査受診率	子育て応援課	3~4か月児	100%	100%	5
21			1歳6か月児健康診査受診率	子育て応援課		100%	100%	5
22			3歳児健康診査受診率	子育て応援課		100%	100%	5
23			ストレスなどをうまく解消できる人の割合	健康衛生課	中学生	35.1% (R4)	50%	1
24					高校生	32.7% (R4)	50%	1
25					男性(20~39歳)	41.5% (R4)	50%	1
26					女性(20~39歳)	39.2% (R4)	50%	1
27			相談できる人が誰もいない人の割合	健康衛生課	小学生	20.5% (R4)	15%	1
28					中学生	9.3% (R4)	5%以下	1
29					高校生	12.9% (R4)	8%	1
30			(6) 結婚から子育て、教育等の経済的負担の軽減	福祉課	こども医療受給者証交付率	100%	100%	5
31				子育て応援課	保育料無料化の実施率	100%	100%	5
32			(7) 子育てと仕事を両立するための支援の充実	子育て応援課	保育所・認定こども園か所数	6か所	6か所	5
33				子育て応援課	放課後児童健全育成事業(学童保育)か所数	5か所	5か所	5

No.	基本目標	基本施策	活動指標	担当課	基準値	目標値	出典
					令和5 (2023)年度	令和11 (2029)年度	
34	3 こどもの成長・若者の自立、社会参加の実現	(8) こどもの成長の保障と遊びの充実	保育所・認定こども園職員合同研修の参加団体率	子育て応援課	100%	100%	5
35			保育所・認定こども園・小学校連絡会議及び研修の年間実施回数	子育て応援課 教育課	各小学校 1回	各小学校 1回	5
36		(9) こどもが安心して過ごし学ぶことができる環境の充実等	全国学力・学習状況調査結果(小学6年、中学3年) ※主として知識を活用する力や、課題解決能力を問う問題の正解率	教育課	県平均を下回る (R6)	県平均を2ポイント上回る	3
37			家庭学習(全国調査)平均1日当たり1時間以上の割合(小学6年生)	教育課	53.0% (R6)	上回る	4
38			家庭学習(全国調査)平均1日当たり1時間以上の割合(中学3年生)	教育課	64.0% (R6)	上回る	4
39			中学校卒業段階で英検3級以上を達成した生徒の割合	教育課	28.0% (R6)	50%	3
40			児童生徒の体力・運動能力が全国平均以上の種目割合(小学生男子)	教育課	88.0% (R6)	上回る	4
41			児童生徒の体力・運動能力が全国平均以上の種目割合(小学生女子)	教育課	88.0% (R6)	上回る	4
42			児童生徒の体力・運動能力が全国平均以上の種目割合(中学生男子)	教育課	100.0% (R6)	上回る	4
43			児童生徒の体力・運動能力が全国平均以上の種目割合(中学生女子)	教育課	88.0% (R6)	上回る	4
44			朝食を毎日食べている児童・生徒の割合	教育課	94.0% (R6)	上回る	4
45			将来の夢や目標を持っている児童・生徒の割合	教育課	81.0% (R6)	上回る	4
46			学校に行くのが楽しい児童、生徒の割合(小学6年、中学3年)	教育課	87.0% (R6)	上回る	3
47			自分の住んでいる地域のことが好きの割合	教育課	88.0% (R6)	上回る	3
48		(10)若者のライフデザインを応援する取組	空き家活用による新規定住者数	未来創造課	9人	15人	2
49	4 援助を必要とするこども・若者、子育て家庭を支える環境の実現	(11)障害児・医療的ケア児等への支援	児童発達支援事業利用者数	福祉課	2人	4人	5
50			放課後等デイサービス利用者数	福祉課	26人	32人	5
51			要保護児童対策地域協議会 実務者研修会 開催回数	子育て応援課	年1回	年1回	5
52		(12)児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援	要支援家庭へのサポートプラン作成率	子育て応援課	100%	100%	5
53			里親等委託率	子育て応援課	6%	7%	5
54		(13)こども・若者の貧困対策	生活保護世帯に属するこどもの高校等進学率	福祉課	100%	100%	5
55			子どもの学習生活支援事業利用者数	福祉課	6人	6人	5
56		(14)ひとり親家庭への支援	ひとり親世帯への相談対応率	子育て応援課	100%	100%	5

【出典】

1 笑顔でいきいき神石高原プラン（第2次）の評価指標

2 神石高原町第3次長期総合計画の目標指標

3 教育振興計画（令和7年度～16年度）の目標指標

4 児童生徒学習意識等調査（令和6年度結果）

5 庁内資料

第6章 量の見込みと確保方策

子ども・子育て支援法第61条に基づき、国が示す基本指針（「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成26年内閣府告示第159号）に即して、5年を1期とする町の子ども・子育て支援事業計画をこども計画に包含して定めます。

ここでは、その提供区域を設定し、基本指針に即して教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保方策と実施時期について定めます。

1 提供区域の設定

第2期事業計画と同様、神石高原町全域を提供区域として定めます。

2 教育・保育事業の量の見込みと確保方策

保育所、幼稚園、認定こども園等に在籍している子どもの保育ニーズ（2号・3号認定）及び教育ニーズ（1号認定）について、教育・保育事業の「量の見込み」に対する確保方策と実施時期を定めます。

認定区分	対象となるこども	対象施設
1号認定 (教育標準時間認定)	3歳以上で教育を希望する就学前のこども	幼稚園 認定こども園
2号認定 (保育認定)	3歳以上で保育を必要とする就学前のこども	保育所 認定こども園
3号認定 (保育認定)	3歳未満で保育を必要とするこども	保育所 認定こども園 認可外保育施設

(単位：人)

令和7（2025）年度	教育	保育				
	1号	2号	3号			
	3～5歳	3～5歳	2歳	1歳	0歳	
量の見込み	10	75	21	17	17	
確保方策	25	168	54	54	24	
特定教育・保育施設 ^{※1}	25	168	54	54	24	
特定地域型保育 ^{※2}						
認可外保育施設						

※1 幼稚園、保育所、認定こども園

※2 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育施設

(単位：人)

令和8（2026）年度	教育	保育			
	1号	2号	3号		
	3～5歳	3～5歳	2歳	1歳	0歳
量の見込み	10	72	15	21	18
確保方策	25	168	54	54	24
特定教育・保育施設 ^{※1}	25	168	54	54	24
特定地域型保育 ^{※2}					
認可外保育施設					

(単位：人)

令和9（2027）年度	教育	保育			
	1号	2号	3号		
	3～5歳	3～5歳	2歳	1歳	0歳
量の見込み	8	61	19	21	19
確保方策	25	168	54	54	24
特定教育・保育施設 ^{※1}	25	168	54	54	24
特定地域型保育 ^{※2}					
認可外保育施設					

(単位：人)

令和10（2028）年度	教育	保育			
	1号	2号	3号		
	3～5歳	3～5歳	2歳	1歳	0歳
量の見込み	9	62	19	20	20
確保方策	25	168	54	54	24
特定教育・保育施設 ^{※1}	25	168	54	54	24
特定地域型保育 ^{※2}					
認可外保育施設					

(単位：人)

令和11（2029）年度	教育	保育			
	1号	2号	3号		
	3～5歳	3～5歳	2歳	1歳	0歳
量の見込み	8	57	18	20	20
確保方策	25	168	54	54	24
特定教育・保育施設 ^{※1}	25	168	54	54	24
特定地域型保育 ^{※2}					
認可外保育施設					

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

国の指針に定められている地域子ども・子育て支援事業は、以下の19事業です。それぞれの事業について、「量の見込み」に対する確保方策と実施時期を定めます。

①利用者支援事業 (こども家庭センター型) (妊婦等包括相談支援事業型)	⑩親子関係形成支援事業 ⑪地域子育て支援拠点事業 ⑫一時預かり事業 ⑬病児保育事業（病後児対応型） ⑭子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)
②時間外保育事業（延長保育）	⑮妊婦健康診査
③放課後児童健全育成事業	⑯産後ケア事業
④子育て短期支援事業 (ショートステイ、トワイライトステイ)	⑰乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)
⑤乳児家庭全戸訪問事業	⑱実費徴収に係る補足給付を行う事業
⑥養育支援訪問事業	⑲多様な事業者の参入促進・能力活用事業
⑦子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	
⑧子育て世帯訪問支援事業	
⑨児童育成支援拠点事業	

①利用者支援事業

①-1 利用者支援事業（こども家庭センター型）

事業概要

母子保健・児童福祉の機能の一体的な運営を通じて、妊娠婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援及び全てのこどもと子育て家庭に対して虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援まで、切れ目なく対応します。

対象者

妊娠婦及びその配偶者並びにこども及びその保護者

	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
量の見込み（か所）	1	1	1	1	1
確保方策（か所）	1	1	1	1	1

※ 地域子育て相談機関

こども家庭センターへの相談は、妊娠婦・子育て家庭から物理的・心理的に距離があり、ハードルが高いことが想定されるため、身近な交流・相談の場として実施してきた地域子育て支援拠点を相談機関として設置します。

	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
量の見込み（か所）	1	1	1	1	1
確保方策（か所）	1	1	1	1	1

①-2 利用者支援事業（妊婦等包括相談支援事業型）

事業概要

妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の推進を図ります。

対象者

妊娠届をした妊婦

		令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
量の見込み	妊娠届出数	25	25	25	25	25
	1組当たり面談回数	3	3	3	3	3
	面談実施合計回数	75	75	75	75	75
確保方策（合計回数）	75	75	75	75	75	75

②時間外保育事業（延長保育）

事業概要

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間帯以外の日及び時間において、保育所、認定こども園等で保育を実施します。

対象者

保育認定を受けた0歳児～5歳児

	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
量の見込み（実人数）	0	0	0	0	0
確保方策（実人数）	0	0	0	0	0

③放課後児童健全育成事業

事業概要

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に公共施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ります。

対象者

1年生～6年生

低学年	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
量の見込み（実人数）	70	68	69	74	77
確保方策（実人数）	100	100	100	100	100

高学年	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
量の見込み（実人数）	34	33	32	27	23
確保方策（実人数）	70	70	70	70	70

④子育て短期支援事業

④-1 子育て短期支援事業（ショートステイ）

事業概要

保護者の疾病や育児疲れ、仕事等の理由により子どもの養育が一時的に困難となった場合や、保護者の育児不安や過干渉等により、児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合に、児童養護施設等で一定期間子ども及び保護者を預かります。

対象者

児童の保護者の疾病、育児疲れ、家庭養育上の事由、冠婚葬祭等社会的な事由、レスパイト・ケアや児童とのかかわり方・養育方法等において親子での利用が必要であると認めた場合等の事由に該当する家庭の児童または親子等

	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
量の見込み（延べ人数）	2	2	2	2	2
確保方策	延べ人数	2	2	2	2
	施設数	2	2	2	2

④-2 子育て短期支援事業（トワイライトステイ）

事業概要

保護者が、仕事その他の理由により平日の夜間または休日に不在となり家庭において児童を養育することが困難となった場合や保護者の育児不安や過干渉等により、児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合その他の緊急の場合において、その児童を児童養護施設等において保護し、生活指導、食事の提供等を行うものとする。また、必要に応じて、親子を短期間入所させ、支援を実施します。

対象者

保護者の仕事等の理由により、平日の夜間または休日に不在となる家庭の児童、養育環境等に課題があり、一時的に保護者と離れることを希望する児童、及びレスパイト・ケアや、児童との関わり方・養育方法等について、利用が必要であると認めた親子

	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
量の見込み（延べ人数）	2	2	2	2	2
確保方策	延べ人数	2	2	2	2
	施設数	2	2	2	2

⑤乳児家庭全戸訪問事業

事業概要

全ての乳児のいる家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぐために、不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結びつけることにより、地域の中で子どもが健やかに育成できる環境整備を図ります。

対象者

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭

	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
量の見込み（実人数）	20	20	20	20	20
確保方策（実人数）	20	20	20	20	20

⑥養育支援訪問事業

事業概要

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる家庭または出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦に対し、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。

対象者

妊娠や子育てに不安を持ち支援を希望する家庭、妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭、子育てに対して強い不安や孤立感等を抱える家庭、虐待のおそれやそのリスクを抱え、特に支援が必要と認められる家庭等

	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
量の見込み（実人数）	1	1	1	1	1
確保方策（実人数）	1	1	1	1	1

⑦子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

事業概要

子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の調整機関の職員や構成する関係機関等の専門性強化及び地域ネットワーク構成員の連携強化を図るとともに、地域ネットワークと訪問事業が連携を図り、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に努めます。

対象者

子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の調整機関及び構成員

	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
実施の有無	有	有	有	有	有

⑧子育て世帯訪問支援事業

事業概要

子育てに悩みや不安を感じている家庭に対して、訪問支援員が自宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施する事業です。

対象者

家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭

	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
量の見込み（延べ人数）	20	20	20	20	20
確保方策（延べ人数）	20	20	20	20	20

⑨児童育成支援拠点事業

事業概要

こどもたちの健全な成長や発達をサポートするための事業で、学校や家庭以外の子どもの居場所となる拠点を開設し、こどもに生活の場を与えるとともに、こどもや保護者への相談等を行う事業です。

対象者

養育環境等の課題（虐待リスクが高い、不登校等）を抱える主に学齢期以降の子どもとその保護者

	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
量の見込み（実人数）	6	6	6	6	6
確保方策（実人数）	6	6	6	6	6

⑩親子関係形成支援事業

事業概要

こどもとその保護者が健全な関係を築けるよう支援するための事業です。こどもが健やかに成長するために、保護者が適切な子育ての知識や技術を学び、また親子のコミュニケーションを円滑にするためのサポートを提供します。

対象者

こどもとのかかわり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びそのこども

	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
量の見込み（実人数）	3	3	3	3	3
確保方策（実人数）	3	3	3	3	3

⑪地域子育て支援拠点事業

事業概要

子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供します。

対象者

主として0歳児～就学前のこどもと保護者

	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
量の見込み（月延人数）	50	47	48	46	44
確保方策（か所）	1	1	1	1	1

⑫一時預かり事業

⑫-1一時預かり事業（幼稚園型）1号認定

事業概要

共働き等家庭で幼稚園に在籍しているこどもを、通常の利用時間を超えて幼稚園で預かります。

対象者

幼稚園に在籍している満3歳以上のことども

	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
量の見込み（延べ人数）	0	0	0	0	0
確保方策（延べ人数）	0	0	0	0	0

⑫-2一時預かり事業（幼稚園型）2号認定

事業概要

共働き等家庭で認定こども園に在籍しているこどもを、通常の利用時間を超えて認定こども園で預かります。

対象年齢

認定こども園に在籍している満3歳以上のことども

	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
量の見込み（延べ人数）	2	2	2	2	2
確保方策（延べ人数）	2	2	2	2	2

⑫-3一時預かり事業（一般型）

事業概要

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった場合や、保護者の心理的・身体的負担を軽減するために支援が必要な場合において、保育所、地域子育て支援拠点等で一時的に預かり、必要な保育を行います。

対象者

主として保育所、幼稚園、認定こども園等に通っていない就学前のこども

	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
量の見込み（延べ人数）	150	144	135	135	129
確保方策	延べ人数 か所	150 5	144 5	135 5	135 5

⑬病児保育事業（病後児対応型）

事業概要

病後児について、保育所に付設された専用スペースにおいて、保育士・看護師が一時的に保育等を実施します。

対象者

当面症状の急変は認められないが、病気の回復期であるが、集団保育が困難であり、かつ保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な小学生以下のこども

	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
量の見込み（延べ人数）	2	2	2	2	2
確保方策	延べ人数 か所	2 1	2 1	2 1	2 1

⑭子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

事業概要

小学生以下の児童を有する子育て中の保護者を会員として、こどもの預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行うことで、地域における育児の相互援助活動を推進します。

対象者

会員登録をしている小学生以下のこどもの保護者

		令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
全 体	量の見込み (延べ人数)	34	34	34	34	34
	確保方策 (延べ人数)	34	34	34	34	34
小 学 生	量の見込み (延べ人数)	4	4	4	4	4
	確保方策 (延べ人数)	4	4	4	4	4

⑯妊婦健康診査

事業概要

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。

対象者

妊婦

	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
量の見込み（延べ回数）	393	365	335	309	288
確保方策（延べ回数）	393	365	335	309	288

⑰産後ケア事業

事業概要

退院直後に母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができるよう助産師等の専門職がサポートする事業です。

対象者

産後ケアを必要とする者

		令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
宿泊型	量の見込み (延べ人数)	3	3	3	3	3
	確保方策 (延べ人数)	3	3	3	3	3
デイサー ビス型	量の見込み (延べ人数)	3	3	3	3	3
	確保方策 (延べ人数)	3	3	3	3	3
訪問型	量の見込み (延べ人数)	10	10	10	10	10
	確保方策 (延べ人数)	10	10	10	10	10

⑯乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

事業概要

月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園支援事業です。

対象者

保育所、幼稚園、認定こども園等に通っていない0歳6か月から3歳未満の未就園児

	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
量の見込み（定員数）	0	3	3	3	3
0歳児	0	1	1	1	1
1歳児	0	1	1	1	1
2歳児	0	1	1	1	1
確保方策（定員数）	0	3	3	3	3
0歳児	0	1	1	1	1
1歳児	0	1	1	1	1
2歳児	0	1	1	1	1

⑰実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業概要

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用などを助成します。

量の見込みと確保方策

今後のニーズによって、実施について検討します。

⑲多様な事業者の参入促進・能力活用事業

事業概要

地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設等の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築することで、良質かつ適切な教育保育等の提供体制の確保を図ります。

量の見込みと確保方策

今後のニーズによって、実施について検討します。

第7章 計画の推進体制

1 計画推進のための各主体の役割

本計画を進めるためには、住民一人一人の子育てについての関心を高めるとともに、こどもや若者が個々の状況に応じて幸せに生活できるよう支援することが必要です。

家庭は、こどもが成長し、人格を形成する過程で最も重要な役割を果たす場であり、保護者がこどもと向き合い、健やかな育ちを支えていくことが求められます。

学校、保育所、認定こども園は、こどもや家庭を支える機関として重要な役割を果たします。これらの機関は、集団生活や保育士・教職員とのかかわり、学習などを通じて、こどもたちが他者を思いやる心や自己を成長させるために必要なスキルを養う場として必要不可欠です。このため、こどものたくましく生きる力と豊かな心を育む教育・保育の充実に努めることが求められています。

地域は、こどもの人権と命を守るとともに、子育て家庭の孤立を防ぐ等、こどもの健やかな育ちへの大切な役割を担っています。家庭や行政では十分果たし得ない領域を補い合うなど、子育てのための相互支援活動に積極的に取り組むことが求められます。

企業・事業所は、子育てや家庭生活と仕事の両立、若者への就労支援等において重要な役割を担っており、ライフスタイルに応じた多様な働き方や、仕事と家庭の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現ができるような労働環境や職場環境づくりが求められます。

行政は、本計画の主体として、子ども・子育て支援制度に基づく保育・教育の提供と整備をはじめ、妊娠・出産から子育て、教育等、切れ目のない子育て支援サービスの提供、さらには、子ども・若者の貧困対策等の取組や子ども・若者が健全に成長し、自立した社会人となるための支援策を通して、全ての子ども・若者に良質な生育環境を保障し、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な支援を質・量両面にわたり行います。

そのうえで、それぞれの役割分担のもと、共に連携・協力し「こどもまんなか社会」の実現を目指します。

2 計画の進捗状況の管理及び見直し

計画に基づく施策を総合的・計画的に推進し実効性を確保するために、年度毎に計画の進捗状況の評価・検証を行うことが必要です。担当課において、各基本施策の成果指標等により、事業の把握・評価を行い、施策の充実や見直しについての協議を行います。

また、計画の進捗状況の管理・評価を行う組織として「神石高原町子ども・子育て会議」を設置しており、ここで計画に基づく施策が適切に実施されているかを点検・評価します。

参考資料

1 アンケート調査等により把握した現状

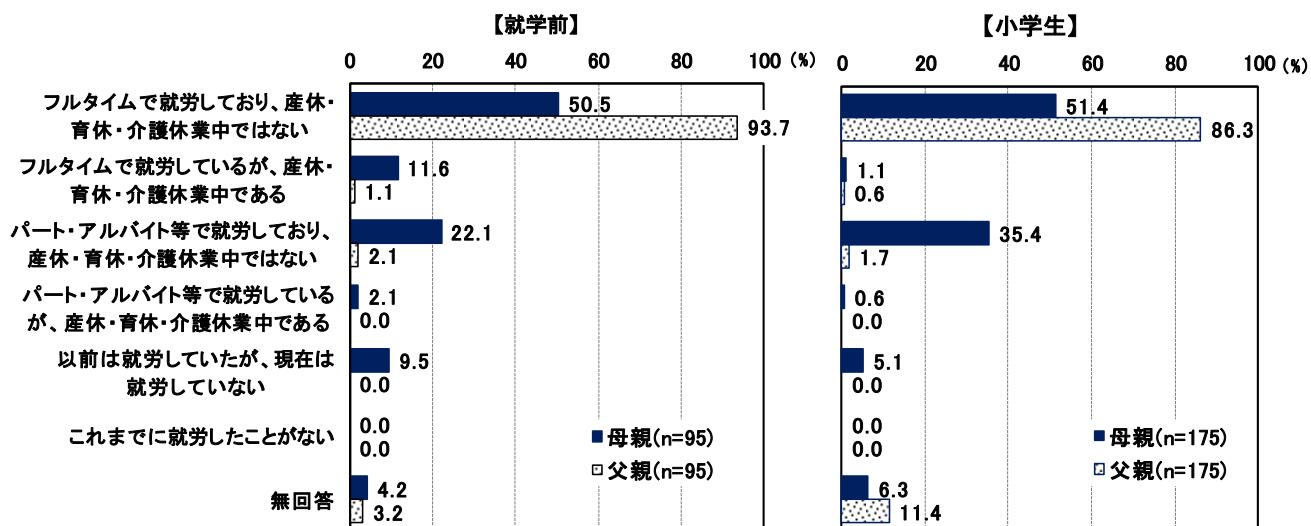
(1) 子ども・子育てニーズ調査の主要結果

●母親の就労状況（就学前、小学生）

「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」は、就学前では 50.5% ですが、小学生になると 51.4% に増加しています。また、就学前では、「フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である」が 11.6% みられます。

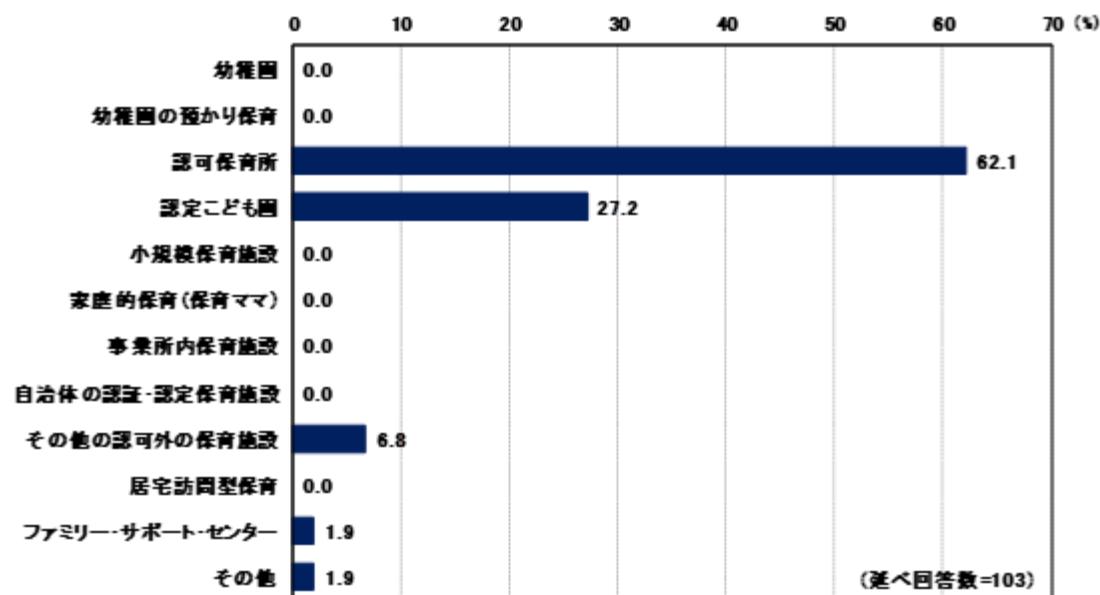
「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」は、就学前では 22.1% ですが、小学生になると 35.4% に増加しています。

「以前は就労していたが、現在は就労していない」は、就学前では 9.5% ですが、小学生では 5.1% となっています。



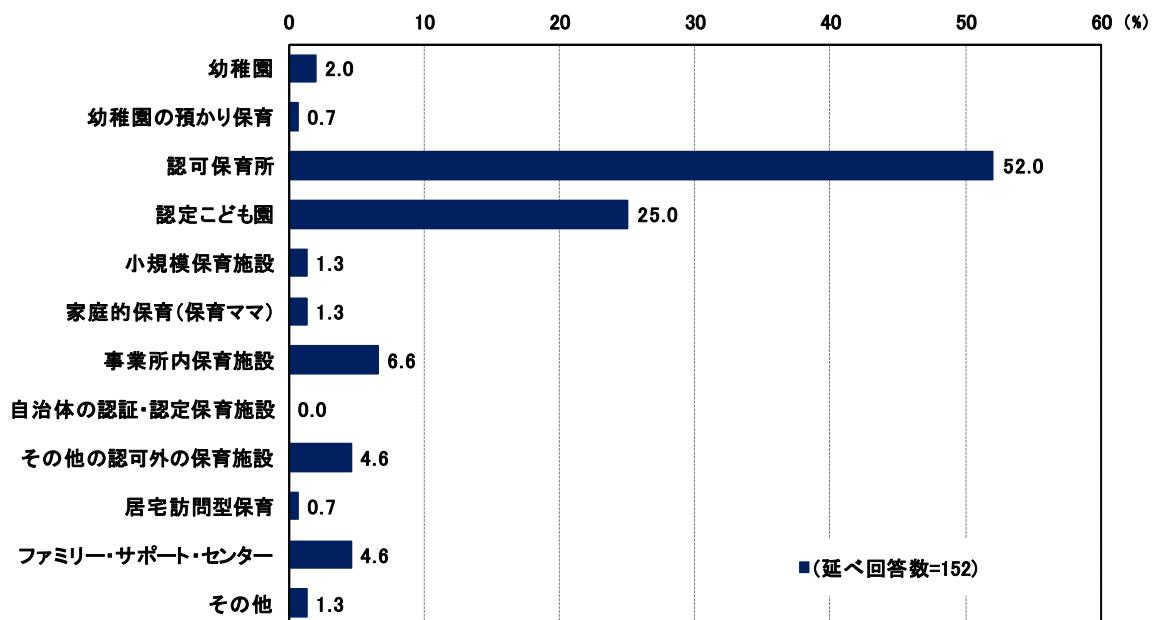
●利用している定期的な幼稚園・保育所等のサービス（就学前）

現在、認定こども園や保育所等の「定期的なサービス」を利用しているのは、81.1%です。その内訳としては、「認可保育所」が62.1%と最も多く、次いで「認定こども園」が27.2%、「その他の認可外保育施設」が6.8%となっています。また、「幼稚園」や「幼稚園の預かり保育」を利用している人はいませんでした。



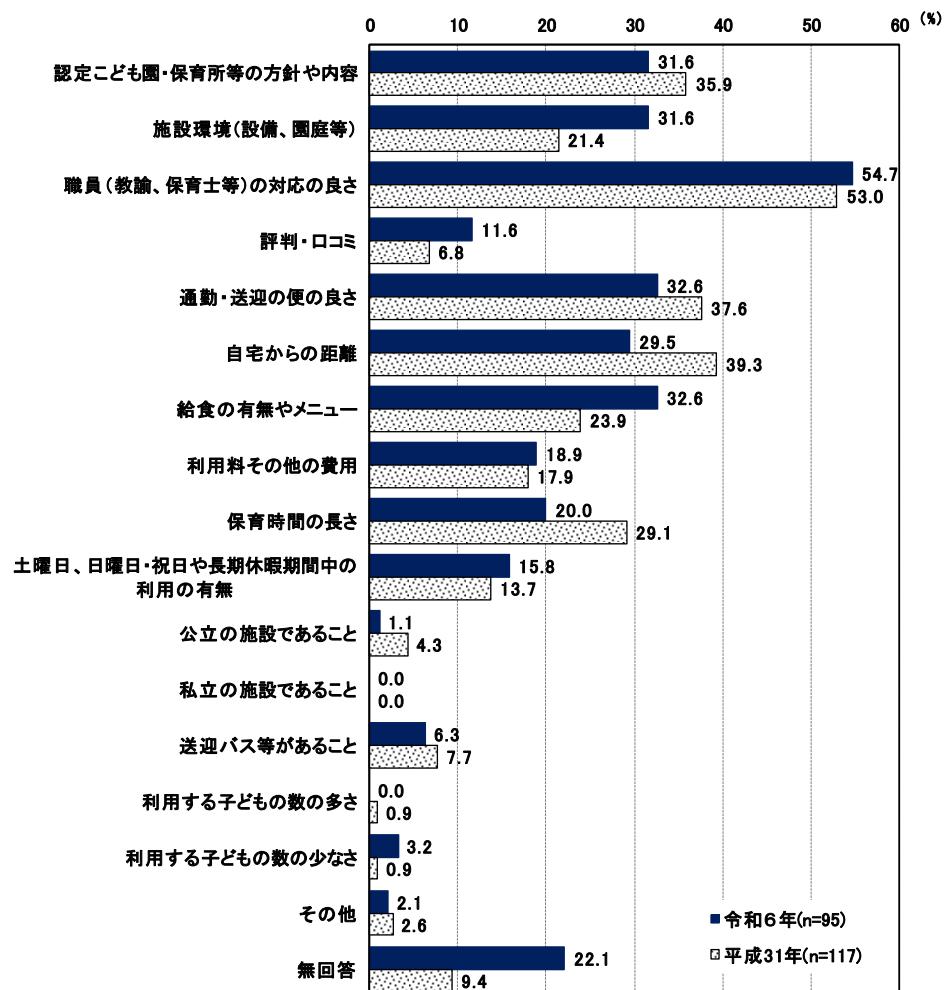
●今後利用したい定期的な幼稚園・保育所等のサービス（就学前）

今後、利用したい定期的なサービスとしては、「認可保育所」が52.0%と最も多く、次いで「認定こども園」が25.0%となっています。



●利用する施設を選ぶ際に重視したいこと（就学前）

利用する施設を選ぶ際に、重視したい点としては、「職員（教諭、保育士等）の対応の良さ」が54.7%と最も多く、次いで「通勤・送迎の便の良さ」と「給食の有無やメニュー」が各32.6%、「認定こども園・保育所等の方針や内容」と「施設環境（設備、園庭等）」が各31.6%となっています。

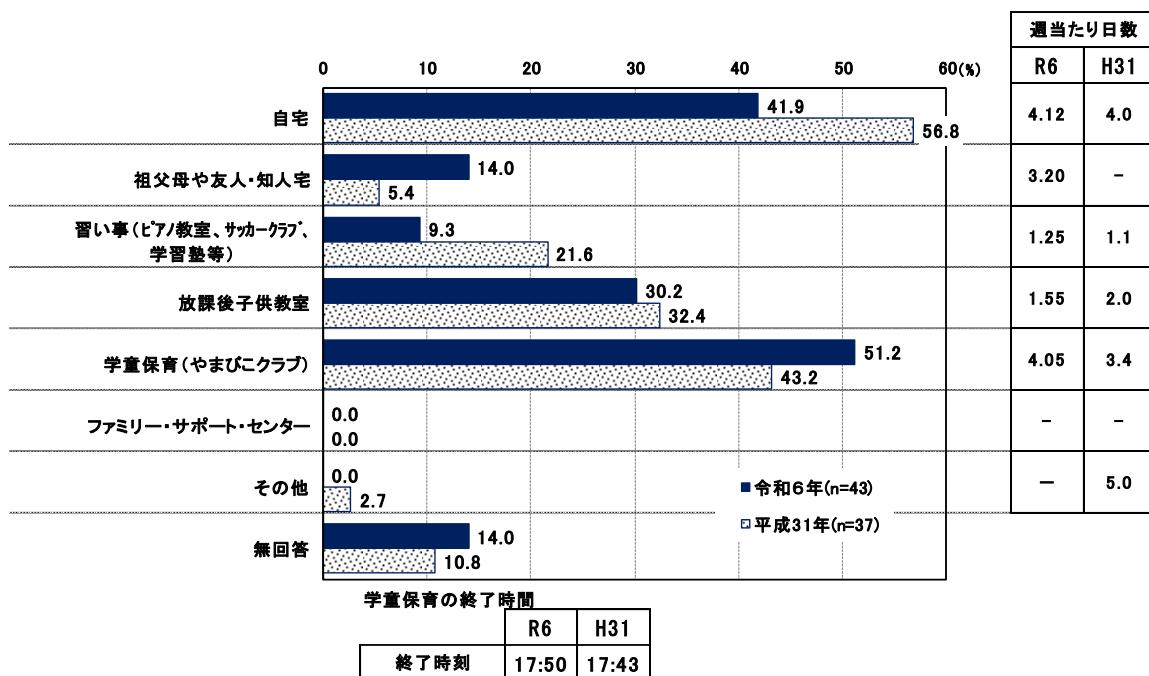


●小学校入学後に希望する放課後の過ごし方（就学前）

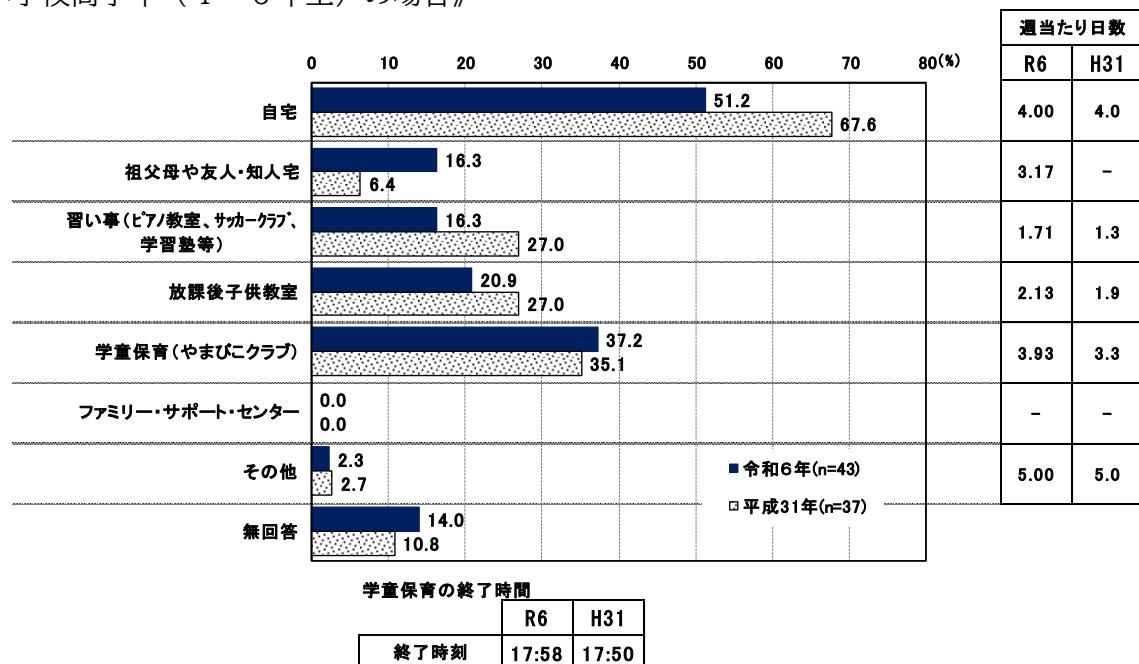
小学校低学年（1～3年生）のうち、放課後（平日の小学校終了後）の時間を過ごさせたい場所としては、「学童保育（やまびこクラブ）」が51.2%と最も多く、週当たりの平均日数は4.05日となっています。次いで「自宅」（41.9%、週当たりの平均日数4.12日）、「放課後子供教室」（30.2%、週当たり平均日数1.55日）となっています。

高学年（4～6年生）では、「自宅」が51.2%と最も多く、週当たりの平均日数は4.00日となっています。次いで「学童保育（やまびこクラブ）」（37.2%、週当たりの平均日数3.93日）、「放課後子供教室」（20.9%、週当たり平均日数2.13日）となっています。

《小学校低学年（1～3年生）の場合》

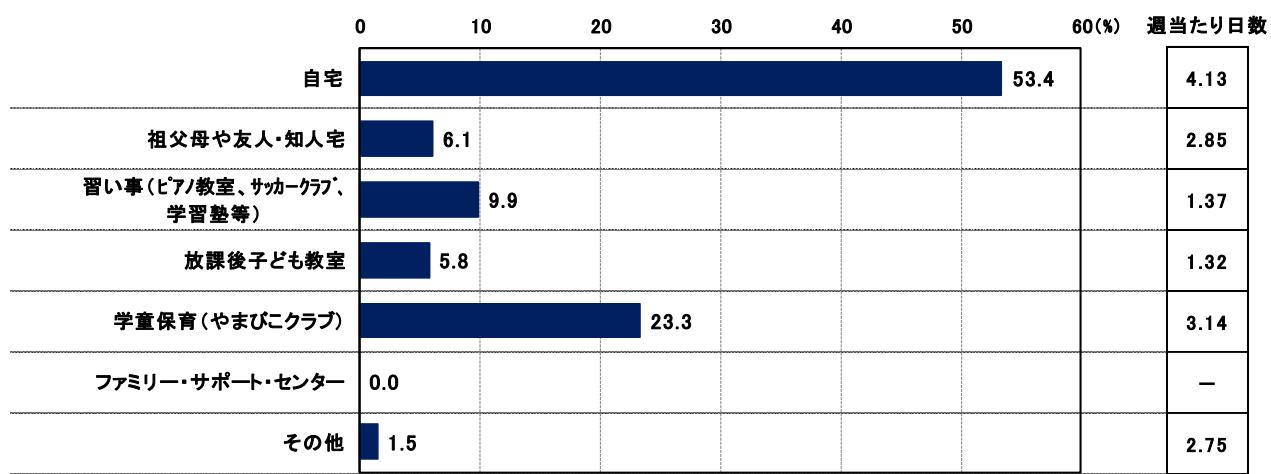


《小学校高学年（4～6年生）の場合》



●小学生における放課後の過ごし方（小学生）

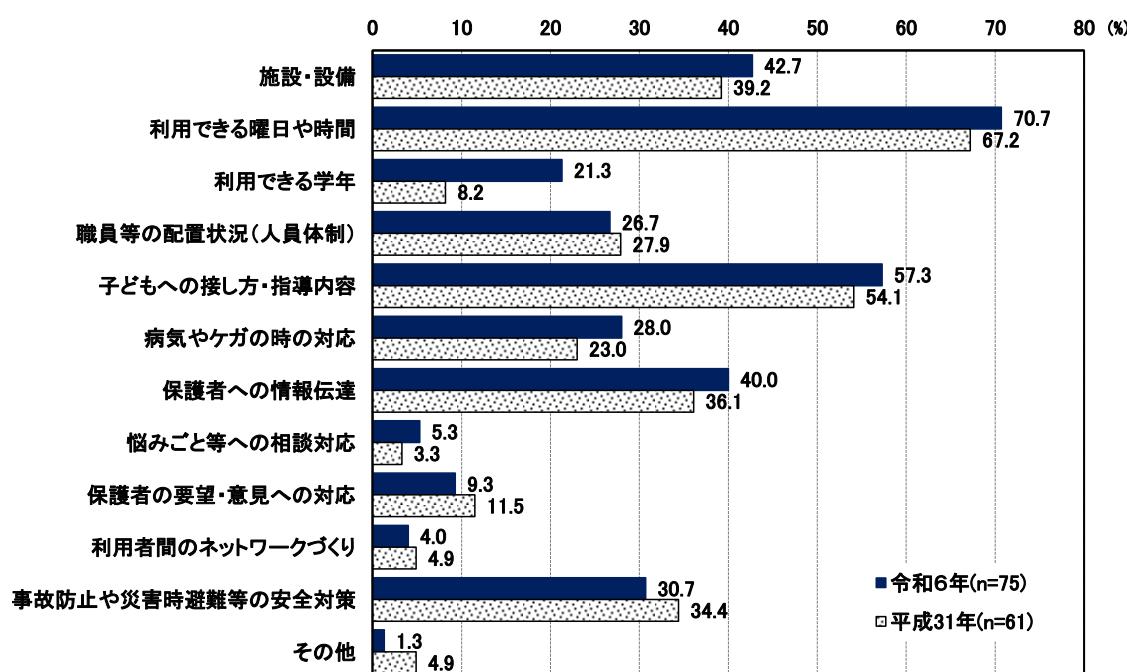
小学校の放課後（平日の小学校終了後）過ごしている場所としては、「自宅」が53.4%と最も多く、週当たりの平均日数は4.13日となっています。次いで「学童保育（やまびこクラブ）」（23.3%、週当たりの平均日数3.14日）、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾等）」（9.9%、週当たり平均日数1.37日）となっています。



(延べ回答数=343)

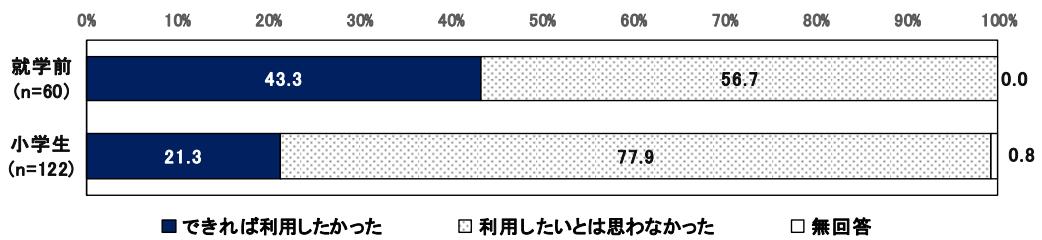
●現在通っている学童保育に対して重視する点（小学生）

現在、通っている学童保育に対して重視する点としては、「利用できる曜日や時間」が70.7%と最も多くなっています。次いで「子どもへの接し方・指導内容」（57.3%）、「施設・設備」（42.7%）、「保護者への情報伝達」（40.0%）、「事故防止や災害時避難等の安全対策」（30.7%）となっています。



●病児・病後児保育の利用意向

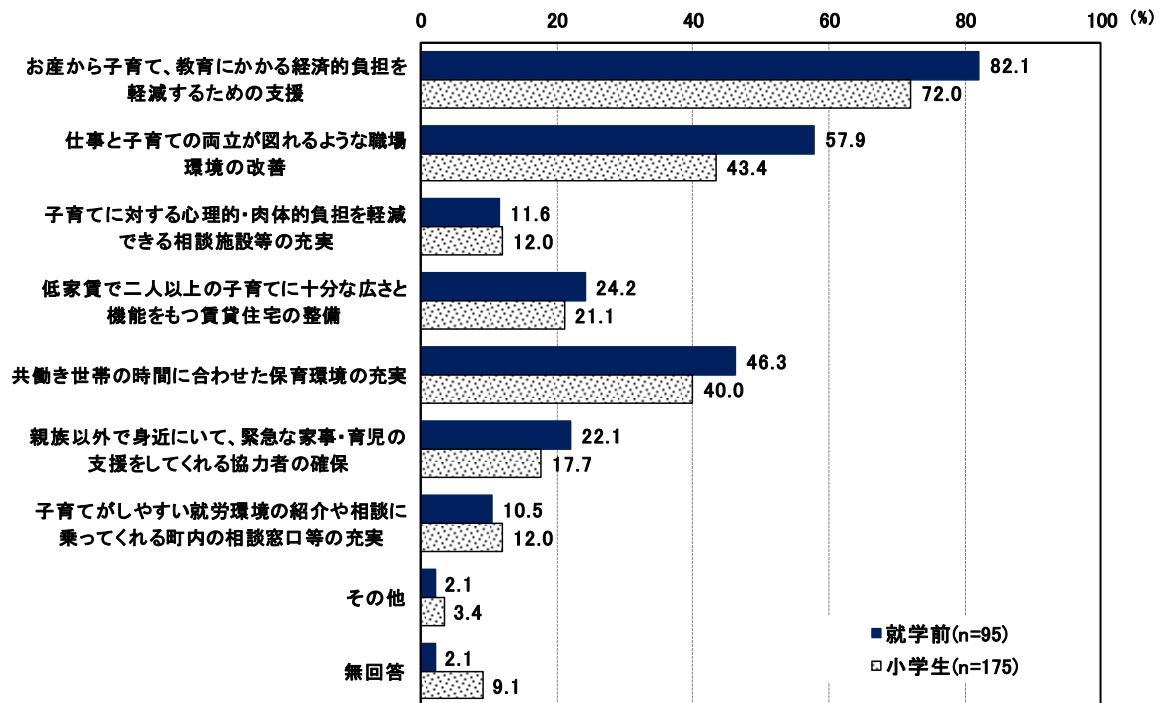
母親または父親が休んだ際、病児・病後児保育等を「できれば利用したかった」は、就学前で43.3%、年間8.32日、小学生で21.3%、年間4.32日となっています。



できれば利用したかった		
就学前	8.32	日/年
小学生	4.32	日/年

●子どもを産むために必要な支援

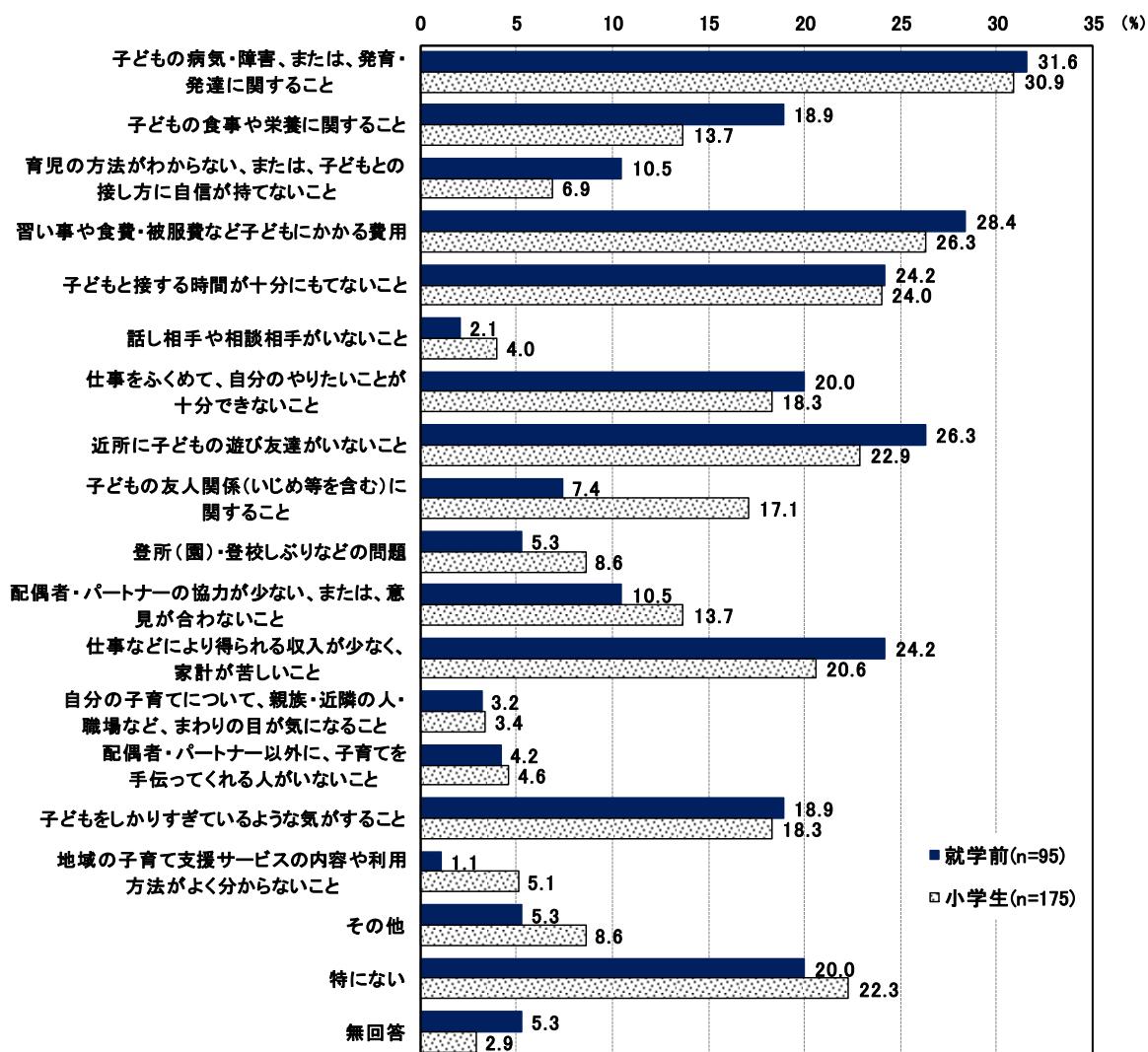
子どもを産むために必要な支援としては、就学前、小学生とも「お産から子育て、教育にかかる経済的負担を軽減するための支援」、「仕事と子育ての両立が図れるような職場環境の改善」、「共働き世帯の時間に合わせた保育環境の充実」の3つが特に多くなっています。



●子育てや教育のことでの不安や悩み

子育てや教育のことでの不安や悩みとしては、順位に多少の差はみられるものの、就学前、小学生とも上位項目は共通しています。

就学前	
・子どもの病気・障害、または、発育・発達に関すること	31.6%
・習い事や食費・被服費など子どもにかかる費用	28.4%
・近所に子どもの遊び友達がいないこと	26.3%
・子どもと接する時間が十分にモテないこと	24.2%
・仕事などにより得られる収入が少なく、家計が苦しいこと	24.2%
小学生	
・子どもの病気・障害、または、発育・発達に関すること	30.9%
・習い事や食費・被服費など子どもにかかる費用	26.3%
・子どもと接する時間が十分にモテないこと	24.0%
・近所に子どもの遊び友達がいないこと	22.9%
・仕事などにより得られる収入が少なく、家計が苦しいこと	20.6%

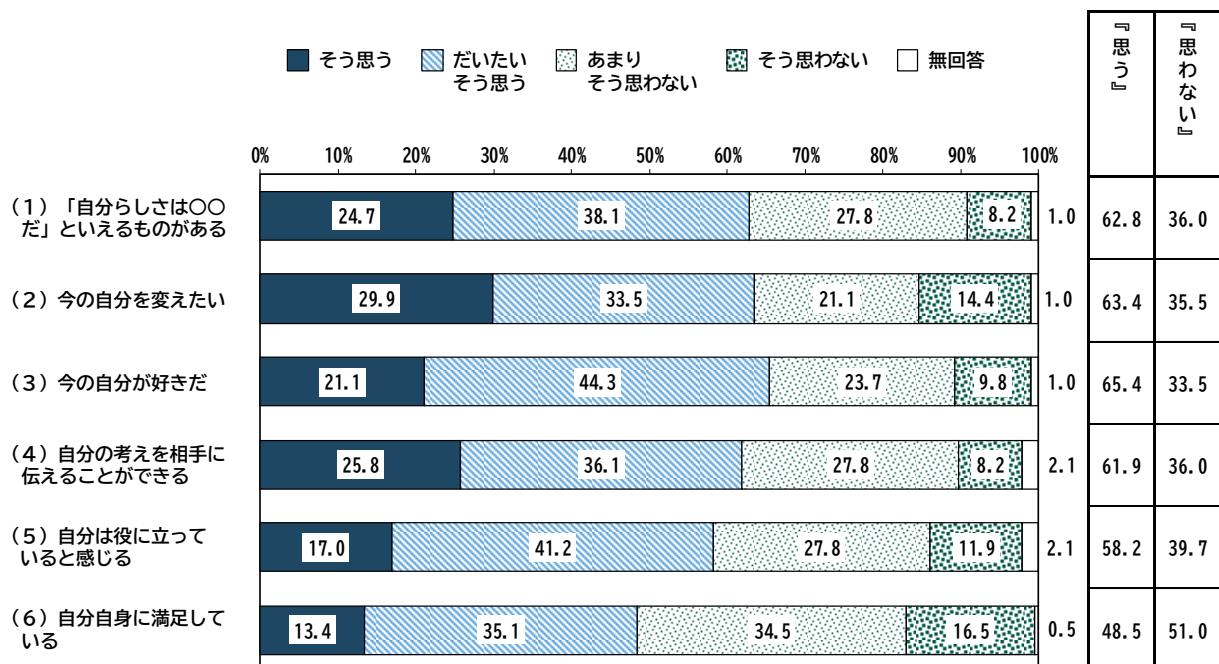


(2) 子ども・若者調査の主要結果

●自分自身について思っていること

自分自身について『思う』（「そう思う」+「だいたいそう思う」）をみると、「(3) 今の自分が好きだ」が 65.4% と最も多くなっています。次いで「(2) 今の自分を変えたい」(63.4%)、 「(1) 「自分らしさは○○だ」といえるものがある」(62.8%)、「(4) 自分の考えを相手に伝えることができる」(61.9%)、「(5) 自分は役に立っていると感じる」(58.2%) となっており、半数を超えていました。

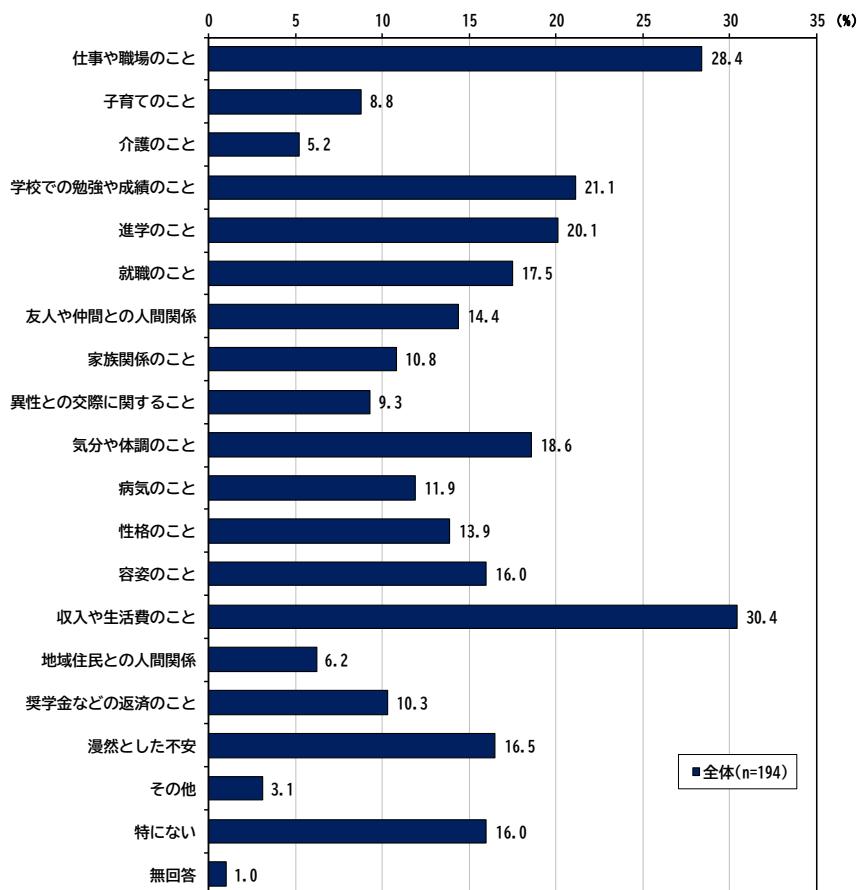
その中で、「(6) 自分自身に満足している」は 48.5% と、唯一半数を下回っています。



『思う』 = 「そう思う」 + 「だいたいそう思う」 『思わない』 = 「そう思わない」 + 「あまりそう思わない」

●現在の悩みや不安について

現在の悩みや不安については、「収入や生活費のこと」が30.4%と最も多くなっています。次いで「仕事や職場のこと」(28.4%)、「学校での勉強や成績のこと」(21.1%)、「進学のこと」(20.1%)となっています。



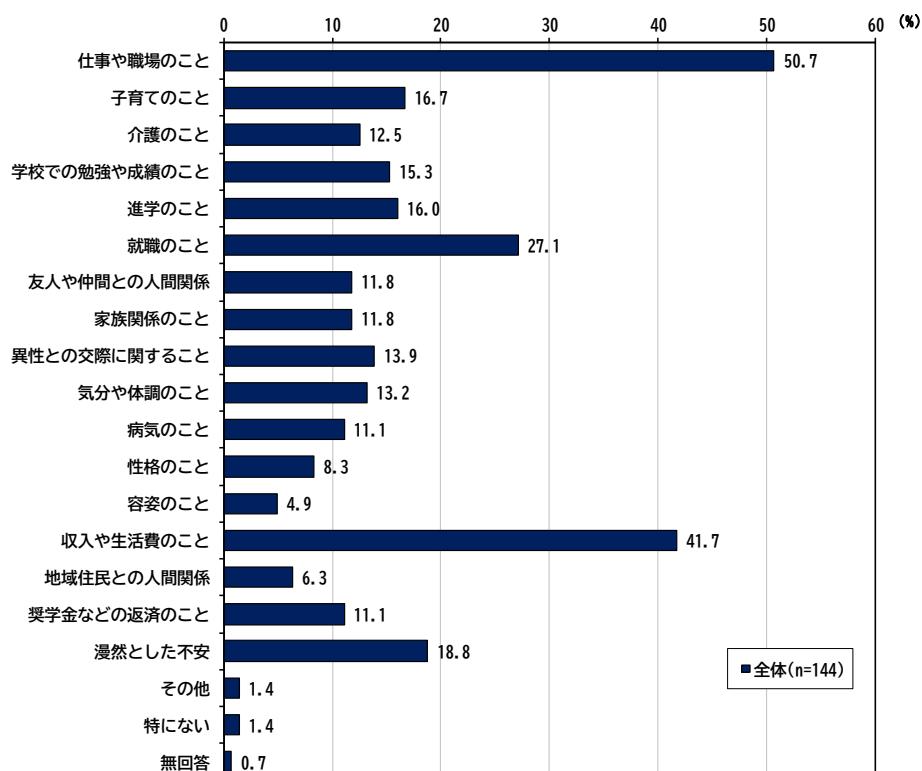
	サンプル数	仕事や職場のこと	子育てのこと	介護のこと	学校での勉強や成績のこと	進学のこと	就職のこと	友人や仲間との人間関係	家族関係のこと	異性との交際に関すること	気分や体調のこと	病気のこと	性格のこと	
全 体	194	28.4	8.8	5.2	21.1	20.1	17.5	14.4	10.8	9.3	18.6	11.9	13.9	
思春期	17歳以下	62	1.6	1.6	-	48.4	51.6	16.1	25.8	12.9	12.9	16.1	11.3	17.7
青年期	18~23歳	70	32.9	2.9	4.3	15.7	10.0	28.6	10.0	4.3	7.1	20.0	8.6	10.0
	24~29歳	60	51.7	23.3	11.7	-	-	3.3	5.0	13.3	8.3	16.7	13.3	11.7

	サンプル数	容姿のこと	収入や生活費のこと	地域住民との人間関係	奨学金などの返済のこと	漫然とした不安	その他	特ない	無回答	
全 体	194	16.0	30.4	6.2	10.3	16.5	3.1	16.0	1.0	
思春期	17歳以下	62	17.7	9.7	4.8	6.5	12.9	1.6	19.4	-
青年期	18~23歳	70	11.4	22.9	5.7	8.6	15.7	4.3	18.6	2.9
	24~29歳	60	20.0	58.3	8.3	13.3	20.0	1.7	10.0	-

注 太字 は、全体より5ポイント以上多いもの（「無回答」を除く）

●将来に対する不安について

将来に対する不安の内容としては、「仕事や職場のこと」(50.7%)と「収入や生活費のこと」(41.7%)が特に多くなっています。次いで「就職のこと」(27.1%)、「漫然とした不安」(18.8%)、「子育てのこと」(16.7%)、「進学のこと」(16.0%)、「学校での勉強や成績のこと」(15.3%)となっています。



	サンプル数	仕事や職場のこと	子育てのこと	介護のこと	学校での勉強や成績のこと	進学のこと	就職のこと	友人や仲間との人間関係	家族関係のこと	異性との交際に関すること	気分や体調のこと	病気のこと	性格のこと	容姿のこと	収入や生活費のこと
全 体	144	50.7	16.7	12.5	15.3	16.0	27.1	11.8	11.8	13.9	13.2	11.1	8.3	4.9	41.7
思春期	17歳以下	44	38.6	9.1	6.8	29.5	40.9	43.2	25.0	9.1	20.5	6.8	4.5	11.4	4.5
青年期	18~23歳	50	50.0	6.0	8.0	18.0	10.0	36.0	6.0	8.0	12.0	14.0	10.0	2.0	-
	24~29歳	49	61.2	34.7	22.4	-	-	2.0	4.1	16.3	8.2	16.3	16.3	12.2	10.2
															63.3

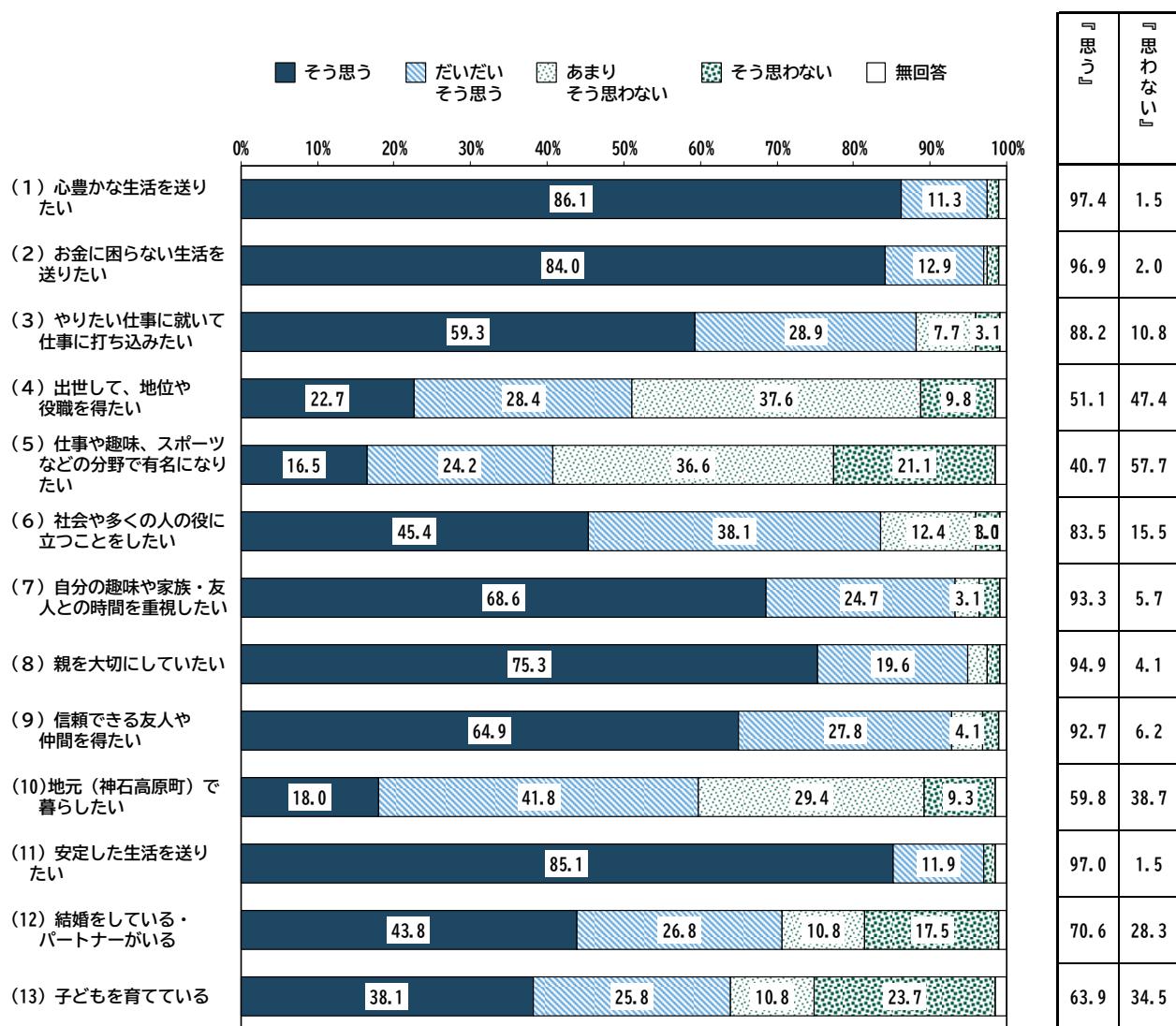
	サンプル数	地域住民との人間関係	奨学金などの返済のこと	漫然とした不安	その他	特になし	無回答
全 体	144	6.3	11.1	18.8	1.4	1.4	0.7
思春期	17歳以下	44	2.3	6.8	18.2	-	2.3
青年期	18~23歳	50	4.0	14.0	22.0	2.0	-
	24~29歳	49	12.2	10.2	16.3	2.0	2.0

注 太字 は、全体より5ポイント以上多いもの

●20年後に目指す姿

20年後の姿として『思う』(=「そう思う」+「だいたいそう思う」)の上位、下位5位は、以下のようになっています。

上位5位	下位5位
(1) 心豊かな生活を送りたい 97.4%	(5) 仕事や趣味、スポーツなどの分野で有名になりたい 40.7%
(11) 安定した生活を送りたい 97.0%	(4) 出世して、地位や役職を得たい 51.1%
(2) お金に困らない生活を送りたい · 96.9%	(10) 地元（神石高原町）で暮らしたい 59.8%
(8) 親を大切にしていたい 94.9%	(13) 子どもを育てている 63.9%
(7) 自分の趣味や家族・友人との時間を重視したい 93.3%	(12) 結婚をしている・パートナーがいる · 70.6%

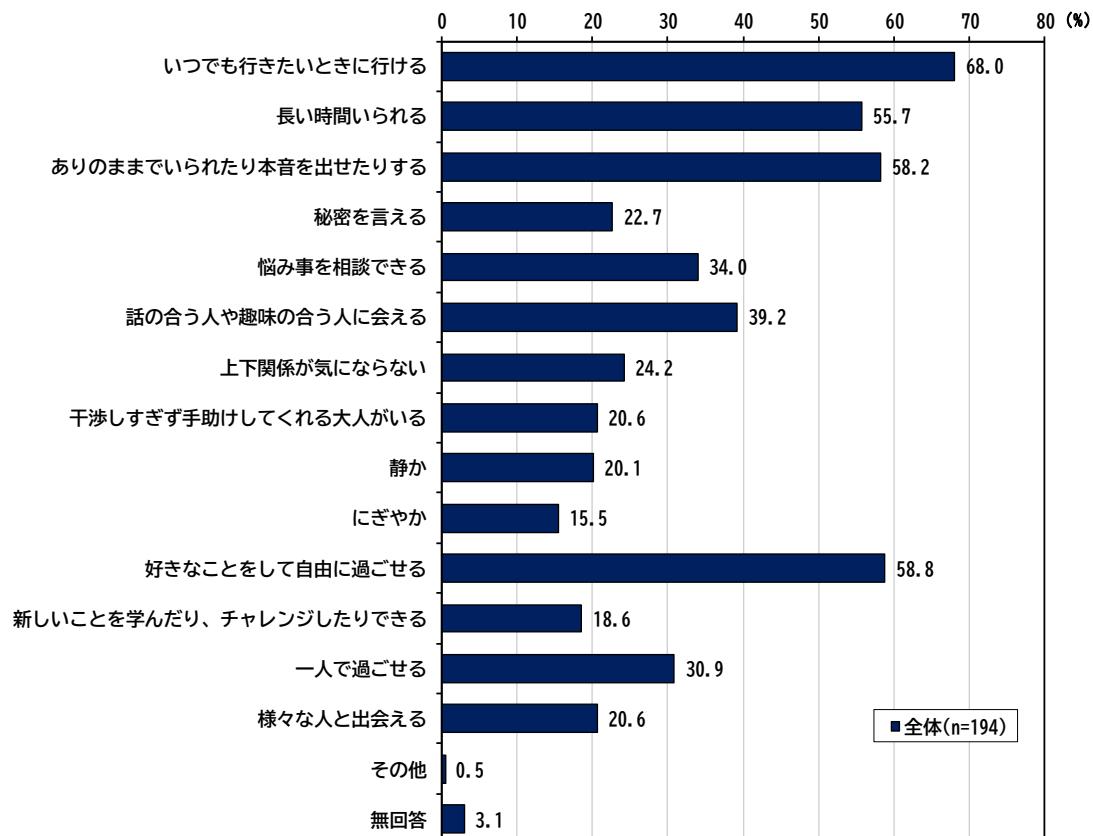


※3%未満の数値は表示していない。

※『思う』 = 「そう思う」 + 「だいたいそう思う」 『思わない』 = 「そう思わない」 + 「あまりそう思わない」
(以下、同様。)

●居場所になる条件

居場所になる条件としては、「いつでも行きたいときに行ける」が 68.0%と最も多くなっています。次いで「好きなことをして自由に過ごせる」(58.8%)、「ありのままでいられたり本音を出せたりする」(58.2%)、「長い時間いられる」(55.7%)となっています。



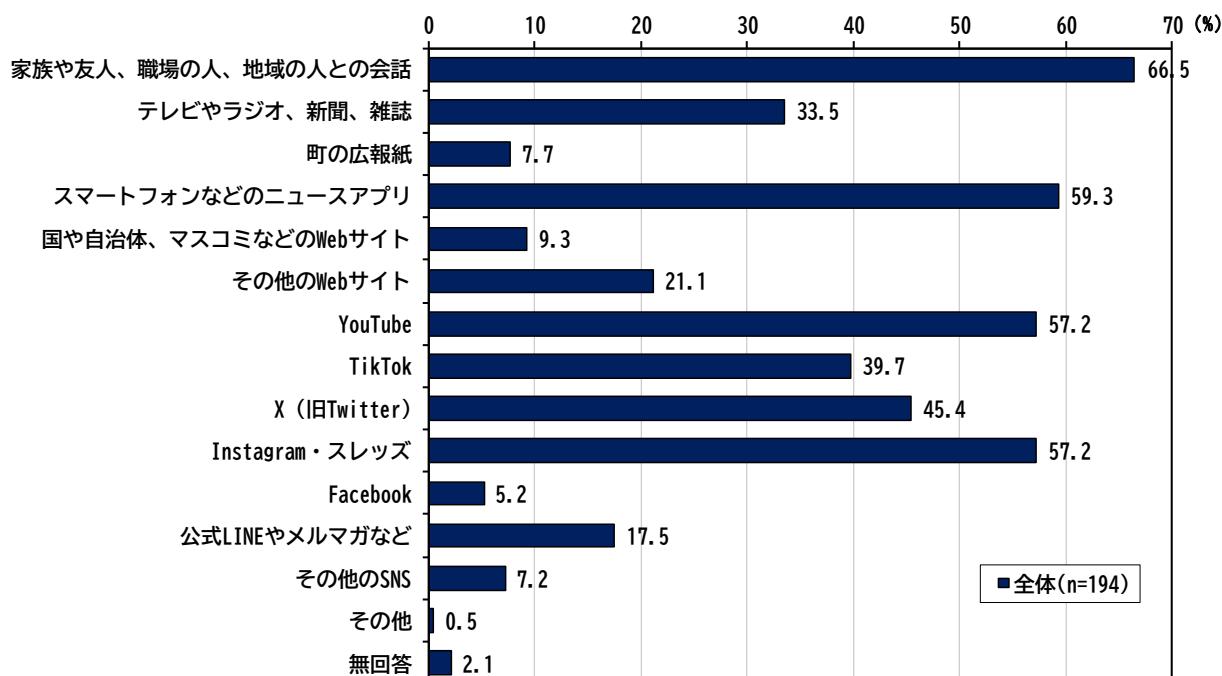
	サンプル数	いつでも行きたいときに行ける	長い時間いられる	ありのままでいられたり本音を出	秘密を言える	悩み事を相談できる	話の合う人や趣味の合う人に会え	上下関係が気にならない	干渉しすぎず手助けしてくれる大	静か	にぎやか	好きなことをして自由に過ごせる	新しいことを学んだり、チャレン
全 体	194	68.0	55.7	58.2	22.7	34.0	39.2	24.2	20.6	20.1	15.5	58.8	18.6
思春期	17歳以下	62	69.4	58.1	64.5	32.3	37.1	40.3	33.9	22.6	19.4	27.4	59.7
青年期	18~23歳	70	58.6	47.1	58.6	15.7	27.1	38.6	18.6	15.7	17.1	11.4	55.7
	24~29歳	60	78.3	63.3	51.7	21.7	38.3	38.3	21.7	23.3	23.3	8.3	61.7

	サンプル数	一人で過ごせる	様々な人と会える	その他	無回答
全 体	194	30.9	20.6	0.5	3.1
思春期	17歳以下	62	25.8	25.8	-
青年期	18~23歳	70	31.4	15.7	-
	24~29歳	60	35.0	20.0	1.7

注 太字は、全体より5ポイント以上多いもの（「無回答」を除く）

●情報の入手方法

情報の入手方法としては、「家族や友人、職場の人、地域の人との会話」が66.5%と最も多くなっています。次いで「スマートフォンなどのニュースアプリ」(59.3%)、「YouTube」(57.2%)、「Instagram・スレッズ」(57.2%)、「X(旧Twitter)」(45.4%)となっています。

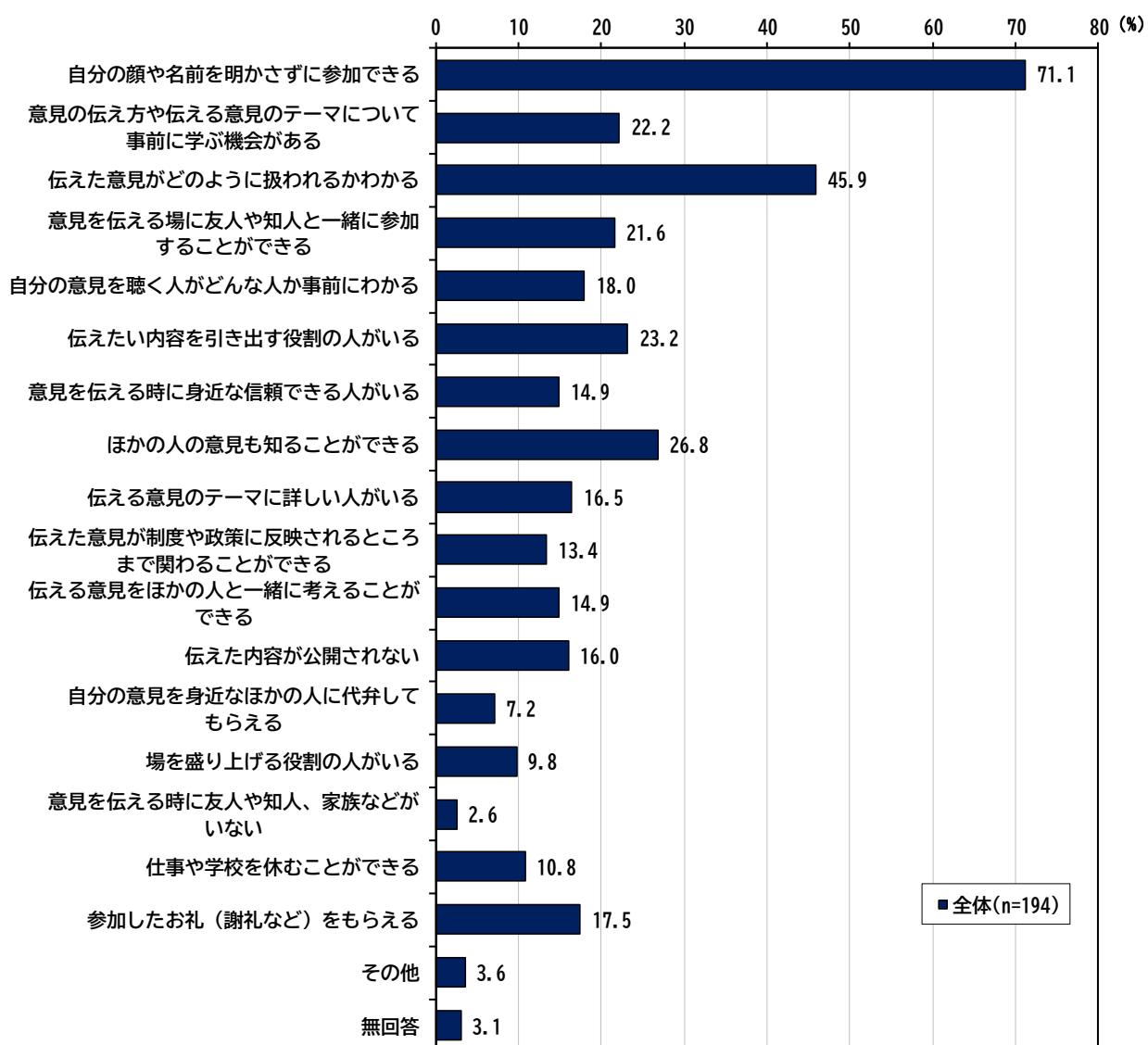


		サンプル数	家族や会友人、職場の人、地域の	テレビやラジオ、新聞、雑誌	町の広報紙	スマートフォンなどのニュース	Websait	その他のWebサイト	YouTube	TikTok	X(旧Twitter)	Instagram・スレッズ	Facebook	公式LINEやメルマガなど	その他のSNS	その他	無回答
全 体		194	66.5	33.5	7.7	59.3	9.3	21.1	57.2	39.7	45.4	57.2	5.2	17.5	7.2	0.5	2.1
思春期	17歳以下	62	66.1	30.6	6.5	61.3	8.1	12.9	58.1	43.5	38.7	56.5	1.6	12.9	9.7	-	-
青年期	18~23歳	70	65.7	34.3	5.7	58.6	5.7	21.4	57.1	50.0	48.6	62.9	7.1	18.6	5.7	-	4.3
	24~29歳	60	70.0	36.7	11.7	58.3	13.3	28.3	56.7	25.0	50.0	53.3	6.7	21.7	6.7	1.7	-

注 太字 は、全体より5ポイント以上多いもの（「無回答」を除く）

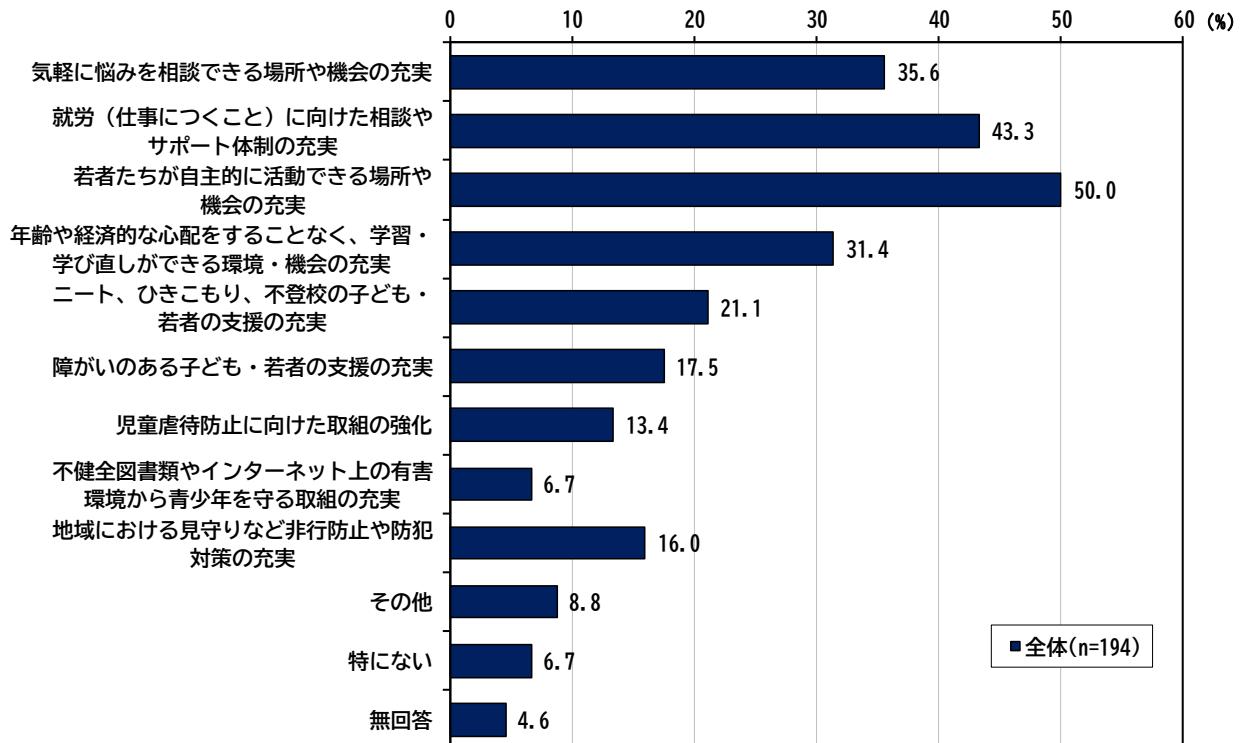
●意見を伝えやすくするための工夫やルール

町に意見を伝えやすくなるために必要な工夫やルールとしては、「自分の顔や名前を明かさずに参加できる」が71.1%と最も多くなっています。次いで「伝えた意見がどのように扱われるかわかる」(45.9%)、「ほかの人の意見も知ることができる」(26.8%)、「伝えたい内容を引き出す役割の人がいる」(23.2%)、「意見の伝え方や伝える意見のテーマについて事前に学ぶ機会がある」(22.2%)、「意見を伝える場に友人や知人と一緒に参加することができる」(21.6%)となっています。



●子ども・若者にとって希望がもてる神石高原町となるために町として取り組むべきこと

子ども・若者にとって希望がもてる神石高原町となるために町として取り組むべきこととしては、「若者たちが自主的に活動できる場所や機会の充実」が 50.0%と最も多くなっています。次いで「就労（仕事につくこと）に向けた相談やサポート体制の充実」(43.3%)、「気軽に悩みを相談できる場所や機会の充実」(35.6%)、「年齢や経済的な心配をすることなく、学習・学び直しができる環境・機会の充実」(31.4%)となっています。



(3) 子ども・子育て支援関連団体及び関連施設等対象調査の主要結果

神石高原町のこどもたちの現状や取り巻く状況をみて、 日頃感じていることや思うこと

- ・学校と地域の関わりが増えている。
- ・子どもの自分で考える力や物事の本質を読み解く力が不足していると感じる。
- ・子どもが協働して物事を進めていくことが減ってきている。
- ・子どもに対しては、個性を伸ばし、お互いを尊重し認め合うことで成長するような接し方（指導）が必要である。

日頃、直面している問題点や困っていること

- ・保育士等、人と関わる職業は、精神的にも体力的にも大変な仕事であり、もっと国も真剣に考え、人材が増えるような対策が必要である。
- ・集団生活を送るに当たり、個に応じた支援が必要であると思われるこどもへの対応に対して、人手不足を感じる。
- ・公園整備等は、利用者のニーズが反映できる場を設けて、その意見を取り入れて実施する必要がある。

保護者の施設や取組に対する要望等

- ・きっかけづくり応援事業については、地域や親同士の出会いや交流の場を通して仲間づくりや地域での自主的な活動につなげていきたい。
- ・保護者等の声としても、小児科医療の充実等が望まれている。
- ・放課後子ども教室には、子どもが活動を通じて生き生きと楽しく、友達と仲良く過ごせることが望まれている。

貴団体に、もっと多くのこどもや若者に参加してもらうため、 あるいは円滑に利用してもらうために必要な取組

- ・子育て世代の親同士の出会いの場や、また、関わりのある団体とのつながりのきっかけや機会をつくることが必要である。
- ・学校のやっていること、こどもたちの頑張る姿等をさらに積極的に発信していくべきと思っている。
- ・町や地域のイベントのときに、病院関係者のブースをつくって歯ブラシの指導やキシリートールのガムの配布等を試みる。

**行政に望む支援策、本町のこども計画に希望することや、
こどもや若者の課題に関連して困っていること等**

- ・支援の声をあげにくい人や交流の場に出にくい人へのアプローチの仕方や関わり方について困っている。
- ・町の病後児保育への認知度があがらない。
- ・小児科がないことも保護者からは大きな悩みとしてあがっている。
- ・町の充実したこども関連施策についてアピールする必要がある。
- ・スマートフォンやゲーム等は、こども・若者の生活のリズムに変化を与え、体の成長に及ぼす影響が大きいと考えている。
- ・町内や中学校区のこどもの事業活動が進められるこども同士の交流も広がると思う。

(4) グループインタビューの主要結果

●油木高校

これから過ごしたい（あつたらいいなと思う）場所

- ・友達と集まって勉強できる場所
- ・カフェや休憩できる場所
- ・地域の人、友達と一緒に集まれる場所

現在もっている悩みや不安

- ・学校で自分らしく過ごせない。
- ・自分のやりたいことができず、何も進まなくて焦っている。
- ・生活習慣の良い状態をキープしたいけれど、よく崩れるので困っている。

将来への不安

- ・進路や将来の夢が曖昧で漠然とした不安がある。
- ・勉強を続けられるか心配である。
- ・何を最初に考えるべきか、自分に何が向いているかが分からぬ。
- ・就職を希望しているが、何の職種がいいか分からぬ。
- ・資格取得に不安がある。
- ・なりたい職業につけることができるのか不安である。

ボランティアについて

- ・ボランティアを行う日を学校で伝える等してほしい。
- ・ボランティアに高校生でも気軽に参加できるようにしてほしい。
- ・ボランティアについて学ぶ特別授業をしてほしい。
- ・町のホームページにボランティア募集の掲示板があれば助かる。

高齢者や障がい者、こどもがいる世帯等に対してあなたや隣近所で協力してできること

- ・障がいについて理解することが必要である。
- ・買物の代行や安否確認をできるようにする。
- ・地域との交流を通して情報交換をしたり、高齢者や障がい者と接する機会をつくる。

●青年会

現在もっている悩みや不安と将来への不安

【現在の悩みや不安】

- ・子どもの進学先や学費に悩みがある。
- ・町内には条件に合う仕事がほぼない状況であり、妻に働いてほしいが本人の希望に沿った就労機会がない。
- ・地域に子どもの同級生が少ないことに不安を感じる。

【将来への不安】

- ・地域での役割や行事等が増えているが、親族の高齢化による介護等で、仕事と地域のことを両立できるか不安である。
- ・将来的には、地域行事で「やる必要があるもの」「やらなくていいもの」を取捨選択する段階に来ている。
- ・人口減少による教育・保育施設や商業施設の減少、家屋、農地等の荒廃等に不安がある。
- ・子どもの進学費用に不安を感じる。
- ・貯金ができないので、老後が心配である。
- ・10年、20年たって、子どもが大きくなったときに、学校や公共施設がしっかりと残っているのか不安になる。

今ほっとできる場所、居心地のいい場所等及び将来の居場所

- ・一人になれる場所、相談できる人がいる場所、居心地のいい場所、何もしなくてもいい場所
- ・家族以外に心を許せる友人、仲間がいる場所が増えることが大切だと思う。
- ・自然と笑顔になる場所、家族とか友人とか、一緒に過ごせる場所
- ・自分が一番大切にしている妻子と一緒にいられる場所

神石高原町のまちづくりの関心分野及び意見を伝える方法や手段

【意見や関心を持っている分野】

- ・高齢化や介護に関する分野
- ・生活に必要な子育て支援、農業への支援、学校、病院、スーパー等のインフラ整備に関わる分野

【意見を伝える方法や手段】

- ・会議のほか、動画配信サイトやインスタグラムといった、携帯でも可能な簡単な手段が必要である。
- ・町長に直接言う事も選択肢としてある。ただ、面談の時間指定や必要な書面も自由度がほしい。

神石高原町に意見を伝えやすくなるために必要な工夫やルール

【必要な工夫やルール】

- ・若者世代の意見が反映されないので、高齢世代の充て職を避ける。
- ・若者、子育て世代に配慮した会議形式（時間、場所等）が必要である。
- ・匿名を重視する等、意見を言いやすい環境がいいと思う。

【フィードバックの仕方】

- ・SNS（かがやきアプリ等）を活用した双方向の意見集約、アンケート等が必要であるとともに、言った意見の反映についてのフィードバックも大事である。
- ・意見のフィードバックが明確ならば、意見を出す側はやる気をもって回答してくれる。
- ・フィードバックを広報に載せれば、興味のある人は拾うと思う。
- ・計画書の中で自分たちのインタビューの内容が、どこに反映されているのかを明確にしてほしい。
- ・事前に、自分の意見が回答される時期が分かればいいと思う。

こども・若者にとって希望が持てる神石高原町となるための取組

- ・地域での助け合いと、自由に好き勝手にできるちょうど良いバランスが必要である。
- ・多様な就労機会の醸成、就労支援等、町内でやりたい仕事に従事できるようになれば、夢が実現できると思う。
- ・美しい景観や町の中にぎわいを維持し、民間企業や地域との連携による新たな事業や居場所を創出できれば、こども、若者も希望を感じることができると思う。
- ・町内でとりあえず生活できるレベルまでにするとともに、こどもがやりたいことをやれる環境づくりが必要である。

2 神石高原町子ども・子育て会議 委員名簿

(任期：令和5年11月24日～令和7年3月31日)

区分	名前	所属
委員長	三石 伸一	神石高原町協働支援センター
副委員長	横山 典子	神石高原町民生委員児童委員協議会
委 員	安田 祥一	神石高原町立保育所保護者会（令和5年度）
	粟木原 智恵	神石高原町立保育所保護者会（令和6年度）
	西道 賢絃	神石高原町立保育所保護者会（令和5年度）
	神崎 裕美	神石高原町立保育所保護者会（令和6年度）
	横山 真明	認定こども園どんぐり幼稚園保護者会（令和5年度）
	瀬尾 龍太	認定こども園どんぐり幼稚園保護者会（令和6年度）
	帽 雅芳	神石郡PTA連合会（令和5年度）
	本多 博志	神石郡PTA連合会（令和6年度）
	小畠 博教	広島県立油木高等学校PTA（令和6年度）
	佐伯 隆快	認定こども園どんぐり幼稚園
	西本 伸廣	（公社）神石高原町シルバー人材センター
	清川 満	神石高原商工会（令和5年度）
	三上 人士	神石高原商工会（令和6年度）
	平岡 千代美	神石高原町母子推進員
	鎌田 智詞	神石高原町社会福祉協議会（令和5年度）
	柴迫 莉奈	神石高原町社会福祉協議会（令和6年度）
	秋山 泰章	アイ♥アイ（令和5年度）
	若林 佐都子	アイ♥アイ（令和6年度）
	田丸 栄	神石高原町立小学校校長会
	岡崎 博治	神石高原町立中学校校長会（令和5年度）
	白石 順子	神石高原町立中学校校長会（令和6年度）
	原田 豊之	広島県立油木高等学校（令和6年度）
	松尾 真理	神石高原町立保育所（令和5年度）
	横尾 千寿	神石高原町立保育所（令和6年度）
	佐藤 里佳	神石高原町立保育所
	原田 亘	福山市医師会神石ブロック代表
	矢違 佳菜	神石高原町青年会

3 神石高原町子ども・子育て会議 審議経過

年度	開催回	開催日	協議内容
令和5	第1回	令和5年11月24日	①子ども計画の策定について ②ニーズ調査について
	第2回	令和6年3月25日	①令和5年度事業の取組状況と令和6年度の取組方針について ②教育・保育事業の需要量の見込みと確保方策について ③子ども・子育て支援に関するニーズ調査報告について
令和6	第1回	令和6年5月31日	①神石高原町子ども計画の策定について ②神石高原町子ども・若者生活実態調査について
	第2回	令和6年10月21日	①各種調査結果報告 ・子ども・若者調査結果報告 ・広島県調査結果報告【取扱注意】 ・子ども・若者グループインタビュー ・関係団体等ヒアリング ②計画骨子案（目次構成案・施策体系案・基本理念案）について
	第3回	令和7年1月31日	①神石高原町子ども計画（素案）の検討について ②パブリックコメントについて

神石高原町こども計画

〔発行年月〕 令和7（2025）年3月

〔発 行〕 神石高原町

〔編 集〕 神石高原町 子育て応援課

〒720-1522 広島県神石郡神石高原町小畠 1701 番地

TEL：0847-89-3368 FAX：0847-85-3541